

令和7年第1回定例会

# 一宮町議会会議録

令和7年3月4日 開会

令和7年3月18日 閉会

一宮町議会

# 令和7年第1回一宮町議会定例会会議録目次

## 第 1 号 (3月4日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議会運営委員会委員長の報告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長の施政方針	6
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
一般質問	24
篠瀬寛樹君	24
小林正満君	36
大橋照雄君	39
宇佐美信幸君	56
畑場博敏君	61
藤井幸恵君	70
袴田忍君	73
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	84

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第 15 号～議案第 19 号の上程、説明、委員会付託	106
休会の件	112
散会の宣告	113

## 第 2 号 (3月18日)

出席議員	115
欠席議員	115
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	115
職務のため出席した事務局職員	115
議事日程	115
開議の宣告	117
議事日程の報告	117
議案第 15 号～議案第 19 号の委員長報告、質疑、討論、採決	117
議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
閉会の宣告	143
署名議員	144

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 4 日 （ 火 ）

# 令和7年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和7年3月4日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
8番	鵜	沢	一	男	9番	小	安	博	之	
10番	吉	野	繁	徳	11番	森		佐	衛	
12番	畑	場	博	敏	13番	袴	田		忍	
14番	小	関	義	明						

2. 欠席議員は次のとおり。

7番 鵜 沢 清 永

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町 長	馬 淵 昌 也	副 町 長	大 場 雅 彦
会 計 課 長	横 山 千 尋	教 育 長	竹之内 達 生
総 務 課 長	高 田 亮	企画広報課長	渡 邊 高 明
税 務 課 長	鎗 田 浩 司	住 民 課 長	目 良 正 巳
福祉健康課長	関 晴 美	都市環境課長	森 常 磨
産業観光課長	田 中 一 郎	子 育 て 支 援 課 長	中 村 晴 美
教 育 課 長	渡 邊 浩 二		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事 務 局 長 御 園 明 裕 書 記 長谷川 里 紗

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	請願第 1号 多発する迷惑行為に対する実効ある対策を求める請願

日程第六	一般質問	
日程第七	議案第 1 号	一宮町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第八	議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第九	議案第 3 号	一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第十	議案第 4 号	一宮町個人番号の利用等に関する条例及び一宮町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十一	議案第 5 号	一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十二	議案第 6 号	一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十三	議案第 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十四	議案第 8 号	一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第 9 号	町道路線の認定について
日程第十六	議案第 10 号	令和 6 年度一宮町一般会計補正予算（第 6 次）議定について
日程第十七	議案第 11 号	令和 6 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 次）議定について
日程第十八	議案第 12 号	令和 6 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）議定について
日程第十九	議案第 13 号	令和 6 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十	議案第 14 号	令和 6 年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第 4 次）議定について
日程第二十一	議案第 15 号	令和 7 年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二十二	議案第 16 号	令和 7 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第二十三	議案第 17 号	令和 7 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第二十四	議案第 18 号	令和 7 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第二十五 議案第19号 令和7年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定について  
日程第二十六 休会の件

---

◎表彰の伝達

○議長（小関義明君） 皆さん、おはようございます。

ご参集をいただき、誠にご苦労さまでございます。

さて、会議に入る前に、一宮町議会児童生徒表彰の要綱に基づき、令和6年度、特に優秀な成績を収められました生徒の表彰式をただいまより行います。

議会事務局長より、受賞されます生徒のご紹介をいたします。

御園議会事務局長。

○議会事務局長（御園明裕君） それでは、本年度受賞されます生徒1名の方をご紹介いたします。

一宮町立一宮小学校5年、石田海夏さん。

石田さんは、第58回全日本サーフィン選手権大会SWキッズクラスにおいて、見事に優勝されたものです。

それでは、表彰状の授与に移ります。

小関議長、前にお願いいたします。

表彰状。一宮町立一宮小学校5年、石田海夏様。

あなたは、第58回全日本サーフィン選手権大会において優秀な成績を収め、一宮町のスポーツ振興に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。

令和7年3月4日。

一宮町議会議長、小関義明。（拍手）

○議長（小関義明君） それでは、受賞されました石田海夏さんから一言ご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

（受賞者挨拶）

○議長（小関義明君） ありがとうございます。

今後、さらにご活躍されることを期待しております。

以上で表彰式を終わります。

最後に、皆さん、いま一度大きな拍手をお願いします。（拍手）

以上で表彰式を終わります。

---

開会 午前 9時09分

◎開会の宣告

○議長（小関義明君） 皆さん、改めておはようございます。

本日から令和7年第1回定例会が始まります。休会中には各常任委員会で新年度予算について審議いただくなど数日にわたるものとなりますが、よろしくお願いたします。

ただいまから令和7年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（小関義明君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小関義明君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番の吉野です。会期について、議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針をはじめとして、請願が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正6件、町道路線の認定が1件、各会計補正予算6件、新年度の予算議定が5件、人事案件1件であります。

なお、新年度予算の審議は、慣例により各常任委員会へ付託して審議をしまいたいと思います。また、一般質問は7名の議員から提出されております。以上、勘案いたしまして、会期については、本日3月4日より18日までの15日としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（小関義明君） どうもご苦労さまでした。

---

◎議事日程の報告

○議長（小関義明君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小関義明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

1番、篠瀬寛樹君、2番、宇佐美信幸君、以上兩名をお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（小関義明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から18日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から18日までの15日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小関義明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員、一宮聖苑組合議会議員からそれぞれ議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

---

#### ◎町長の施政方針

○議長（小関義明君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第1回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会では、令和7年度予算案を中心にご審議を願うところではありますが、この機会に

令和7年度の町政運営の基本的な考え方につきまして、所信の一端を申し上げ、引き続き議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、総務課所管の業務についてであります。

令和7年度の当初予算概要について申し上げます。

今日の国の経済情勢は、海外経済が緩やかな成長を続ける下で、金融緩和を例とした各種経済政策の効果もあり、穏やかな回復、成長過程にあります。一方で、アメリカの今後の政策動向を含めた海外の経済、物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、我が国の経済、物価をめぐるリスク要因は軽視できないものであり、これらは常に注視しておかなければなりません。町の財政状況を見ても、所得の増加により町税は堅調に伸びていますが、人件費や物価高騰により委託料や光熱水費などの費用が全体として増加しており、国や海外の経済情勢の影響を大きく受けているところです。

このような中、令和7年度の当初予算につきましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本構想に掲げる「躍動する緑と海と太陽のまち」の実現に向け、これまでの事業の効果検証を行うとともに、社会情勢の変化への対応など、着実に施策が実行できるよう編成いたしました。概要について申し述べますと、一般会計の総額は60億5,000万円で、令和6年度に比べ18.5%、9億4,400万円の増加となり、過去最大の予算規模となりました。

初めに、歳入の町税につきましては、所得の増加をはじめ、企業収益の増加や家屋の新築などが影響し、前年度と比べて6,722万円増加するものと見込んでおります。

次に、歳出では、行き届いた子ども・子育て支援及びよりよい教育環境の提供を目指し、学校給食第2子以降無償化に係る経費や、授業で使用するタブレット端末とそのネットワーク環境の更新費用などを含む教育費を増額いたしました。このほかにも、各校に配置している特別支援教育支援員の増員などにより、一層質の高い教育の提供を追求してまいります。

また、町民の皆様が安心・安全に毎日を過ごせるよう、中央ポンプ場やその他排水機場の施設整備も引き続き進めてまいります。令和7年度は、これまで整備を進めてきた一宮排水機場に代わり、関東台の金久保第三排水機場の整備に取りかかります。

防災関係費では、GSSセンター西側の急傾斜地の整備工事費を計上しており、指定避難所のさらなる安全性の確保に努めます。

そのほか、町の基幹産業である農業については、引き続き効率的かつ持続可能な農業の実現に要する設備導入費用の一部を助成し、新規就農者の育成と担い手確保に努めてまいります。あわせて、これも町の重要な産業である観光についても、今年は一宮海岸中央の海水浴

場駐車場の一部をアスファルト舗装し、利用者の利便性向上を図ります。

そして、文化部門では、令和7年度は戦後80年ということで、一宮町歴史叢書第3集として「一宮町の戦争」を製作いたします。町内には、風船爆弾基地跡や二十八糎榴弾砲砲座跡など貴重な戦跡がありますが、時代の進行とともにこの記憶が薄れつつあることを否定できません。そこで、体験談の聞き取りや資料の解析を通じてこの叢書を編集し、一宮町の戦争を後世に語り継ぐ重要なツールとして広めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計につきましては、3会計総額で26億8,289万3,000円、前年度に比べますと1億422万4,000円の減額となりました。主な減額要因は、国民健康保険特別会計にて、診療報酬や療育費、療養費などの保険給付費が、これまでの実績を根拠に減少見込みであることです。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業会計につきましては6億9,358万1,000円、前年度に比べ4億299万3,000円の増額となりました。主な増額要因は、原地区汚水処理施設の改修工事が増加したものです。

今後も高齢者人口の増加、子育て施策、福祉サービスの充実に伴う社会保障費など、経常的経費の増加による財政構造の硬直化が懸念されるほか、老朽化した公共施設の整備等に係る費用の増加を予定しています。

このような厳しい財政状況を踏まえながらも、新しい時代のニーズをしっかりと捉えた施策を展開し、より豊かな一宮町を築き上げ、次の世代に誇れるよう、さらなる経費削減に取り組み、健全な財政運営に努めてまいり所存でございます。

次に、防災関係です。

建築から50年以上経過し老朽化した南消防署ですが、建設予定地を一宮8728-5等として、地権者と用地取得の契約事務が完了し、登記へ向けて手続を進めているところであります。今後は新消防庁舎建設に向けて、長生郡市広域市町村圏組合消防本部と協力し進めてまいります。

指定避難所である一宮町GSSセンターは、現在、土砂災害特別警戒区域内にございます。このため、令和7年度に裏山の斜面を切土し、緩やかな勾配にすることにより、土砂災害の脅威を取り除く急傾斜地崩落対策工事を実施いたします。

また、令和6年度に防災行政無線デジタル化工事が終了する屋外子局につきましては、令和7年度から数年をかけソーラー式の電源システムの導入を進めてまいります。これにより、現在は停電時に48時間の対応となっておりますが、各子局が自力での発電が可能となること

で、大規模災害等による長期の停電に備えます。

今後も、いつ起きるか分からない災害に対して、万全を期して備えるよう努めてまいります。

続きまして、企画広報課所管の業務についてです。

ふるさと応援事業については、令和6年度、アマゾンなど新たに3ポータルサイトを開設し、計8ポータルサイトの運用を行っておりますが、大きな寄附額の変動もなく前年同額並みの推移をしております。令和7年度につきましては、現地決済型ふるさと納税などの導入による新たな展開で増収を図るとともに、関係人口の創出にもつなげてまいります。

また、世界サーフィン保護区認定に向けた取組につきましては、令和6年度から意識醸成を図るために住民参加型の講演会やグループディスカッションなどを開催してまいりました。令和7年度においても、引き続き町全体の意識醸成を図るとともに申請への準備も進めてまいります。

次に、一宮町中央公民館建設検討委員会検討結果報告を受け、本年4月から企画課で引き継ぐことになった複合施設については、町の主要施策として進めてまいります。

続きまして、住民課所管の業務についてであります。

戸籍・住民基本台帳関係では、本年5月26日から施行される戸籍法等の一部改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。皆様には、本籍を置かれている市区町村から振り仮名確認の通知が発送されますので、ご確認ください。

次に、国民健康保険の関係です。

歳入における国民健康保険税につきましては、団塊の世代が昨年度から引き続き国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、国保の被保険者数が減少していることから、前年度予算と比べ約1,261万円の減少を見込んでおります。

歳出の医療費につきましては、インフルエンザやコロナウイルスなどの感染力の強い病気が近年蔓延していることから、今年度も医療費の増加が予想されます。

また、特定健診の受診率向上を図るため、AIを活用した未受診者対策を引き続き実施し、病気の早期発見、早期治療につなげて医療費の削減を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療制度の関係です。

団塊の世代が75歳以上となり、後期の被保険者数は年々増加傾向となっているため、今後も医療費の増加が見込まれております。また、保険料率につきましては、2年ごとに見直しを行っており、令和7年度は据置きとなります。一方、年間の保険料限度額は、段階的

に引き上げられており80万円が上限額となります。

今後も厳しい運営状況が続くことが見込まれるため、広域連合と一体となって医療費の適正化に努めてまいります。

最後に、国保、後期ともに関係するマイナンバーカードを保険証として使うマイナ保険証への移行についてです。現行の保険証は、昨年12月1日をもって新規発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されております。

お手元の保険証につきましては、引き続き有効期限までは使用でき、マイナ保険証を保有していない方に対しては、資格確認書を交付することにより医療機関で受診することができます。国の主張によれば、マイナ保険証は医療の質の向上につながるものであり、マイナ保険証で医療機関、薬局を受診することで、データに基づくよりよい医療が受けられることや、限度額認定証等を事前申請しなくても高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなど、利用のメリットがございます。

今後も、国からの資料やリーフレットなどを活用し、制度の周知を図ってまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてです。

初めに、高齢者福祉の関係です。

超高齢化社会が進展する中、その対応策の一つとして、令和7年度から福祉タクシー事業を再拡充いたします。

高齢者の方の日常生活を支える移動手段のさらなる充実を図るため、令和6年4月に自動車運転免許証を自主的に返納された80歳以上の方を対象としたところですが、令和7年4月からは自主返納者に限らず、80歳以上で自動車運転免許証がない方全てを対象に拡充いたします。申請された対象者には、日の丸タクシーなどの町に登録されている民間タクシー利用券を年間最大2万4,000円分交付してまいります。

これからも、高齢者の方が住み慣れた一宮町で、健康で充実した生活を送っていただけるよう取り組んでまいります。

次に、福祉事業の関係です。

令和6年11月22日閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に盛り込まれた重点支援地方交付金の低所得世帯支援給付金事業により、令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を支給し、またその世帯のうち、18歳以下の児童1人につき2万円を支給いたします。なお、支給対象と見込まれる方には、4月中旬をめどにご案内を差し上げ、支給事務について滞りなく対応できるよう努めてまいります。

次に、健康事業の関係です。

令和7年度は、10年計画であります第1期一宮町健康増進計画・食育推進計画の最終年度となります。本計画は、町の健康づくりに関する基本的な事項を定めており、全ての町民の皆様が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、これまでの施策の成果を検証した上で、関係機関と連携を図り、町の特性に応じた第2期計画を策定してまいります。

次に、健康増進法に基づく歯周疾患検診を令和7年度から開始いたします。歯周病は、全身疾患や生活習慣との関係が指摘されていること等から、生涯を通じて健康を保つために、20歳から70歳の10歳刻みの年齢の方を対象に、希望される方に受診券を発行し歯科医院にて個別歯科健診を受診していただく個別歯科健診方式で実施してまいります。また、妊婦歯科健康診査も妊娠期の口腔の健康増進等を目的に、同じく個別歯科健診方式での事業を開始いたします。

次に、フッ化物洗口事業についてです。

現在、町内保育施設で年長児を対象に実施しておりますが、教育現場と協議を進め、令和7年度から小学校においても全学年でフッ化物洗口を実施してまいります。

次に、産後ケア事業についてです。

令和6年度から日帰り型、宿泊型に加え、訪問型の産後ケアを実施しておりますが、令和7年度からは利用できる医療機関に東金市の東千葉メディカルセンターを加え、より安心・安全な子育て環境を整え、母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援の拡充を図ります。

次に、今後の帯状疱疹予防接種の見通しです。

令和6年度から任意接種として予防接種費用一部費用助成を実施しておりますが、令和7年4月1日から65歳以上の5歳刻みの方を対象とした定期接種が開始され、接種費用の一部は自己負担となる予定です。接種を希望される皆様が安心して接種を受けることができるよう、体制を整えてまいります。

なお、定期接種の実施に伴い必要となる公費負担分につきましては、次回以降の定例議会において、適切に補正予算として提案させていただきます。

次に、介護保険事業の関係です。

高齢者の皆様の日常生活支援の充実を図ることを目的とする生活支援体制整備事業であります。孤立化の防止や社会参加の推進を図るためにスマホ講座を実施しております。こちらにつきましては、受講者からの要望を踏まえ、講義時間を増やすなど、内容をさらに充実

し、開催してまいります。

また、急速な高齢化の進展に伴い、介護業界における人材の確保が全国的に大きな課題となっております。令和7年度からは、介護事業所に従事する人材の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るために、介護職員初任者研修等を修了し、町内の介護事業所に就業された方を対象に、教材費を含む受講料の一部助成を開始いたします。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてです。

令和7年度から11年度までを計画年度とする第3期一宮町子ども・子育て支援事業計画が間もなく完成いたします。本計画は、就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大、確保を図ることを目的として策定するものです。来年度より第3期計画を推進してまいります。

続きまして、令和7年度の保育所入所児童数について、ご報告申し上げます。

保護者の方の就労等、保育の必要性により調整した結果、いちのみや保育所63名、愛光保育園62名、東浪見こども園45名、一宮どろんこ保育園135名となり、定員内となる305名の方の入所決定をいたしました。

近年の傾向ではありますが、0・1・2歳児の入所申込みが多いため、保育施設と協議を重ねた上で、多数の児童が入所できるよう慎重に調整をいたしております。

次に、学童保育についてご報告申し上げます。

この11月に新年度の申込受付を行い、審査・調整をした結果、全体で215名の利用決定をいたしました。来年度につきましても、今年度に引き続き運営業務を民間委託とする予算を計上しております。一部民間委託になりましても、児童の皆様が楽しく安心・安全に過ごせるよう、また保護者様にとりましても安心していただける運営に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務になります。

まず、農業の関係です。

農業従事者の担い手不足や高齢化、原材料や燃料価格の高騰による経営の圧迫など、大変厳しい状況が続いている現状を踏まえ、高単価での販売及び生産コストの低減などによる所得向上の施策などの展開が必要であると捉えております。

本町農業の持続的な発展のためには、地域農業の担い手を安定的かつ継続的に確保していくことが重要であることから、長生農業独立支援センター及び関係機関との連携を一層密にするとともに、移住・定住施策とも連携し、親元就農や雇用就農、新規参入など新規就農者の掘り起こしに努め、就農前から定着に至るまで総合的な支援を行い、認定新規就農者を含

めた担い手の確保、育成に取り組んでまいります。

また、地域の農業や農地を維持・発展させるため、地域での話し合いに基づき、将来の農地利用を明確化した地域計画を今年度中に策定いたします。

生産基盤の整備につきましては、金久保第三排水機場の整備補修を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

また、地域ぐるみで農地や水路、農道などの保全管理を行う共同活動に対しても、町内6組織に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を実施してまいります。

次に、農業集落排水事業の関係です。

農業集落排水事業につきましては、将来にわたり持続可能な事業経営実現のため、中長期的な経営戦略の下、経営基盤強化に取り組むとともに、接続率向上と経費削減に努め、経営の健全化を図ってまいります。

次に、施設管理についてです。

原地区污水处理場の機能強化事業は、2か年事業の2年目を迎え、令和7年度末をもって工事が完了いたします。新たな污水处理方式への移行後は、利用率に見合った施設規模となりますので、維持管理費用の節減が図られ、かつ、より環境に配慮した污水处理が可能となります。

また、東浪見・北部地区につきましても、老朽化した施設や設備の更新に取り組み、適切な機能維持及び水質保全に努めてまいります。

次に、商工関係についてです。

地域経済は、物価上昇が賃金上昇を上回る中、個人消費が停滞し低調な状況が続いております。また、持続的な賃上げ、労務費の価格転嫁の遅れ、事業承継問題など、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しい状況に直面しております。

そのため、商工会をはじめとする関係機関との連携により、課題解決に向けた適切な支援を行い、地域の商工業振興に努めてまいります。

次に、消費者行政の関係です。

近年、急速なデジタル化が進み情報が氾濫する中で、消費者問題は複雑かつ多様化しております。また、高齢者をはじめとした情報弱者を狙った悪質商法の被害や契約トラブルが後を絶ちません。さらには、物価高騰による消費者負担が増加する中、新たな消費者被害も懸念されております。

こうした中で、消費者トラブルから町民生活を守るため、社会情勢の変化に適切に対応し、

相談窓口の強化や消費者教育の充実を図り、消費者行政の推進により一層積極的に取り組んでまいります。

次に、観光関係についてです。

国内では、2024年訪日外客数、外国人観光客の方々の数が3,600万人を超え、年間過去最高を更新しました。今後もさらに伸びると見込まれており、インバウンド推進の重要性を改めて感じております。そのため、各施設における受入れ環境整備に取り組み、誘客に努めてまいります。

国内交流の拡大に向けては、ワーケーションなど新たな交流市場開拓とともに、地域のコンテンツの充実や魅力の向上による滞在長期化を図るとともに、プロモーション強化に取り組めます。そして、地域の自然や文化の保全と観光が両立し、観光振興が地域社会及び経済の好循環を生む持続可能な観光地域づくりを目指してまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務になります。

初めに、土木事業の関係です。

町道の整備につきましては、例年どおり各区・自治会からの要望等を基に、優先順位評価基準等による整備箇所の選定を行い、道路機能の維持、向上及び安全性の確保に努めてまいります。

また、国の交付金を活用し整備を進めております町道1-7号線道路改良事業（天道跨線橋通り）につきましては、引き続き第2工区の歩道整備を進め、早期完成を目指してまいります。

次に、交通安全対策事業につきましては、通学路安全プログラムに基づく合同点検の結果等を踏まえ、歩行者等の安全性を確保するため、引き続き危険箇所の改善に取り組んでまいります。

次に、環境衛生事業の関係です。

合併処理浄化槽設置事業につきましては、単独浄化槽又は汲み取便槽から転換する際の助成制度として、今年度から1基当たりの助成額を拡充し、実施しております。

来年度につきましても、拡充した助成内容を継続し、さらなる転換の推進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の一層の向上に努めてまいります。

次に、有害鳥獣対策事業の関係です。

イノシシなど有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、引き続き猟友会の皆様など捕獲従事者と連携し、捕獲、駆除による対策を進めてまいります。

次に、公共下水道事業の関係です。

ストックマネジメント計画に基づく大規模改修事業を進めている中央ポンプ場につきましては、今年度からの継続事業として、換気・空調設備他更新工事、電気設備更新工事を進めるほか、来年度は新たに土木建築耐震補強工事や除塵機設備改修工事にも取り組んでまいります。

築30年を迎え、いまだ老朽化の著しい中央ポンプ場のその他の設備につきましても、今後、国庫補助事業を活用した改修を行い、町民の皆様の安心・安全な生活に資する施設として、機能の確保に万全を期してまいります。

続きまして、教育課所管の業務になります。

まず、学校教育関係です。

特別支援教育につきまして、当町ではインクルーシブ教育システムの理念に基づき、令和6年9月に特別支援教育支援員を一宮小学校に1名増置するなど、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童への支援体制の整備を図っています。令和7年度は、小中学校3校に支援員を1名ずつ増置し、よりきめ細やかな支援を行うための体制を強化し、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を推進いたします。

次に、ICT教育につきまして、当町では令和元年9月に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想により、令和2年度に児童生徒1人に対して1台のタブレット端末や通信ネットワーク等の整備を進め、デジタル教材を活用し、授業におけるタブレットの日常的な活用、教科での学びを深める情報活用能力の育成を実践しております。

令和7年度は、タブレット端末の導入から5年目を迎えることから、GIGAスクール構想第2期に基づき、県の補助金を活用したタブレット端末の更新やネットワークインフラの強化など環境を整え、ICT教育の向上を図ります。

次に、学校施設整備につきまして、東浪見小学校では、遊具点検において使用不可と判定された雲梯と平均台を撤去し、新たな雲梯の設置工事を行います。また、雨天時などに雨水がたまり歩きづらく、改善の要望が上がっていた体育館周辺から南門にかけての舗装工事を行います。一宮小学校と一宮中学校では、老朽化した門扉の修繕を行うなど、学校施設の安全性の確保に努めます。

次に、学校給食事業につきまして、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、令和7年度も引き続き第3子以降の学校給食費の無償化を実施するとともに、2学期からは第2子も無償化の対象とし、子育て世帯の支援を促進するために制度拡充を図ります。また、長

期化する物価高騰に対する経済的な負担軽減策として、給食食材費の高騰部分に対し、1食当たり70円の支援も継続します。

今後とも、未来を担う子供たちの豊かな成長のため、安心・安全に学習に取り組める環境や学習保障の提供、そして学校と地域が一体となった教育の実現に力を入れて取り組んでまいります。

次に、社会教育関係です。

まず、新編一宮町史の編さん事業については、編さん事業の進展に伴い歴史資料が増加しており、現在約1万点に及びます。令和7年度に収蔵品管理システムを導入し、管理と合わせて郷土資料をデジタルミュージアムとして公開しながら、文化財のDXを進めてまいります。

また、本年は戦後80年の節目に当たることから、町内の戦跡や戦争体験の聞き取りなどの調査を進め、一宮町の戦争をテーマに一宮歴史叢書第3集を刊行する予定です。

次に、図書の関係では、子供の読書活動推進の一環として、現在、0歳児の乳児相談で行っているブックスタートに加えて、新たに3歳児へ絵本をプレゼントするセカンドブックを開始する予定です。子供たちの成長に合わせた絵本を通して、豊かな想像力を育み、併せて町の図書室の利用促進にもつなげてまいります。

社会教育施設については、全ての施設で経年劣化が進行しているため、各種修繕で利用者の安全を確保し、安心して創作活動やスポーツのできる環境を順次整えてまいります。

終わりに、本定例会には、令和7年度の各会計予算案5件、令和6年度の補正予算案5件、条例の制定、一部改正案など8件、町道の認定1件、同意案1件、合わせて20件の議案を提出いたしております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、私の施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

以上で町長の施政方針を終わります。

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第5、請願第1号 多発する迷惑行為に対する実効ある対策を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することを決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、5番、大橋照雄君。

○5番(大橋照雄君) 5番、大橋でございます。

今回の請願は、町民の方が非常に危機迫る被害を受けるような、そういう心配がまた今後続くということで、議会のほうからも行政に働きかけてほしい、そういう必死の思いが私のところに届きましたので、私が今回紹介議員とさせていただきました。

それでは、請願の内容を発表します。

請願書。

代表者氏名、杉本光男、ほか二百六十何名かの署名がありますが、これは今どんどん増えておりまして、もう300、400までいっております。これは後でまた署名をお届けするということもできますので、よろしくお願いします。

紹介議員、大橋照雄。

件名。

多発する迷惑行為に対する実効ある対策を求める請願。

請願する趣旨。

現在の一宮町は無秩序な観光客誘致に走り、一宮町のふるさと納税の返礼品に至るまで簡易宿所を掲げ、その結果、海岸部を中心とした平穏な住宅地に多数の簡易宿所や施設が乱立し、生活に支障を来す迷惑行為が多発している。

しかるに一宮町は、こうした住民の幸福な暮らしへの侵害を放置しているばかりか、その実情を一宮町内に知らせる努力を怠っている。

さらに、一宮町は迷惑防止条例を制定したにもかかわらず、一宮町では有効かつ実効力のある施策、対応がなされず、住民個人が対応せざるを得ない状況に陥っていることから、以下の趣旨に沿って根本的な問題解決に向けた執政を強く求める。

その内容でございますが、日本国憲法第25条は、国民の生存権(健康で文化的な生活を営む権利)と、国の社会保障、公衆衛生の向上及び増進の責務について定めたものであり、憲法13条では「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、国民の生命、自由、幸福追求権を規定し人権保障の基本原則を定めています。

一宮町の迷惑防止条例の骨子は、あくまでも現在、一宮町に居住し、住民票を保持している一宮町住民の生活を守るために制定するもので、一宮町住民の生活に制限を加えるものではない。

同条例はあくまでも住民が安心して安全な生活を日々送れる環境を求めるものである。

観光は一宮町にとって大切な産業ではあるが、それは住民の犠牲の上に成り立つものであってはならない。

同条例の中に罰則規定を設け、一宮町長は違反者が出た場合、速やかに対応できる組織体制を一宮町役場内に構築する。

一宮町は基本的人権を脅かす事業者を処罰し、一宮町の指導に従わない事業者は町から撤退させることを要求する。

被害の当事者並びに署名に賛同した一宮町住民の悲痛な叫びが一宮町長に届くことを願うての請願である。

請願する理由。

日本国憲法13条及び25条に加え、地方自治法第147条では、地方公共団体の長がその団体を統括する代表であるとしているが、馬淵町長は一宮町で迷惑行為を被る住民に対する実効力のある救済を行うことなく今日に至っている。

馬淵町長は一宮町住民の被害を知り、条例を制定したものの、この条例は静岡県磐田市の条例を転用したものであり、町内事情を正しく反映し、一宮町民に寄り添い、一宮町民の基本的人権を守るための効力を有する条例ではない。

実例として、一個人が宿泊者の騒音による迷惑行為の被害を馬淵町長に相談した際、被害発生時は警察への通報を推奨され、その後それを遵守したが、当該事業者から弁護士を通じた営業妨害との勧告及び回答を求められ、やむなく個人で弁護士を雇い対応を強いられる事象に発展している。

地方自治法第124条の規定により、迷惑行為を被る一宮町の住民が、上記のとおり請願書を提出いたします。

令和7年2月27日。

一宮町議会議長、小関義明殿。

以上が内容でございます。

○議長（小関義明君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） すみません、質問の前に大橋議員に申し上げますが、この請願の背景であります困っている町民を助けたいという思いは、私も同じであります。また、迷惑防止条例を町担当職員と一緒に作り、同様の別案件で現在町と対応中ですので、誤解がないようによろしくお願いいたします。

法令等の根拠などについては、全体会議でありましたとおり畑場議員から多分質問があると思いますので、私のほうからは請願書本文の内容について、ちょっと何点か質問させていただきます。

5 点ありますが、分けてやらせていただきます。

請願の趣旨の部分で 3 点質問させていただきます。

無秩序な観光客の誘致とありますが、どのようなものなのか根拠を伺いたいと思います。

次に、あたかも宿泊関係のふるさと納税の返礼品が悪いような内容ですが、今後はふるさと納税の返礼品からホテルや旅館や簡易宿所の返礼品をなくせということでしょうか。そうでないのであれば、大多数のトラブルがなく営業されている方々に対して大変失礼なことだと思いますので、見解を伺います。

次に、迷惑防止条例は実効力がないとありますが、大多数の方々はルールを守っていて、一部が迷惑をかけている状況だと思いますが、一宮町全体で実効力がないと言い切る根拠をお願いします。

以上 3 点なんですが、なぜ根拠を聞くかといいますと、議会を通してこの請願書を出すということになりますと、全国から一宮町はそういう町だと誤解される可能性がありますので、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 5 番、大橋照雄君。

○5 番（大橋照雄君） これは、提出した方々の気持ちがそういう無秩序だというような感じを受けているので、そういうことを伝えてほしいということでした。

それから、ふるさと納税については、これは町が推奨しているということを意味するということ、この場で発表したいということでした。

それから、何でしたっけ。

（「一宮町全体で実効力がないと言い切る根拠を教えてください」と呼ぶ者あり）

○5 番（大橋照雄君） だから、被害者の人たちが、非常に効果的なことをまだやってもらっ

ていない。だから、それを効果的な形にしてほしいという、そういう気持ちがこの請願の中に入っているということになると思います。

以上です。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

○1番（篠瀬寛樹君） 議会の場ですので、ちょっと慎重にお話ししないと誤解を生むものですので、よろしくお願いします。

次に、四角い黒の2点目なんですけど、迷惑防止条例は一宮町全体の全ての方々が今対象になっていると思うんですが、この2個目のところでは、「一宮町に居住し、住民票を保持している一宮町住民の生活を守るために制定したもの」とありますが、これはちょっと理解が間違っているんじゃないかなと思います。その後の「一宮町住民の生活の制限を加えるものではない」とあるんですが、この意味がちょっとよく分かりませんので説明のほうお願いします。

それと、最後の請願する理由の2つ目、迷惑行為をやめない民泊とかは一部であり、迷惑防止条例は大多数の方々への効力を有していると思いますが、効力を有する条例ではないと言い切っておりますので、その根拠を教えてくださいと思います。

○議長（小関義明君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） まず、今のこのあれは、この人たちの考えは、町の住民に対する制約は考えていませんと。あくまでも業者的な方々のところに対する制約をお願いしたいと、そういう趣旨です。

それから、この断定は、彼らがそういうふうを受け取って断定しておりますということなので、私もこの条例とか何とかの制定に関しては全然加わっていないので、あまり詳しくは勉強していないので、今後、もしこれが改めて制定のし直しとか、そういうことになるのであれば、私も参加させてもらって、ぜひいろんな形であらゆる勉強をして、この中に入れていきたいと思っております。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 今、篠瀬議員から最初に質問がありまして、少しダブるところがあるかもしれませんが、一応4点ほど質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、請願趣旨で述べている「生活に支障を来す迷惑行為が多発している。

町は有効かつ実効力ある施策、対応がなされず」というような文言がありますけれども、具体的にどんな事例が起きているのか。町にどんな怠慢があったのか教えていただきたいと思います。問題点があれば共有したいと思います。

2つ目に、町迷惑防止条例第9条、静寂の保持。この項で示している法令以内であっても、午後9時から翌朝6時までは静寂を保つとあり、その指導に従わない場合には、第14条で措置命令、第15条で立入検査、第16条では公表などの罰則規定が設けられております。請願趣旨の5項目の罰則規定とは何を求めているのかも伺いたいと思います。

それから、3つ目です。同6項目の「基本的人権を脅かす事業者を処罰し」とは、具体的にどういうことなのか伺いたいと思います。また、「指導に従わない事業者は町から撤退させることを要求する」とありますけれども、条例にある措置命令、立入検査、公表により、こういう罰則規定がありますけれども、一步踏み込んだ罰則のような気がしますけれども、これは考えてみると大きく主権の制限、職業の自由の制限、こういったものにつながってくると思いますので、どんな上位法律に基づくものなのか、これも伺っておきたいと思います。

4点目です。請願理由の②です。「一宮町民の基本的人権を守るための効力を有する条例ではない」、こういうふうに言っておりますけれども、条例でいう指導に始まり公表までの手順を尽くして、なお守られていない実態があるのか教えていただきたいというふうに思います。

以上、この4点ですけれども、私は請願者の切実な気持ちはよく分かりますが、条例にする以上は、感情ではなく、冷静に誰もが見て納得できるものにすることが必要であるというふうに考えます。こういう点からあえて質問をするものであります。よろしくお願いします。

○議長（小関義明君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの質問、非常に真つ当なことをおっしゃっているんですけども、この請願者は、町のほうに議会からこういうような気持ちを伝えて、条例とか、そういう町民に安心・安全なことをぜひお願いしてほしいと、それを二元代表制の議会のほうからぜひお願いしたいという要望がここに込められておまして、これを全部このとおりのこととはできないかもしれない。ただ、町と議会と両輪の組織が片方の機能をなしていただきたいと。だからここで、この法律がどうかこうとかという、そういう規則をそのまま決めるようなあれもできない状況ですので、これを基にして、この気持ちを行政に伝え、行政とあるいは議会、あるいは町民がみんなでこういうことに対するできるだけいい条件の政策を、こういう条例をつくってくれという要望なのです。

ここでこういういろんな細かい打合せとか何とかというのは、ちょっと私もまだそんなに勉強していないので。ただ、とにかく急がなきゃいけないという要望の下に、こういう請願に紹介議員として名前は入れさせてもらいました。

参考までなんですけれども、こういう効力を発揮するのは、どうも条例じゃないかという事例があります。1月29日千葉日報、土砂撤去命令に従わなかった疑い。県警は28日、いすみ市小規模埋立て条例違反の疑いである方を逮捕しましたと、そういう内容になっています。ここには、いすみ市の条例に従わなかったから逮捕になったと。したがって、条例がきちんと発令されれば、こういうこともできるんじゃないかという、そういうところが今参考事例であります。

私は、条例の制定まで加わっていないので、あまり詳しくは勉強していないんですが、もし必要であれば、今後そういうことをやるのであれば私も参加させてもらって、ぜひ町民の皆様と勉強しながら、町民のための条例を、効果ある条例をつくりたいと思いますので、その辺をお汲み取りいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） 12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 私、住民の皆さんの気持ち、これを請願として出すというのは、これは国民の権利ですから、どういう文言であろうがいいんですが、それを紹介するという議員になれば、その真意をきちんとつかんでからやっぱり出していただきたいなど。そうでないと、じゃ後で皆さんつくってくださいといって、この請願趣旨に合わないことがまたできちゃった場合に議会の責任というのはどうなるんですか。やっぱり責任を持ってなくなっちゃいますから、この請願内容、趣旨を理解して賛同したということで紹介議員をしてもらいたいと思います。

今、4点ほど挙げた、例えば町が怠慢があったのかどうか。こういったことも含めて回答がなかったので、私はこの審議、なかなか納得ができない。もう一回、請願者とよく相談して出し直してもらいたいというふうに思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小関義明君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） その辺は、たまたもしこの議会で否決ということになりましたら、改めていろんなご意見を持ち帰って相談したいと思います。

ただ、とにかくこの4月あたりから、もう3月あたりからですか、結構お客さんが来ていて、非常に騒がしくなっていて、非常に危機感を感じている方が何名かおられますので、私は

この人たちのためにも一刻も早く、こういう行動をとって、規則をつくって、そういう被害ができるだけ出ないようにしてあげなきゃいけないなと思ひまして、今回このような行動をさせてもらいました。

怠慢という部分については、まだ一向にこの条例を使った行為が何も出てきていないというのは非常に怠慢じゃないかということを請願者の方たちはおっしゃっていました。

以上です。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 私は、本請願に対して反対の立場で討論いたします。

質疑でありましたとおり、法律に沿った明確な回答はなく、このような請願を議会の場で通すわけにはまいりません。一宮町迷惑防止条例を制定した過程において、町で急激な宿泊施設の増加に伴い、深夜、明朝までの騒音等の住民トラブルが絶えず、町の対応も後手でありました。それは事実であります。そのような中で迷惑防止条例が制定され、夜9時以降の静寂の保持が守られる一端となったことも、これは事実でございます。

本請願にある、迷惑防止条例の実効力がなく、効果が有効ではないとの解釈は到底受け入れられず、また基本的人権を守るための条例ではないとしているが、これに関しては論理の飛躍であると考えます。

したがって、本請願に反対の立場とするが、困っている町民を助けたいという思いは同じでありますので、今回請願にあった迷惑防止条例については、今後より一層住民に寄り添う条例となり、住民生活向上の一助となるよう、町執行部、議会が連携し取り組んでいくことを強く要望し、私の反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

どうぞ。

○12番（舩場博敏君） 今、質問をさせていただいた中で、明確な回答がなかったということが、まず1点です。

請願者の気持ちは非常によく分かるし、多くの方の賛同があるということは、そういうような実態があるのかなという気はいたしますが、やっぱり法治国家であるということで、どの法律に基づいて規制をするのか。この主張が曖昧であるというふうにまず思います。請願を採択するまでの理解に達しないというのが現在の状況であります。

もう少し紹介議員も、請願者もよく相談をして整理をされて、主張を整理して全員の理解が得られるように、再度提出をお願いしたいと思います。

そういう面で、本請願は不採択にせざるを得ないというような考えに至っております。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、請願第1号 多発する迷惑行為に対する実効ある対策を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立少数。したがって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

会議再開後1時間が経過いたしましたので、ここで15分間の休憩をいたします。

10時30分をお願いします。

休憩 午前10時17分

---

再開 午前10時33分

---

◎一般質問

○議長（小関義明君） 一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

---

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（小関義明君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 私は4点質問がありますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

先の3点が以前に質問した継続質問になります。よろしくお願いします。

1点目ですが、海岸周辺駐車場の運営について質問いたします。

令和5年12月の第4回定例議会にて一般質問を行い、有料駐車場の料金設定について質問させていただきました。少し振り返ると、質疑応答の中で、令和4年度では町外の方の利用が年間で76%と多くの町外の方が利用されており、この駐車場は町の収益物件として、令和4年度は警備委託料等を差し引いて約1,600万円の収益があり、収益の中から駐車場の舗装やトイレなどの整備を行っております。

町に訪れるサーファーや海水浴客などから、この駐車場は立地もよく、シャワーもあり、トイレもあり、とても有益な駐車場です。安く提供することはいいことだと思いますが、本来、海岸駐車場は町民のための利用が大前提であり、一宮町に住んでくれる方への特権として利用していただきたい。年間同料金の500円ではなく、7月から9月のシーズン中は料金変動制として1,000円に上げてみるなどの方法もあり、町にとって大切な収益物件としての経営が必要であります。

また、視点を変えてお話しすると、一番の立地にある町の有料駐車場が安過ぎると、同種の事業を行う民間部門との間で公正な競争が確保されず、民間の事業者が不利な競争を強いられる状況となっております。

以上の状況から、本年のシーズン中、7月から9月は料金変動制として1,000円での運営を行っていただけましたが、本年の結果はどのようになったのか。昨年度との比較検証と今後の有料駐車場の整備方針を伺います。

次に、一宮町海岸広場の駐車場について質問いたします。

あの場所は基本的に無料であり、現在は小休憩や公園、広場利用客の利用が多く、本年度中には公園に複合遊具も設置され、ますます家族、子供連れの利用が増えると考えます。

ですが、あの場所に駐車してのサーフィンなどは禁止のはずですが、多くのサーファーの方の駐車が確認できます。駐車場で着替えている姿や、たむろっている姿を見ると、やはり子供連れの利用を控える方も多くいると考えます。

以前は看板などの注意書きで規制はできていたのかもしれませんが、効果は薄れてきており、あの無料駐車場へ駐車してのサーフィンは海側の有料駐車場の運営にも直結する話であ

ります。今後の一宮町海岸広場の駐車場の運営方針について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それではまず、有料駐車場の利用状況でございますが、今年度は4月27日から1月13日までの207日間開設し、利用台数は有料5万2,721台、無料1万6,839台、延べ6万9,110台の利用となり、対前年比で20.5%の減となっております。

使用料収入では、有料の利用者の割合が対前年度比23%減少となったものの、3か月間の駐車場料金値上げの影響によりまして、対前年度比で12.4%増の3,840万8,300円の使用料収入となっております。

その中で、今回試行的に値上げを行った7月から9月では、有料の利用台数は2万4,202台、前年同月比で22.5%減、台数にしまして7,018台の減少となっております。使用料による収入では2,420万2,000円、前年同月比で55%増となり、金額にして859万800円の増加となりました。

この結果からも、収益面では値上げによる一定の効果が得られたものの、利用台数では昨年と比較し、減少幅がやや大きくなっていることから、料金値上げにより、近隣自治体への流出や低価格な民間駐車場への利用が増えたことに加え、需要が見込まれる週末において海のコンディションなどが悪かったことなど、複合的な要因が影響し、減少が生じたものと思われれます。

しかし、今年度は変動料金制導入1年目であることから、来年度以降も継続してデータの収集や分析を行い、利用状況を注視してまいりたいと考えております。

また、今後の整備方針でございますが、令和5年の12月議会でも答弁させていただきましたが、海岸の魅力向上につながることを重要であると考えております。そのため利用者が快適に利用できるよう、駐車場の未舗装部分の整備などをはじめ、サーフィンをしない人でも楽しめる施設整備などを行いまして、利用者から選ばれる海岸づくりを推進し、駐車場の利用促進に努めてまいりたいと思っております。

続いて、一宮海岸広場の運営についてお答えさせていただきます。

海岸広場の駐車場は、公衆トイレや遊具、多目的広場など、施設利用者の利便性を確保するために設置した駐車場ではありますが、近年、施設利用者以外の駐車が多く確認されております。これまでイベント開催時を除き、年間を通してこの駐車場が満車となり、利用者の

方々が駐車できないことなどはありませんでしたが、今後この複合遊具の設置に伴いまして、これまで以上に利用者の増加が見込まれます。

そのため、利用者の方々が駐車できないことがないように、利用目的以外の駐車場利用について、場内の看板の設置をはじめ、施設内の注意喚起を表示するなどし、駐車場の適正利用に努めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきます。

昨年度との有料駐車場の検証ですが、答弁がありましたとおり、シーズン料金に上げた7月から9月の利用率は平均で22.5%減でありました。ですが、その後の10月が63%減、これは500円のとときですね。10月が63%減、11月が53%減、12月が11%減と全体的に低い結果となっており、やはり天候や波のコンディションの影響が大きな要因であり、料金を上げたことによる減の影響は少ないと考えます。

また、シーズン制を導入したことによる値上げ分の利用収入増が約1,200万円であり、もしも導入していなかったら、昨年度と比較して年間で800万円の収入減でありましたので、やはり導入した効果は大きいと考えます。

以上のことから、来年度の利用料金は、有料駐車場、有料利用者が増える5月から利用が減る11月までなど、範囲を広げて同料金での運営でもいいと思いますが、見解を伺います。

次に、整備方針ですが、海岸の魅力向上につながる事が重要であり、サーフィンをしなくても楽しめる施設整備、利用者から選ばれる海岸づくりをしていくと答弁いただきましたが、まさにおっしゃっているとおりだと思います。ですが、そのためには、複合遊具を設置した海岸広場や、臨海運動公園を含めた一体的な利用が必要不可欠であると私は考えます。

前回の一般質問で、海岸広場には道の駅はつくらないと答弁いただきましたが、魅力ある海岸づくりにはいろいろな方法があると思います。

以前の質問の中で、魅力ある海岸づくり基金、これは特定財源であり、その用途は一宮海岸の整備に要する経費に充てることしかできないと答弁いただきましたが、これはトップダウンで関係機関にお願いして基金条例を改正し、海岸広場や臨海運動公園を含めた一体的な利用による魅力ある海岸づくりをしていただきたいと思いますと考えております。

地方自治体は厳しい財政運営を頑張っている中での貴重な収益でありますので、有効活用するためにも理解を得られると思います。そのことにより、臨海運動公園が整備できれば、住民へのサービス向上、迫りくる部活動の地域移行の活動場所の整備などにもつながっていきます。

財政上、臨海運動公園の整備を令和17年度以降と10年以上先送りされましたが、めどはないと思っております。その解消にもつながります。まさに、これはサーフィンの経済効果だと考えますが、見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの篠瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、使用料金の変更期間の延長についてでございますが、収入だけに限って見れば議員のお話のとおり、使用料変更を行ったことで増収となっております。しかし、今回この使用料変更を実施したハイシーズンである7月から9月までの3か月間において、利用台数7,018台の利用台数が減少となり、前年度と比較すると大変大幅に落ち込んだものとなっております。

この減少に伴いまして、消費活動の縮小による地域経済の影響、さらに交流人口を増加させ、今後の観光振興を図るといった側面においても影響が懸念されることから、慎重に考える事項だと思っております。

また、今回は変動料金制導入1年目という中で、どのような条件でこのような現象が起き、そして、これまで海岸駐車場を利用していた人たちにどのような行動変容が起きているのかなどについても、今のところ分かっていない状況です。そのため、今後は利用状況の変化や利用実態等を見極めつつ、使用料変更期間について検討してまいりたいと思っております。

次に、魅力ある海岸づくり基金を活用し、そして海岸広場や臨海運動公園、これらを一体に整備を行うことについてでございますが、有料駐車場として改正するに当たりまして、当時、多くのサーフィン客などが増加する中で、利便施設の不足などにより利用者の方々から、トイレやシャワー、駐車場の舗装などの整備について多くの要望が寄せられておりました。

しかし、整備するに当たっては非常に大きな財政負担であり、整備費用を捻出するのは困難であったことから、財源確保の有効な方法として、海岸を利用しているの方々から整備を行

うために必要となる資金を協力金として負担していただき、海岸の整備を行っていく方針となりました。

こうした背景を考慮しますと、まずははまだ整備途上にある海岸整備に充てて、活用を図ることが必要と考えております。

なお、今後この海岸整備が完了した際には、海岸部一帯としての整備等について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 再々質問ではございませんが、この基金条例、平成26年と11年前にできた条例であります。当時から環境や財政の変化に対応していくためにも改正して、先を見据えて有効活用していこうよという提案でしたが、とても残念であります。

2点目にまいります。空き家の実態調査と固定資産税の今後について質問いたします。

令和5年9月の第3回定例議会にて、一般質問にて地方税法の固定資産税について質問させていただきました。少し振り返ると、質疑応答の中で、一宮町では、建物が建っていない宅地で1平米当たり評価額1万円の土地を1,000平米所持していれば固定資産税が9万8,000円になります。それに対して、同じ宅地で住居が建っていれば4万2,000円となります。9万8,000円と4万2,000円で両者は半額以下となり、簡単に言うと住宅が建っていると金額が安くなるということです。

令和5年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を基に、所有者の責務強化、空き家等の活用拡大、空き家等の管理の確保、特定空き家等の除去等の推進を促進するための改正となっており、放置されれば特定空き家となるおそれのある空き家を管理不全空き家として市区町村長から指導勧告ができるようになり、さらに、勧告を受けた管理不全空き家の持ち主は、固定資産税の住宅用地特例が解除されますので、空き家の活用促進に向け、用途変更や建て替え等の促進が目的とされております。

固定資産税の額を抑えたいために住める状況じゃなくても家を取り壊さないでおくという事例が多い中で、空家対策特別措置法では、既に特定空き家に対しては軽減措置の解除をする形になっておりますが、この法改正により管理不全空き家に対しても同様の軽減特例を解除する形となり、解除されると固定資産税がおおむね4倍になると言われております。

住む予定がなく、老朽化が進行する前に売却したり、更地にしたり、リフォームしたりし

て活用していくことを検証してもらうためにも、我が町においても適用していくべきとの考えに対して、本年度中に空き家の実態調査が完了すると思われまます。

行政では言いにくいと思いますので私のほうから言いますが、現在、空き家対策を行政課題として対応を求める風潮がありますが、私は、まずは個人、民間や団体などの所有物でありますので、所有者が責任を持って対応するのが当たり前であると考えます。対応を行った上で行政に頼ることがスタートであります。

そのためにも、先ほど述べた空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の目的のためにも、第1段階が実態調査であります。今後の特定空家、管理不全空家の認定の今後の流れ、スケジュールを伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、篠瀬議員のご質問につきまして、特定空家等と管理不全空家等の関係でお答えいたします。

議員お話しのとおり、本町では今年度、全町を対象とした空き家の実態調査に取り組んでおり、令和7年度には、空き家の適正管理に係る促進策等を盛り込んだ空家等対策計画を策定いたします。その後、適切な管理がなされていない空き家等については、所有者に対し自主的な改善を促すなど、空家等対策計画に沿った対応を行い、なおも改善が見られない場合には、特定空家等や管理不全空家等として認定を判断してまいります。

一方で、認定に当たっては、マニュアルや基準の作成、認定を判断するための組織づくりなど、付随するもろもろの業務が必要となりますので、その処理を踏まえると、本格的な認定の開始時期は令和9年度以降になると見込んでいるところです。

なお、認定開始後は、周辺環境への悪影響の程度や危険度の切迫性など総合的に判断し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言または指導、勧告など、適時適切な措置を講じてまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 税務課長。

鎗田税務課長。

○税務課長（鎗田浩司君） 固定資産税のご質問についてお答えいたします。

固定資産税についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づ

き、毎年1月1日時点で勧告を受けている管理不全空家等及び特定空家等の敷地につきましては、地方税法第349条の3の2第1項により、次年度の固定資産税に係る住宅用地特例の対象から除外することとなっております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問はございませんが、順調に進んでも早く令和9年のスタートと。実態調査を含めると中3年はかかりますので、先を見据えた計画性とスタートの早さの重要性がよく分かりました。ぜひとも、令和9年のスタートに向けて、大変だと思いたしますがよろしく願いいたします。

3点目にまいります。今後の民生委員について質問いたします。

令和6年9月の第3回定例議会にて、一般質問にて民生委員の業務改善について質問させていただきました。少し振り返ると、質疑応答の中で、民生委員の当時の平均年齢は74.8歳であり、主任児童委員を含む全29名のうち4名が欠員となっており、3年に一度の一斉改正の際には後任の方がなかなか見つからないなどの現状が確認できました。

民生委員の職務を改めて振り返りますが、民生委員法第14条の中で、1項、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、2項、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他援助を行うこと、3項、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと、4項、社会福祉に関する活動を行うものと密接に連携し、その事業または活動を支援すること、5項、関係行政機関の業務に協力することとあります。

多くの職務を抱え、担い手不足の中で、まずは民生委員の職務を1項から3項をメインにし、4項、5項は、極力負担のかからない方法を模索していくべきであります。

4項、5項は、一宮町では、敬老のつどいや福祉フェスティバルなど、ほぼほぼ社会福祉協議会からの依頼が多く、多い方では月に半数以上も民生委員の職務に充てている方もいらっしゃいます。職務軽減に向けた委員業務の見直しや削減を進め、委員活動のしやすい環境整備についてより一層努めるとの答弁の中で、本年12月の一斉改選に向けた、現状と今後について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

町の民生委員、児童委員の現状につきましては、4名の欠員となっているうちの1区、綱田地区から候補者の推薦をいただき、町の推薦会を経て、4月1日に委嘱できる運びとなりました。

また、本年12月の一斉改選に向けましては、4月に開催する区長会での正式な推薦依頼に先駆け、事前に各地区において候補者の選任を進めていただけるよう、既に昨年12月に区長宛てにご依頼を差し上げているところです。

また、社会福祉協議会からの依頼による職務が多いという点につきましては、民生委員、児童委員は一宮町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会設置規定により、地区の社会福祉の増進と、町社会福祉協議会事業協力を目的とした各地区社会福祉協議会構成委員となっており、委員としての業務負担が多い現状であることから、各地区社会福祉協議会の中で適正に業務を分散するなど、民生委員、児童委員に業務が集中することのないよう、町社会福祉協議会を通じて促していくとともに、敬老のつどいや福祉フェスティバルなどのイベントについては、開催方法や内容などについて、町社会福祉協議会と協議を重ね、引き続き職務負担軽減に向けた見直しを進めてまいります。

本年12月の一斉改選に向けましては、今後も委員活動のしやすい環境確保について一層努めるとともに、人選に難航する地区が生じた場合には、多くの地域活動者から適任者について幅広く情報収集を行うなど、欠員解消に向け、区自治会と一緒に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきます。

規定により、民生委員になると自動的に社会福祉協議会の構成委員になる。構成委員としての業務負担が多いので、職務負担軽減に向けた見直しを進めていくと答弁いただきました。

まずはっきりさせておきたいのですが、民生委員法第14条の中で4項、5項は、支援、協力することにありますから、主催することではございません。現状、一宮町の民生委員の業務は、今まで長年の業務を積み重ねてきたものであり、今までこういうことをやってきたので同じことをやってくださいという現状です。形上、支援、協力になっているかもしれませ

んが、ほぼほぼ主催のような形になっている業務も多くあります。

町民の民生委員のイメージは、独居老人の方や生活困窮者の方などとの町のパイプ役ぐらいの考えですが、いざやってみると、こんなに大変なの、これは民生委員の仕事なのかと思う方が多く、このような結果からイコールやりたくないのような現状でございます。

担当課長より答弁いただきました職務負担軽減は必要ではありますが、小出しに一つ一つ改善を図る前に、まずは一宮町として民生委員の皆様の必要性を考えるための原点回帰が今必要だと考えます。一宮町として、どのような組織にしていきたいのか、それを再考した上で業務改善を行わないと、まとまるものもまとまらないと思います。

国の法律でありますから、一宮町では法改正できませんので、それにのっとり業務をお願いするしか方法はありません。今は町民の皆様のご尽力により何とかしてもらっている状況から、今の時代に合った組織へと変えていかなければ続いていけないと思います。

現在、本年12月の一斉改選に向けて、現職の方々は後任探しに苦慮しております。3年任期の約2年半業務を行っていただけた方々と、現状と今後についてよくお話し合いをしていただきたいと思います。また、なかなか組織では意見できない方や、区によって考え方や業務も違いますので、個別でのお話し合いも必要だと考えます。それを行った上で、一宮町として民生委員の在り方を示してから、それに向かつての改善が重要だと私は考えます。

本年12月の改選までの期間での改善が一番の機会だと考えますが、町の見解と民生委員の現状の在り方について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、再質問にお答えいたします。

篠瀬議員のおっしゃるとおり、日頃より民生委員、児童委員の皆様には、少子高齢化等の進展により地域のつながりが希薄となる中、住民の身近な相談相手、支援者として、子供からお年寄りまで幅広く町の福祉行政の推進に多大なるご協力をいただいております。町民の安心・安全な生活にとってなくてはならない存在となっております。

職務軽減に向けましては、必要に応じて町社会福祉協議会を交えて、現民生委員の方々と個々に協議を重ね、今までにとらわれない職務負担軽減に向けた業務の見直しや削減を進めてまいります。

今後も委員活動のしやすい環境確保について一層努め、重要な存在である民生委員、児童

委員としてのスムーズな活動を確保できるよう努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いたします。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 再々質問はありませんが、担当課ではなかなか難しい話でありますので、トップダウンでぜひ協議いただいて進めていただければと思います。

4点目、最後の質問にまいります。ふるさと応援基金の使途について質問いたします。

一宮町ふるさと応援基金条例施行規則の中で、ふるさと納税などの寄附金の使途は主に町長が定める6つの事業に分かれておりますが、その中でも、4条1項サーフォノミクス推進事業、6項その他町長が必要と認める事業、この2項目を目的とした基金が令和5年度末でそれぞれ2億円近くに上っております。

サーフォノミクス推進事業の基金につきましては、毎年5,000万円近く、その他町長が必要と認める事業の基金につきましては、令和5年度で3,300万円が上積みされておりますが、令和6年度末でのこの2項目はどの程度の寄附金額、残高になるのかを現状を伺います。

また、寄附が着実に上積みされている中で、令和7年度一般会計予算案では、ふるさと応援基金を利用して行う事業が、サーフォノミクス推進関連事業では338万円のみ計上となっております。さらに、全体を見ても急場しのぎ的な予算配分であり、残る残高については目的を定めるべきかと思いますが、2項目において明確な使途や目標金額などがあるのかを伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度末の見込みですが、サーフォノミクス推進事業への寄附金は1億436万7,000円で、返礼品や必要経費を除いた積立額は5,487万1,000円となり、年度末残高は2億5,305万7,000円です。

同じく、その他町長が必要と認める事業、これは使途の指定がない寄附金ですが、寄附額は4,658万2,000円で、積立額は2,449万円となり、年度末残高は1億9,720万2,000円です。

サーフォノミクス関連事業への積立金につきましては、現在、釣ヶ崎海岸付近に避難施設等の整備を検討していることから、その事業資金に充てることを想定しております。

また、町長が必要と認める事業への積立金は今後控えている公共施設整備事業資金に充てる予定としているため、令和6年度までの事業におきましては積極的に基金の活用はしておりません。さきにお示ししてあります施設整備に係る財政推計も、これらの基金が充てられた計画となっております。

今後にも必要な事業に有効に基金を活用してまいります。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきます。

サーフォノミクス推進事業への残高の約2億5,000万円ですが、釣ヶ崎海岸付近に避難施設等の整備を検討しているから、その事業資金に充てることを想定していますと言われても、この計画はもう令和3年にスタートして、もう4年たっております。当時のスタート段階で、事業計画を立て、事業内容、規模を設定して、スケジュールに乗って目標金額に向けて基金を積み立てていますなら話は分かりますが、取ってつけたようにそれに充てると言われましても、現実的ではありません。

前回の一般質問の答弁で、スケジュール感も事業内容も決まっていない事業では、ご寄附いただいた方々にも大変申し訳ない話だと思えます。せめて、事業目標と目標金額ぐらいを示さないと、ただ毎年集まっているだけのように感じております。

さらに、視点を変えてお話ししますと、日本はインフレの時代に突入し、2022年からおおむね年間に二、三%の物価上昇がこれからも続きます。デフレのときであれば貯蓄していてもいいと思いますが、インフレのときにお金の価値は下がりますから、貯蓄ではなく投資が必要だと私は考えます。貯蓄をしていけば、現状の2億5,000万円が年間で800万円近くお金の価値は下がっていく計算です。そのほかにも、建設業界では、原材料費やエネルギーコスト、各種建設資材、燃料費や人件費の高騰を直で受けております。

私のはっきり言って、今のままでは、おっしゃっている釣ヶ崎海岸付近に避難施設等の整備は実現不可能であると感じています。皆様から頂いた大切な寄附金であること、インフレが続くこと、いつ実現できるか分からない計画、将来の建設費用などを鑑みても、方向転換は早ければ早いほどいいと思います。

これは答弁ありました、その他町長が必要と認める事業への6年度残高約2億円は公共施設資金へ充てるとのことですが、こちらも同様に、時間がたてばたつほど金額内でできるこ

とは減少していきます。早めの決断、実行が必要だと考えます。

前回の一般質問でも言いましたが、私も釣ヶ崎海岸付近に避難施設等の整備ができればベストであると考えますが、前回町長からは、もう少々お待ちくださいと答弁ありましたが、以上を踏まえたふるさと応援基金の用途について、改めて見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 初めの答弁と重複いたしますが、サーフォノミクス推進事業の基金は、釣ヶ崎海岸付近の避難施設等の整備を見据えた上で、今後も必要な事業に必要な基金を活用し、事業を進めてまいります。

また、町長が必要と認める事業の基金につきましても、必要な事業については随時活用させていただきますが、やはりメインは今後予定される公共施設整備事業に充てていく考えでございます。

現在お示ししてあります施設整備のほか、昨今の異常気象に対応すべく、体育館等へのエアコン整備などの必要性も感じているところですので、こういった事案にも柔軟に対応していけるよう、用途については十分に検討し活用させていただきます。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 再々質問ではございませんが、見据えた上ではなくて、どう見据えているかを前回からちょっと別提案も含めて、あの手この手で質問しているんですが、明確な答弁をいただけませんでした。

トップダウンでの計画の推進を申し上げて、質問を終わりにします。

○議長（小関義明君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

---

◇ 小 林 正 満 君

○議長（小関義明君） 次に、6番、小林正満君の一般質問を行います。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

私は、GSSセンター裏山の有効利用について質問いたします。

GSSセンター裏山は、危険性があったにもかかわらず長年放置していました。しかし、来年度、この裏山の崖を掘削して、勾配を緩くして安定勾配にする工事が施行予定と聞きます。さらに、法面を緑化工法による吹きつけをする。この工事の総額は、皆様の大切な税金1億5,000万というような話を聞いております。

裏山から出る掘削残土2万立米は、行き場がないため北側の不動産業者、建設業者の置場を借りて一時的に仮置きをするが、行き場が決まるまで、また、何らかの工事が着手するまで、地代としてお金を数年支払うのですか。まさか無料で民間の土地を借りるのですか。昔からただほど高いものはないといった言葉もあります。

GSSセンター裏山は、思い切って崖条例がクリアできる高さまで取り、そして、この町有地を有効に使うといった考えはないのでしょうか。平らにした場合、町有地面積約6,000平米、坪数で言いますと約1,800坪といった土地ができます。これだけの町有地ができれば、GSSセンターの駐車場不足も解消できると思います。また、ドクターヘリの発着所、給食センター、中央公民館、一宮中学校の第2グラウンドとしての利用も考えられます。

山を掘削すると、残土が多く出るとお金が多くかかるので平らにできないのではなく、出た残土を副産物として有効に利用してはどうですか。例えば、九十九里沿岸で命を守る避難山がない自治体一宮町の避難山の材料にするとか、考えはないのでしょうか。担当課長の答弁ではなく、町長の考えをお聞きします。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 小林議員のご質問にお答えを申し上げます。

GSSセンターの裏山につきましては、GSSセンター建設以来、土砂崩れなどの事故は現在まで認められておりません。しかしながら、令和2年3月31日に土砂災害特別警戒区域に指定されました。そしてまた、昨今の温暖化の影響による雨、台風の激甚化を受けまして、ここに対して何らかの対策が必要となったということでもあります。

そこで、令和5年度に緊急自然災害防止対策事業債を利用しまして、調査・測量を行いました。その結果に基づいて、今年度設計に着手し、来年度には、小林議員のご質問にも頂戴したとおり、掘削をし勾配を緩やかにすることで土砂災害のリスクをなくすという形、こうした形での対策工事を予定している次第でございます。

この工事において一番問題となるのが、残土処理ということでありまして、勾配を緩くして、土砂災害特別警戒区域への指定を解除するという、現在考えている方法であっても約2万立米の残土が発生する予定であります。この残土を処分するとなりますと巨額の費用が発生します。

そこで、今回、先ほどおっしゃっていただいた方向でございまして、今回、隣地の土地所有者様のご厚意によって、そちらへ無償で仮置きをさせていただくということになった次第であります。

小林議員からご指摘をいただいたとおり、残土は有効活用すべきだと思います。そのお考えに異存はございません。ただ、現時点で、この莫大な残土を使用するような公共事業が私ども、また、近隣にもございません。避難山の築造も一つのプランだと思いますけれども、今の段階では考えておりません。

そこで、進行中の長生グリーンライン工事などを念頭に置きまして、今後、その他の残土を有効に活用できる大型公共工事など、そういったものが出現するかどうか、そういったことも見ながら、処理方法時期について関係機関と十分協議をして検討していきたいと考えているところであります。

裏山を全く土を取ってしまっただけで平らにし、活用するというアイデア、私どももこれはすばらしいアイデアだと思います。この工事を行った場合の残土が約6万立米と、さらに現在の2万立米の3倍ほどになりまして、量が大変多くなりますので、これの処理に困るということが新たな課題となります。現在、この土を有効活用できる、そういった文脈を十分見いだせていないということが課題となってくるわけでありまして。

また、財源として私どもが期待しておりますのは、緊急自然災害防止事業債であります。これは、今後の動向はまた変化があるかもしれませんが、現在のところ令和7年度までということで時限が切られております。こうしたことを踏まえて、今回は私どもといたしましては、まずはこの土砂災害特別警戒区域の指定を解除できること、そして現実のリスクを排除する、これを取り除くということを優先して、現在の計画をまとめさせていただいたということでありまして。ご理解を賜れば幸いに存するところであります。

以上ご答弁。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

ございませんか。

以上で小林正満君の一般質問を終わります。

---

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（小関義明君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。私、今回、また質問が6項目ありまして、すんなりと流すにはなかなか大変なあれがありますので、ぜひ答弁のほうもご協力をお願いしたいと思えます。

それでは、まず1番目の減災が基本で安全・安心かという質問から始めます。これは細かく8つほど質問ありますので、取りあえず一気に8番目まで質問しますので、次にお答えいただきたいと思えます。

10メートルの津波で約半分の町民が被害。

仕事は常に最高、災害ゼロを求めなければ満足する結果を得られないと経験から私は学んできました。町は、減災を基本に防災業務を行うと、前回の議会で私の質問に答えております。一宮町の回答に私はちょっと不安がありますので、そこで町民に安心を持っていただくために次の点を伺います。

1番、想定される最悪の津波10メートルで約半分の町民が被害を被ると、町は議会で答えていました。当然、約半分の町民が命を守る一次避難をするんですが、何人の町民が避難行動を取り、どの避難場所にそれぞれ何人避難する計画なのか、具体的に説明してください。

2番、近隣市町村では、タワーや築山など独自に一時避難施設がつくられていますが、町には一つもない。その訳は何でしょうか、説明をしてください。

3番、命が助かった多くの町民が、避難所でしばらく生活することになると思えます。町の指定避難所は、災害特別指定区域や津波災害区域に当たって空調設備が整っていないなど、ほとんどそんなところである。このような状況では2次被害が想定され、助かった命が失われることになりかねない。今、公共施設の建設が検討されているが、町は避難所も考慮した計画を立てているか伺いたい。

4番、避難所に女性や育児への配慮、身障者への配慮など、弱者対策の具体的な対応策の説明を求める。

5番、避難所でテントを活用する自治体が出ている。町はこのような方法を取り入れる考えはあるか。フェーズフリーな対策で町民が用意することも考えられるが、そういうことを

伺いたい。

6番、石破政権では防災庁を設置し、防災にかなり力を入れて取り組もうとしている。町はこの動きにどう反応し、その施策を考えているか、予算面も含めて説明してください。

7番、睦沢町では防災室を設け、専門家を採用して防災に取り組むと発表している。馬淵町長もこのような考えはあるか、また、町の防災係に防災士資格所有者は何人いるのか、さらに女性のスタッフは何人いるか説明してください。

8番、現庁舎は津波到達地域で、災害対策施設として使用できないと想定されるが、災害対策本部となる施設はどうするのか伺います。

以上、1問目お願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、まず1つ目、何人避難する計画なのかということですが、津波の発生時には、まず避難が必要な場所にいる方は原則徒歩で指定緊急避難場所を含む安全な高台等へ速やかに避難をし、身の安全を確保していただきます。その後に、津波の危険性が去ったことを確認し、ご自宅に戻れない方などが避難所へお越しになられます。

この際、町の避難所では3,000名弱の収容が可能と考えております。これ以外としては、各種協定を活用した町外等への避難を検討してまいります。

また、現在、新たに長野県の原村と防災協定締結に向けて協議を進めております。

2つ目、タワーや築山などの関係です。

一宮町につきましては、海岸線を持つ近隣自治体に比べて丘陵部が多くございます。また、海岸近くに高層建築物もございます。これらの建物等の所有者様にご協力をいただき、指定緊急避難場所に指定させていただいております。また、南海トラフ地震を想定した四国地方のように津波到達時間が数分ということではないため、現在のところタワーや築山などの建設をしておりません。

3つ目、二次被害の関係です。

現在、町のメインの指定避難場所であるGSSセンターにつきましては、来年度に裏山の掘削を行い、土砂災害特別警戒の解除を目指しております。また、自動ラップ式トイレ等を用意するなど、避難所環境の改善に努めております。

空調設備の整備につきましては、国の臨時特例交付金などの活用を研究し、現在策定を進

めております今後10年間の財政的な計画を考慮した公共施設事業計画の中で検討してまいります。

新たな公共施設に関しましても、今後検討してまいります。

4つ目、女性・幼児への配慮の関係です。

今年度、液体ミルクやおむつの準備をいたしました。町の備蓄以外にも、株式会社千葉薬品と災害時における応急物資の供給等に関する協定を締結しております。また、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用して、現在ある段ボールベッドに加えて簡易ベッドの整備を計画しております。

5つ目、テントの活用です。

主に避難所内での使用を想定しておりますが、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、テントの購入を計画しております。町民が用意することは現段階では考えておりません。

6つ目、石破政権の関係です。

石破内閣となり、この1月に国の補正予算で創設された上限4,000万円、補助率2分の1の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の活用を現在計画しております。計画策定から提出まで時間があまりございませんでしたが、この計画が採択され次第、補正などで予算への反映を予定しております。

7つ目、防災室の関係です。

現在、防災につきましては、総務課防災行政係が主管しており、4名が所属しております。来年度につきましても、外部からの専門家の採用や機構改革などによる防災室の創設は考えておりません。

現在、防災行政係に防災士の有資格者おりますが、女性の係員はおりません。しかしながら、総務課には女性の職員もおりますし、災害時には役場全体での対応となりますので、それぞれ適材適所での対応に努めます。

8つ目、災害対策本部の関係です。

役場庁舎につきましては、現庁舎建設時に官庁施設の総合耐震計画基準に準拠し、一般官庁施設の1.5倍以上と非常に高い耐震性での建設をしております。また、ハザードマップにおいては、役場付近は1メートル未満の津波を想定しておりますが、5メートルの津波が庁舎に到達しても主構造が倒壊しない安全性を確保しております。そのため、原則的には役場の3階に災害対策本部を設置することと想定しております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○5番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

まず、1番目の避難のことなんですが、私、一時避難所の質問をしておりまして、避難所の今回は質問はしていないんですよ。

まず第1段階で、命を守る行動が避難、一時避難所の場所がどこにあるかというのが非常に重要なんですが、そこに、どこに何人が一時避難ができるかということが計画にあるかどうかということを私は質問しておりますので、その回答をお願いしたい。

それから2番目が、お聞きしますと、一宮町はいろんな条件がそろっているのですが、現在のところ必要ないんじゃないかというようなふうに私は受け取ったんですが、それで本当に大丈夫かどうか。あるところなんかは、財政状況は非常に悪いけれども、1億5,000万ぐらいでまた避難タワーを造ろうという案が出ておりまして、そういうところもありますけれども、本当に一宮町は要らないんですかというのが私の質問です。

3番目、これは避難所の話ですね。先ほど読み上げましたけれども、いろんな条件が悪い避難所が多過ぎて、こういうところに本当に避難させて安心・安全なのか、そういうことを前にも質問していましたが、それで答えの中に、10年間ぐらいの財政的な計画などを考えて検討していきますよというような内容だったんですけども、取り方によっては急がなくてもいいんじゃないかというようなふうに聞こえるんですが、その辺はどうなんですかね、急がないでよろしいんでしょうか。

それから、4番目のことなんですけれども、女性や育児などの配慮で、液体ミルクが登場したのは非常にああとと思うような内容なんですけどね。ただ、特に女性に関するトイレなんかの条件が非常に被災地のところでは問題になっていて、これが精神的な面でかなり影響が出ているので、ここを改善しなきゃいけないよというようなことはありますので、その辺もぜひここは対策してもらいたい。

5番目ですね。テントの話をしました。これは実はあるところでフェーズフリーという防災の対策が開かれまして、その中でいろんな方法が提示されたんですけども、この防災の訓練なんかも、ただ防災訓練をやると、だんだんつまらなくなってマンネリ化すると参加する人が減ったりなんかする。そうすると、意識的な部分が非常に欠如してきちゃうので、参加して楽しいような防災訓練をやったらどうだという、その提案の中で、各町民の皆さんが

テントを張ったキャンプをやると。そのキャンプを楽しいようなキャンプにすると結構参加してくれると。そうすると、いざ災害が起きて避難所に避難するときに、避難所の収容人数が満杯で入れないときに、持っていける人がいたら自分のテントを持って行って、そこで野宿をしてもらって、そういう生活を一時的にしてもらおうという方法がありますねと、そういうのがあったものですから今回紹介したんですが、今のところそういうあれは考えていないということなので、残念ながら、そういうことをお聞きしました。

次に、石破政権で防災庁を設けて防災にかなり力を入れるよと、そういう発表がありました。そこで、まず、町のほうはこういう動きが出たら、事前にどうしようというのをまず計画をつくって、そのお金とかなんとかが出てきたらもうすぐ手を挙げて、これくださいというような動きが必要じゃないか。そういう意味でそういう計画がありますかと聞きましたけれども、そういう計画は取りあえず今後の国の動きに合わせてやりますよという内容の回答だと思いますので、ないということで耳にしましたので、そういうことにします。

7番目ですね。陸沢町、新しい町長は防災室を設けると。これは私、以前にも防災課防災室というのを提言したような記憶があるんですが、馬淵町長はそこまで必要ないんだよというような回答がなされたと記憶しております。しかし、この考えが防災に対する最上位の仕事だという意識の私は表われだと思しますので、再度、これについては考えを改めていただきたいということでございます。それを求めます。

8番目の質問ですけれども、現庁舎は、私は庁舎建設検討委員会にも参加させてもらったときに、ここは津波が来ますと、到達地域ですと。そして、その当時は3メートルの津波が来ると、そういうことを想定して4階以上の建物にしようということで、4階の建物で、この議場が一時避難場所になっているはずなんです。

それで、津波が来ますと当然海水が来ます。それから瓦礫が流れてきます。そこから道路が場合によっては液状化が起こります。そういういろんな想定をすると、この場所に職員の人果たしてどれだけ寄れるか、そういうのがまず心配です。職員がここに寄れなければ、ここは災害対策本部に使えません。だから、そこまで考えたことを防災という面でやらなければ、町としてちょっと不十分じゃないかなという私は思いがずっとありました。

当時、建設のときもそのことを申し上げたところ、その当時の行政のほうでは、その機能を持った施設をほかのところにもう一か所つくりますよと、そういう話だったんですけれども、今だかつてそういうのができていません。だから、その辺の考えを再度どうするか、本当にできるんですかということをお尋ねします。

以上、8点のうち、お答えできる部分を答えていただきたい。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） まず、それでは1つ目、避難所のどこに何人かという質問です。

身の安全の確保のためにどちらに避難されるかは、各個人での判断をして最善を尽くしていただくこととなります。そのため、町でどこに何人という計画はございません。

次に、避難タワーの関係、大丈夫かということですが、市町村によりまして地形や環境などは異なりまして、それぞれ考え方があります。一宮町につきましては、現在、指定避難緊急場所の配置状況や様々な環境を考え、建設に至っておりません。今後も変化する様々な状況などを考慮し検討をまいります。

3つ目、避難所の関係になります。こちらにつきましては、公共施設の建設には財政的な問題やニーズの把握など、検討しなくてはならない様々なことがございます。建設が進むまで既存の施設等で対応させていただきたいと思っております。

4つ目、女性への配慮の関係です。生理用品などの蓄えもございますが、いずれも数には限りがございます。町に非常食をはじめとする備蓄品もございますが、町民の皆様にも各自必要なものをご準備いただければと思います。またトイレにつきましても、簡易ベッド同様に国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用しての整備を計画しております。

テントの関係は質問のところになかったですが、今回のテントにつきましては、避難所内で使用することを前提としておりますので、各家庭での使用は想定しておりません。また、キャンプの道具等は災害対応に役立つ場面は多いかと思っております。しかしながら道具をお持ちである方々は、当然各自でキャンプを楽しんでいると存じます。町主催でキャンプイベントの開催等、現在のところ計画はしておりません。

防災においてフェーズフリーの考えは重要かと思っております。町の備品、施設などにつきましても、災害時、平常時を問わず活用できるものは活用してまいります。

次は、石破政権の関係ですが、重ねての回答になりますが、町としては創設された交付金の活用を考えております。国の採択結果が出次第、補正予算への提案をさせていただきます。今後も国などの動向に注視し、適切な対応に努めてまいります。

7番目の防災室の関係ですけれども、防災も他の業務同様、役場の大切な業務と認識しております。

8番目、災害対策本部の関係です。大橋議員のおっしゃるような状況下のときには、G S Sセンターに拠点を移すなど、状況に応じて対応させていただきます。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 再質問しません。

今まで答弁いただいたのは課長が答弁しているんですけども、これは町長の考えの下に答弁しているというふうに当然考えるべきだと思います。それで、これは町長の考えでこうなっているのか、あるいはプロの防災の方の考えに基づいて発表しているのか、その辺はこの質問の中にはないので質問はしませんが、恐らくプロの方が考えたらこういう答えにはならないと思います。

したがって、私は何を言いたいかといいますと、防災に関しては一宮町の考え方はちょっと不安で、これで町民の方は安心してくださいということは私は申し上げられないなど、そういうことをお伝えしなきゃいけないなということをここで申し上げて、この質問は終わりにします。

○議長（小関義明君） 大橋照雄君に申し上げます。

質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時39分

---

再開 午後 1時00分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

じゃ、2問目に移ります。

町の物価対策を求める。

給料や年金が物価高騰に追いつかない。物価が高騰し、国民生活を圧迫し、一宮町町民も例外ではない。物価が高騰し、町は町民の生活苦の一助とし、ごみ袋の無償配布を考えては

くれないか、そういう声が町民の間からありました。

また、よその市町村で現にやっているところがありまして、非常に好評だということも伺っておりますので、それを町のほうに求めました。

回答をお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、大橋議員の物価対策のご質問についてお答えいたします。

ご案内のとおり、町では今年度、物価高騰の影響を受ける町民の皆様の負担軽減策として、プレミアム付商品券事業や、小中学校給食食材費の物価高騰対策事業など、独自の取組を迅速に実施いたしました。

加えて、新年度におきましても同一の施策を講じ、町民の皆様の負担軽減に努めてまいりたいと考えておりますが、ご質問のありましたごみ袋の無償配布につきましても、十分に検討いたしたいと思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁ですと、ほかにいろいろためになる政策があるから、現時点では無償配布は考えられないということに回答しているように思えますが、それでよろしいですか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

ごみ袋の無償配布でございますが、機を捉えて十分検討いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

○5番（大橋照雄君） 次に移ります。

今の答弁で、今考えられないというようなふうに私は受け取りましたので、次に移ります。財政状況がいいのか悪いのかという質問であります。

財政は健全で良好だと町長が発表しました。

ところで、公民館建設の町民アンケートの委託で、ゼロベースのはずが予算10億円の限度額が提示され、業者の方にこれは何だという質問をした方がいるんですが、そうしたら、これは町のほうの方々のご意向でやるというようなことも聞いていました。

長生村や長柄町では、13から14億の事業で交流センターや公民館を建設しております。一宮町は、この2町村よりも財政が悪いのですか。その点を説明をお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 町長が申しあげました財政は健全で良好は、財政健全化指標の報告の際に申しあげました。

財政健全化指標は、前年度決算額を基に、その時点の地方財政の継続性などを図るために有用とされている指標であり、将来の債務負担状況などを数値化して概観するためには有効でございます。この点におきましては、町長が申しあげましたとおり、我が町の財政状況は健全であることに間違いはございません。

ただし、議員が質問でおっしゃっている一つの施設整備に幾らかけられるかとは別の問題と考えております。健全化指標は現在の状況をはかる指標ですが、施設整備にかけることができる金額は、この先の状況を推計していく必要がございます。

長生村と長柄町が今後どのような施設改修計画を持っているかは存じ上げませんが、我が町には既にお示ししておりますとおり、公民館の後にもまだまだ改修予定がございます。これらの複数の事業は老朽化が深刻な状況が見えてきており、10年、20年と先送りできるものとは思えません。

そのため、今後10年程度のうちに整備をしなければならない複数事業を実施していくための案として、10億円をお示ししたものでございます。

15億円で公民館を建てることも可能ですが、その後の事業は先送りされ、雨漏りや危険な状況が発生しても改修できなくなることも想定しなければなりません。こうした状況を十分ご理解いただきたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁をいただきまして、財政的な面で苦しいから、そのほかのことができないというふうになりますよということでお話しいただいたと思いますが、私は前にも一度、町長にはお話ししたんですが、自治体もこれからは稼いだほうがいいんじゃないのということを申し上げておきましたが、いや、そうあるべきじゃないという回答をいただいております。見解が違うんだよということも、その時点で言っていました。

私は、自分の言っていることが根拠がないことだと非常に申し訳ないので、私の根拠を証明すべく、茨城県の栄町というところまで行ってきました。ここは、ふるさと納税を99億三千何百万円という、そういうものを集めて、しかも私が言うように、このお金を基本として会社を設立して、その会社がまた稼いでいます。

一例を申し上げますと、予算百四十何億で組んだんですが、決算になったら三百何十億になっちゃったと、そういう事例がありまして、それぐらいものすごい町が茨城県にあります。だから、私が言っていたことは証明してくれたような町がありますので、ぜひ、やる気があるんだったらそこに視察に行って勉強して、一宮町も稼ぐような町になってほしいなど、これを私は要望しておきます。

以上です。これで終わります。

○議長（小関義明君） じゃ、次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問をします。

町民を守る町政。

条例をつくっても町は変わらない。町民を守ってくれない。事業者の迷惑行為が一向になくならないばかりか、何ができるか分からない開発が進む一宮町。

静かな暮らしを求めて移住し、静かな暮らしを満喫していた町民に、突然迷惑行為が発生することは耐え難い。町民は町や警察に助けを求めた。町は迷惑防止条例を制定したが、町民を守る行動を一向に取ってくれない。報告も説明もない。これは、被害を受けている町民に不安を強いることを意味している。迷惑防止条例は町長の権限で発動できることになっています。

そこで、前会議でも述べたが、町民の安心・安全のため、期限を設けて早期に発動できないか。町長の町民への思いを求める。

また、簡易宿所の許可は県が出すが、その情報は町に伝えられていないと聞く。これでは突然営業が始まってしまい、事後対策になってしまうことが考えられ、町民にとって耐え難いことになりかねない。

そこで、町長自ら、県に申請が出た時点で町に情報提供をするよう求めることができないか、伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、迷惑行為に対する条例の運用についてです。

これまでもお答えしましたが、町内の一部の簡易宿所では利用客による騒音トラブルが時折発生しており、これについて町は、事業者に対する助言や協力要請など、事態の改善に向けた対応を適宜実施しております。

一方で、騒音を規制するに当たっては、その音量が騒音に当たるか否か、基準値に照らし合わせ客観的に判断することも重要です。そのため、令和7年度の早期には、音量による規制体制も整えるべく、現在、準備作業を進めているところです。

なお、関係条例の運用は適切かつ慎重に進め、迷惑行為の防止に努めてまいります。

次に、簡易宿所営業の許可権者である県に対し、申請を受けた時点で町に情報提供いただけるよう求めることはできないかについてです。

議員お話しのとおり、現行法令の規定では、許可前に県から地元自治体へ情報提供がなされる仕組みはありません。また、県にも確認をしており、許可前の情報は個人情報であるため、提供はできないとのことでございました。

しかしながら、県では、本町の事情に配慮してくれており、事業者から申請等があった場合、迷惑防止条例のお知らせと本町への事前相談を促してくれております。

なお、この町との事前相談は、簡易宿所営業の許可基準に含まれておりませんので、申し添えいたします。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○5番（大橋照雄君） では、再質問をお願いします。

被害者の町民は知らないが、事業者に対し助言や協力要請などを町が行っています。条例施行は、客観的な判断の下、適切かつ慎重に進め、迷惑防止に努めていますと町が言っています。急いではできないということですよ。また、県への情報提供を求めましたが、県はできませんと答えていたと言っていますね。

つまり、被害者町民は公助を期待せず、自助で対応するしかないとなりませんか。そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、令和7年度の早期には体制を整えたいとお答えしたのは、音量測定といった客観的な判断基準の下、開始しようと考えている規制の件でございます。

これには関係法規の整備や騒音測定器の購入、測定者の測定技能習得など、事前に必要となる準備作業がありますので、これらを踏まえ令和7年度の早期とお答えをしたものでございます。

次に、許可前の事前対策でございますが、町といたしましても、事業者との協議調整が許可の前段で行えるとした場合、これは有効な対策の一つになり得ると考えます。しかしながら、現行法令にそうした枠組みはありませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、県の配慮により事業者から事前に相談があった場合には、十分な協議調整をいたしてまいりたいと考えます。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問はございますか。

○5番（大橋照雄君） 今の答弁をお聞きすると、私の再質問したその通りというふうに聞こえます。そして、町長は県に対してそういう働きかけは、取りあえずやっていませんというふうに私は受け取りました。

次、行きます。

5番目、一宮町魅力発表会とは何ですかということですね。

なぜ今、世界サーフィン保護区と生物多様性計画があまりにとっぴな計画と思うので、次の点を伺います。

1 番、2 つの計画が持ち上がった背景はどんなことか。

2 番、この事業の町民へのメリットは何か、具体的な説明をお願いします。

3 番、知名度が上がることで今以上の迷惑行為などが起こる心配がある。町は対策を考えた上で計画を行っていますか。

4 番、サーフィンと生物多様性以外に町の魅力はあると思うか。それは町民に利益をもたらすものか、説明をお願いします。

5 番、一宮町に負の面はないか。あるとしたらそれは何で、どんな改善が必要か。

以上 5 点をお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の 5 点の魅力発表会とはに関するご質問にお答えします。

まず、ご質問の冒頭にございました世界サーフィン保護区と生物多様性計画があまりにもとっぴな計画だといったご指摘がございますが、両事業につきましては、常識から広く外れているような事業や計画ではございませんので、先に申し添えさせていただきます。

それでは、世界サーフィン保護区認定について、1 点目の 2 つの計画が持ち上がった背景はどんなことかについてのご質問ですが、これまで農業や林業、水産業、お祭り、サーフィンをはじめ、海、川、里山といった豊かな自然の恩恵を受け、この地の個性を生かした暮らしを続けてきました。

今の一宮町があるのは、先人の方々がこれらの財産を現在へつないでくださったからです。これより先、さらに足を運びたい町、住み続けたい町を目指すには、行政と町民が一体となって前へ進むことが最も重要なことだと考えます。

そこで、町の魅力を将来の発展のために活用するきっかけとして、世界サーフィン保護区認定を目指すものです。

なお、2 つの計画は、第 2 期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略にあります重点戦略の 4 つの基本目標に掲げており、町の最上位計画に沿った取組策です。

2 点目のこの事業の町民へのメリットは何かといったご質問ですが、世界サーフィン保護区認定の取組においては、サーフィンができるということが大きな柱であって、自然、経済、文化などを取り巻く様々なもの全部がすぐれていることをトータルに守っていこうというこ

とが趣旨でございます。

具体的なメリットとしましては、環境意識の向上、観光の促進、地域コミュニティの発展、各種サーフィン大会の誘致、関係人口の創出につながることで、さらにはシビックプライド（地域への誇り・愛着）の意識醸成、本町のクオリティアップにつながり町民へのメリットとして期待できると認識しております。

3点目の知名度が上がることで、今以上の迷惑行為などが起こる心配がある。町は対策を考えた計画を行っているかといったご質問ですが、町をよくしていこうといったことを目標に掲げる取組でありますので、悪くなることは想定しておりません。

4点目のサーフィンと生物多様性以外に町の魅力はあると思うか。それは町民に利益をもたらすものかといったご質問ですが、サーフィンと生物多様性以外にも本町の魅力はたくさんあると認識しております。それが町民への利益をもたらすかといった点では、お金などの直接的な利益は分かりませんが、心の豊かさや魅力に対する満足感等を得ることはできると認識しております。

5点目の一宮町に負の面はないのか。あるとしたらそれは何で、どんな改善が必要かについてのご質問ですが、3点目のご質問でもお答えしましたが、町をよくしていこうといったことを目標に掲げる取組でありますので、負の面は想定しておりません。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、私からは生物文化多様性計画についてお答えいたします。

1点目の計画が持ち上がった背景についてです。ご案内のとおり、近年、環境汚染や地球温暖化など、様々な原因により地球上の生物種が急速に絶滅しており、そのスピードは年間4万種が地球上から姿を消していると言われております。こうした現状を危惧し、国際的には生物多様性条約が締結されており、国では生物種の保全と持続可能な利用の総合的・計画的な推進を図るため、2008年に生物多様性基本法を制定いたしました。

ご質問の生物文化多様性計画は、この生物多様性基本法に基づく地域戦略であり、本町におきましても豊かで優れた生物と文化を守るため、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する際に必要と判断いたしましたものです。

続いて、2点目の本計画の町民へのメリットについてです。

本町が持つ豊かで優れた生物と文化を保全し、その恵みを将来にわたり享受できるよう、

自然や文化と共生する社会の実現を目指す取組でありますので、シビックプライドの醸成と本町の魅力向上が図られ、町民へのメリットとして期待できるものと考えております。

なお、3点目から5点目のご質問につきましては、先ほど企画広報課長からお答えしたとおりです。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

町民へのメリットはシビックプライドとか、そういういろいろなクオリティーとか、要するにどう感じるか、どう思うかというところがメリットでありますよと。しかし、そういう経済的な面は、取りあえずこの場で発表するようなことはないというふうに受け止めました。

それで、今以上の迷惑行為は起こらないということでお答えしているようですが、それは間違いなくそうなりますかね。私、非常に心配しているんですけども、この辺はどうなんだろうという心配が非常にあります。それから、経済的なメリット、さっき申し上げました。

それから、町をよくするための事業なので負の面は想定していないということですが、それは私も質問がダブっちゃうみたいになるんですが、本当に大丈夫だということでは計画していますが、もし起こった場合に、あっ、想定外だとか、そういうことを言わないようお願いしたいんですが、その辺は大丈夫かどうかお答えいただければと思います。

○議長（小関義明君） 答弁をお願いします。どうぞ。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、大橋議員の再質問のうち、私からは生物文化多様性計画について、決してとっぴな計画ではないということですねとのご質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、とっぴな計画ではございません。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、再質問の中の、まずメリット等の再質問につきましては先ほどお答えしたとおりでございます。

それともう一点、今以上の迷惑行為や負の面というところの再質問につきましては、先ほど答弁したとおり悪くなることや負の面は想定していませんが、もし課題とか問題等が起こ

った場合には的確に対処してまいります。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。どうぞ。

○5番（大橋照雄君） 再々質問になっちゃうかもしれませんが、とにかく馬淵町政で一番私が気になるのが、常に経済的な面がいつも政策の中で置き去りにされて政策を行っているようなところがよく見えます。したがって、その辺を常に意識してくれないと、お金がない、お金がないという、そういう発言になっちゃいますので、ぜひその辺を考慮した町政をやっていたきたいと。

あと、事後に起こったらそれから考えましょうという、この姿勢も非常に問題ある姿勢なので、その辺の姿勢もぜひ変えていただきたい、そういう要望でこの質問を終わります。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問にいきます。非常に多いんで申し訳ないです。

それでは、最後になります。

6番目、公民館建設関連委託事業は。入札の推移のデータによる説明を求めます。

町の入札で不明なところが見受けられる次の委託事業の入札経緯と結果の説明を求める。

1、アンケート調査委託事業は、町の予定額に対し何社が入札し、落札額は幾らで、落札率は何%で、どこの会社が落札したか。

もう一点、計画書作成委託事業というのがありましたが、これも同じく予定額と入札者数と落札額と落札率と落札会社はどこか、説明をお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、1点目のアンケート調査委託事業は町の予定額に対し何社が入札し、落札額は幾らで、落札率は何%で、どこの会社が落札したのかというご質問に対する答弁でございます。

一宮町中央公民館建設住民ニーズ調査業務委託ですが、予定価格は税抜きで370万円であり、業者を6者指名しましたが、応札は株式会社ちばぎん総合研究所の1社のみという結果でございました。応札価格は税抜328万円であり、予定価格と比較して88.65%となっています。

なお、応札が1者のみのため、入札は成立せず不調となりましたが、再度入札を行いま

すと契約締結時期が1か月遅れ、基本計画の策定に影響が出てしまうこと、また、他の業者での受注が困難であったことから、応札のあった株式会社ちばぎん総合研究所と随意契約を締結いたしました。

2つ目の計画書作成委託事業の予定額、入札者数、落札額、落札率、落札会社はどこかというご質問です。

一宮町中央公民館建設基本計画策定業務委託ですが、予定価格は税抜270万円であり、6者指名し、6者全て応札がありました。落札者は株式会社榎本建築設計事務所で、落札額は税抜き250万円であり、落札率は95.59%となりました。

なお、建設検討委員会において、公民館機能だけでなく複合施設として整備を検討する方針となったことから、仕様書の内容を見直し変更契約を締結いたしました。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 再質問お願いします。

まず、1点目のアンケートの関係なんですが、ちばぎん総研さんが随意契約で契約を結んだというふうにお聞きしました。いろいろちばぎん総研さん、協力体制が一宮町とよくできているみたいで、よかったですねということで、よかったですというふうに喜んでおります。

2点目の榎本さんなんですが、前々から町の提案事業のときに協力くださった設計会社さんで、今回の落札率が95.59%ということで協力してくれた榎本さんが落札してよかったんですが、しかし、私が申し上げたように、検討委員会の結果が出てからこういうものはやるべきじゃないんですかという私はお話を議会でしたんですが、いやこれでいいんだということでやっていただいて、結果、話の私もいろいろ聞きましたところによると、この変更になったということですね。だから、この時点でその計画書を作る段階にならなかったということは、これは私が今のこの段階で、まだこの事業を委託するのは早いんじゃないかということはまさに証明されたことになりますので、この辺は非常に町としても責任が重いんじゃないかと。

またこれから契約をし直しすると、またさらに変わっていつちゃうというようなこともあり得るので、この辺はぜひ町のほうでも責任を持ってこういう事業をきちんとやってくれと、そういうことを申し上げて、これで私の質問を終わりにします。

以上です。

○議長（小関義明君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

---

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（小関義明君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） それでは、私からは大きく3つの質問をさせていただきます。1つずつ質問させていただきます。

まず、1問目ですけれども、サーフィン保護区申請に向けた取組についての質問をいたします。

当町は現在サーフィン保護区の申請に向けた取組を進めていますが、その活動に対して私は賛同いたします。しかしながら、保護区申請の難易度や認定による具体的な効果、あるいは制約について、現時点で私自身明確なイメージを持っておりません。また、申請はあくまでも第1ステップであり、認定後はそれに基づいたまちづくりや運用を進めていく必要があると思います。

そこで、既に認定されている13か所の中から当町と同規模程度の地域を選び、町長をはじめとする関係者が現地を訪問することを提案いたします。実際に視察を行い、現地担当者へのヒアリングを通じて認定による効果や必要な予算、さらにはデメリットについても具体的に把握すべきであると考えます。その上で得られた情報を町民に共有し、町全体で認定後のイメージを持った上で次のステップへ進むのが望ましいと考えますが、見解をお伺いいたします。

なお、現地訪問が難しい場合は、まずはオンラインでのヒアリング等の会議実施も検討すべきであると考えます。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員のサーフィン保護区申請に向けた進め方についてのご質問にお答えいたします。

既に認定されている13か所の中から当町と同規模程度の地域を選び、町長をはじめとする関係者が現地を訪問したほうがよいといったご提案をいただきましてありがとうございます。現在、世界サーフィン保護区認定に向けた取組として、有志によるメンバーとともに、ま

ずはサーフィン保護区とはどういうものなのかといった側面から、広く町民の皆様に知っていただく機会として、住民参加型の講演会やグループディスカッションなどを展開中です。これは申請項目に必要な分野を中心としたものとなります。

また、認定を決定するNGO団体Save The Wavesの担当者とは、既にメールを通じ申請に必要な質問事項などのやり取りは行っておりますので、引き続き具体的な手続方法などについて、ズーム会議により確認してまいります。

その際には、認定されている13か所の中から当町と同規模程度の地域の担当者を紹介いただき、認定による効果や必要な予算、さらにはデメリットなどについても具体的な実績を伺ってみたいと思っております。その上で現地視察等が必要であると判断される場合には、現地視察等も考えたいと思います。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） まずはNGO団体を通して既にサーフィン保護区に認定されている同規模程度の地域の担当者を紹介してもらい、オンラインでのヒアリングを行うという回答がありました。ぜひすぐにでも進めていただければと思います。

そこで再質問ですが、参考とする当町と同規模程度の地域を選定するに当たり、具体的にどのような基準を考えているのでしょうか。また、既に具体的な候補がありましたら教えてください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の再質問にお答えします。

当町と同規模程度の地域を選定する際、具体的にどのような基準を考えているのか、また、既に具体的な候補はあるのかといったことにお答えいたします。

選定に関しての基準や具体的な候補は現段階で考えておりませんが、まずは認定するSave The Wavesの担当者に申請の進め方を主体に確認を行い、さらに認定された地域で参考になりそうな認定地域の担当者を紹介いただけないか伺いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

- 2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありませんけれども、目標、ゴールのイメージは非常に重要ですし、既に認定されている地域には蓄積されたノウハウがあると思いますので、早急にNGO団体を通して紹介いただき、コミュニケーションを始めることを期待いたします。

続いて、2問目にいきます。

次の質問は、高齢者向けの福祉タクシーの運賃助成について質問いたします。

当町は現在、高齢者向けの福祉タクシーの運賃助成について、80歳以上の運転免許自主返納者を対象に、年間2万4,000円を上限として助成をしています。

しかしながら、長生郡の他町村を調べてみますと、隣の長生村は65歳以上で家族などの送迎が不可の方、70歳以上の免許返納者を対象に、当町の3倍に当たる年間7万2,000円を上限としています。同じく隣の睦沢町は、65歳以上で家族などの送迎が不可の住民税非課税の方、75歳以上の車を所有していない独居の方、そして年齢関係なく免許返納者を対象に、当町の6倍に当たる年間14万4,000円を上限としています。

これら諸条件は自治体で異なりますが、当町の助成規模は長生郡内の他町村と比較して最も小さいということが分かります。新にこにこサービスも当町にはありますが、利用は町内かつ平日のみに限られるなど利便性に課題があると言えます。また、バスの運行も非常に限定的であり、福祉タクシーの運賃助成に対する需要は非常に高いものと考えております。

よって、福祉タクシーの運賃助成について、新にこにこサービスとの役割の整理も含めた抜本的な見直しが必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

- 議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

- 福祉健康課長（関 晴美君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

現在、町の福祉タクシー事業は、登録タクシー事業者を利用する際に、町発行の利用券を使うことにより運賃の助成をするもので、要介護認定3以上の方、身体障害者手帳1級、2級または3級で体幹、下肢、もしくは視覚に障害のある方、療育手帳最重度または重度の方については年間3万6,000円を上限とし、80歳以上で運転免許証自主返納者の方については年間2万4,000円を上限に助成しております。

さらに、この4月から、もともと運転免許証を持たずに健康を維持し、自分の足で80歳まで頑張ってきた方との不公平感を考慮し、80歳以上で自動車運転免許証をお持ちでない全て

の方を対象とし、年間2万4,000円を上限に助成を開始いたします。

今回の拡充は、65歳以上の方が町内全域で無料で利用でき、大変ご好評をいただいている新にこにこサービスではカバーし切れない町外への移動や高齢により自力では車に乗りづらくなってきた方などを考慮し、介護保険サービスや障害者サービスにはない高齢者の生活に欠かせない外出支援を実現しようとするものです。

超高齢化社会を迎えるに当たっては、可能な限り自分のことは自分で健康を維持し、元気に過ごしていただくことが一番であり、高齢者にとって買物等の外出がひきこもり対策や介護予防に通ずる重要な要素となっております。今後も住み慣れた町で高齢者の方が健康で充実した生活を送ることができるよう、引き続き高齢者の移動に必要な支援策として、福祉タクシー事業について、対象年齢や助成金額の見直し、また新にこにこサービス拡充を含め、利便性の向上につながるよう総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問を行います。

道路交通法の規定により、満70歳以上の方は免許更新の際に高齢者講習を受講する必要があります。さらに満75歳以上の方は、これに加えて認知機能検査または運転免許取得者等検査を受検する必要があります。そのため、警察庁の運転免許統計によりますと、65歳から74歳の免許返納者が全体の半数以上を占めています。

一方、当町では高齢者への助成として、これまで80歳以上の免許返納者のみを対象としていたものを、先ほど答弁あったように、4月から免許を持っていない方にも拡充する予定であるとのことですが、対象年齢の80歳以上という要件は変更されません。本来、免許返納が最も多い65歳から74歳を含めた年齢設定をするべきですが、80歳以上という年齢設定には恐らく予算の制約というのがあると思います。それ以外にどのような根拠があるのかお伺いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、再質問にお答えいたします。

宇佐美議員のおっしゃるとおり、当町といたしましても高齢者ドライバーの安心・安全を

守るためには、早期の免許返納の必要性を認識しているところです。

先ほども申し上げましたとおり、今回の改正はもともと運転免許証を持たずに健康を維持し、80歳まで頑張ってきた方との不公平感を考慮したものでございます。今後も対象年齢の引下げ等、財政部局と協議し、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありません。

高齢者向けの福祉タクシーの運賃助成について実態や需要をしっかりと検証した上で、年齢や助成金額を見直すよう強く求めたいと思います。

それでは、3問目にいきたいと思います。

3番目は、一宮小学校の駐車場所についての質問です。

一宮小学校において保護者が参加する行事がある際、土日であれば役場の駐車場を使用できるようにしていただけることが多いのですが、平日の場合は駐車場所がないため車での来校はできないということになっており、特に海岸地区など学校から遠い地域の保護者にとっては駐車場所の確保が難しく、大きな課題となっております。

実際、児童たちは徒歩で通学しておりますので、保護者も徒歩でという理論も分かります。しかし、一宮小学校の通学範囲は非常に広く、通学にバスを利用している地区もあります。そして現状、通学時間以外はバスの運行がありません。また、多忙な保護者の方々にとって車社会の今日、車を利用できないというのは非常に困るというのが現状かと思えます。

学校の対応としてはグラウンドの開放が考えられます。しかし、この課題は学校だけに任せるのではなく、町としてきちんと現状を把握し、適切な対策を講じる必要があると思えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

一宮小学校の保護者が参加する行事の駐車場につきましては、学校の敷地が狭く、また周辺に駐車可能な場所がないことから、土日の場合は役場駐車場などをご案内しておりますが、平日に開催する入学式、卒業式、三者面談などでは車での来校をご遠慮いただいているとこ

ろです。

宇佐美議員からご提案のあった駐車場としてのグラウンド開放ですが、幾つか課題がございます。

1つ目は、国道からの出入りです。ご存じのとおりこの道路は道幅が狭く、車の擦れ違いが困難です。また、万が一事故があった場合に学校は責任を取れません。

2つ目は、児童がグラウンドに出る時間帯と重なってしまう場合の安全管理です。

3つ目は、グラウンドに車が乗り入れた場合のわだちなどの対処です。特に雨天時に使用した場合には原状復旧するのが困難になります。

以上のことから、グラウンドを駐車場として使用するのは非常に難しい状況です。

今後の対策といたしまして、小規模な行事につきましてはグラウンドの一部開放や周辺土地の利用を検討してまいります。入学式や卒業式など大勢の保護者が来校する行事につきましては、これまでどおり車でのご来校はご遠慮いただきたいと思います。保護者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問はありませんが、まずは小規模な行事について、グラウンドの一部開放や周辺土地の利用を検討していただけるとのことですが、ぜひ新年度から実行できるようお願いしたいと思います。

また、大規模行事についても年間数日のことですので、引き続き考えていただくよう要望して私からの質問を終わりにします。

○議長（小関義明君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

---

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（小関義明君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 大きく2問ありますので、1問ずつ区切らせていただきたいと思います。

日本共産党の焔場です。

本議会では新年度予算を審議、決定する議会ですので、各施策が町の総合計画、第2期ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略の中でどう進んでいるのかを、その進捗状況を含めて3点、平和行政に取り組む町長の政治姿勢について伺いたいと思います。全部で2点4項目になります。よろしくお願いいたします。

第1点目は、平和行政に対する町長の政治姿勢について伺います。

今年は終戦80周年の節目の年に当たり、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞いたしました。また、3月3日から国連で第3回の核兵器禁止条約の締約国会議が開かれております。

今、核保有国の国々やその傘の下にいる国の中で、核による威嚇や核抑止力論、これが安全保障になるかのような行動が取られておりますけれども、最近ではロシアによるウクライナ侵略で、核による威嚇でヨーロッパの国々のウクライナ支援を阻止しようとしたけれども、成功はしませんでした。核抑止力論は安全保障に有効だという考え方が根強くありますが、核抑止力論とは核の使用が前提で、核戦争に勝者はありません。地球規模で破滅の道だからであります。

人類を危機から救おうとする国連、そしてまた各国政府、世界の市民運動が立ち上がり、核兵器禁止条約をつくったんです。世界の平和を求める大きな流れの中で、唯一の被爆国であり、その被爆者の団体が長年核兵器の非人道的な実態を世界に訴えて続けてきたことが今回評価され、ノーベル平和賞、このようにつながったと思っております。

ある研究機関が地球滅亡までの残された時間を示す終末時計、これが過去最も短くなったと、89秒となったと発表しております。非核平和都市宣言を行った町として、戦後80年を迎えるこの節目の年に、今年町長として町内外に平和のアピールをすべきだというふうに思いますけれども、考えを伺いたいと思います。

ちなみに、30年前の終戦50周年の年には、退職教職員の会の方々の請願を受けて非核平和都市宣言を町が表明をし、記念事業として戦争と風船爆弾をテーマにした円形劇場の公演、また、無声映画と劇を組み合わせた公演などが取り組まれてきたのを覚えております。町長の戦後80周年に向けた取組があれば伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、畑場議員のご質問にお答えいたします。

一宮町では、日本非核宣言自治会協議会と平和首長会議に加盟しており、これらの団体を

通じて世界の非核化に向けての活動をしております。

町独自の活動としては、毎年広島、長崎に原爆を投下された原爆の日に、それぞれの平和祈念式典の時間に合わせて、町民の平和意識の醸成のため防災無線により黙祷を呼びかけております。終戦の日も同様にサイレン放送を行っております。また、駅東口に設置されております非核平和宣言の町の看板につきましては、今年度更新をいたしました。そのほかに教育課では、この戦後80年の節目を捉え戦争遺跡の調査を行っており、来年度には一宮町の戦争の歴史を叢書としてまとめる予定でございます。

太平洋戦争の終戦から80年という時を経て、戦争を経験した人も少なくなってきております。この戦争の歴史を風化させず、後世に伝えるべく今後も努めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○12番（畑場博敏君） 再質問を行います。

取組の現状は今ご答弁いただいてよく分かりました。しかし、世界の平和の歩み、これは一部の核兵器を保有する危険な動きに対して核兵器禁止条約を国連で決議し、核兵器の製造、保有、使用や威嚇そのものが人類に対する罪であると、また違法であるということを宣言をいたしました。

唯一の被爆国である我が国もこの条約を一日も早く批准をすること、これが求められております。平和を求め、非核平和都市宣言をしたこの町として、この条約批准を国に求める世論を起こすべきであります。

町長としてこの姿勢を議会で表明をし、具体的には宣言塔の一面に核兵器禁止条約批准を求める町、この宣言を表示して内外にアピールすべきではないでしょうか。答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、再質問にお答えいたします。

当町としては条約への批准に反対するものではございませんが、議会のお考えもあろうかと思っておりますので、議員発議をいただいて、議会の議決を経た上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小関義明君） 12番、冨場博敏君。

○12番（冨場博敏君） 再々質問をさせていただきます。

今の再質問の中で、いきなり表示しろという要望は、やはりご答弁あったように、町全体の意向になっていかなければいけないという点で理解いたします。町としてアピール、これは町議会の合意形成が必要である、このことはよく分かりますので、町長としての政治姿勢だけ再度伺います。

確認させていただきたいと思います。その辺の意思があるのかどうか、また、町全体で宣言をするかどうかは全体でよくもんでいきたいというふうに思いますので、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 冨場議員のご質問にお答えをさしあげます。

私は、個人としては核兵器禁止条約批准を求める町宣言に賛成でございます。我が国はこの条約を批准することを個人としては、国民の一人として期待するものであります。

しかし、議会の皆様の十分なお協議に基づいて意思を決めていただければというふうに思うところであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○12番（冨場博敏君） 了解しました。

次の質問に移ります。次は3問ありますが、続けていきますのでよろしくお願いします。

町の総合計画に当たる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、これが令和4年から令和8年までの5か年計画であります。令和7年度は折り返し地点を過ぎて後半2年の最初の年に当たります。計画の最終仕上げにそろそろ入ると思いますが、3点を伺いたいと思います。

1点目は、まちづくりの基本になる都市計画について述べているところでございます。

総合戦略の118ページから119ページ、施策の24、道路の項があります。この中では2015年都市計画マスタープランが作成され、まちづくりの方向性が決められました。今計画では実態に合わなくなった都市計画道路、この見直しが計画されております。計画の後半2年前になるにもかかわらず、見直し作業が進んでいるようには見えない、こういうわけでありまして、計画どおり達成ができるのかどうか、作業工程の手順や上位計画とのすり合わせ、

これらを含めて進捗状況を伺いたいと思います。

2点目は、重点戦略の基本目標にパワースポット一宮の力の源としての農業と各種産業の拡大の項目です。

具体的な取組策として、持続可能な農業の実現に向けた新規就農者の育成と担い手確保を行い、安定した収益を上げられるよう支援をすることとともに、生産規模を拡大し、農家を支援します、このように述べております。町の目指す農業振興策や理念の具体的な策について伺いたいと思います。

農業の問題については、前議会でも令和の米騒動について伺いました。根本的な原因は、主食である米の需給に責任を持たない農政に大きな責任があると思いますけれども、去年の収穫の秋を過ぎても現在異常な高騰が続いて、1俵4万円を超える価格、このように今報道されております。作柄は決して悪くはなく、全国的には平年作を上回っています。多くの国民が声を上げたことにより、政府は備蓄米の方針を変えて21万トンを買戻すという条件つきですけれども、放出を決めました。

しかし、米が投機の対象として扱われていることも伺っております。政府の米政策の抜本の見直しとゆとりある需給計画が求められております。昨年、食料・農業・農村基本法が見直され、食料自給率が目標から消えました。今月はその基本計画が閣議決定されようとしております。当面これに食料自給率目標、これとか農家への直接支払交付金の書き込み、そしてまた新規就農者への手厚い支援など盛り込ませる必要があります。

農業振興策、これは気象などの自然条件の変化や資材費、労力等の大きく左右される問題であって、こういった産業のためにどうしても国の農政との関わり抜きには語れない状況であります。我々が、我が町1戸当たりの耕地面積、これは比較的狭い町であります。これまでもそういう中でどう生きるか。この中で施設園芸、これを労働集約型の農業ということで発展をさせてまいりました。

一方、最近、新規就農者の若い人々は、安心・安全、環境保全型の有機農業に関心が高く、販売も含めて新しい分野への取組も始めている方々が見受けられます。一宮町の農業振興のビジョンとして、従来型の産地化した分野も育成しつつ、新しく新規就農された方々への育成、援助に力を入れて、情報交換ができるグループ化なり図り、新しい芽を育てていく方向性、これを持つことが大切なんではないでしょうか。行政の適切な関与を求めたいと思いますけれども、振興策を伺いたいと思います。

3点目は、重点戦略の基本目標の4、暮らしの安全・安心を確保するための防災、福祉、

医療の増進の項、ここに掲げている⑧の公共交通の新たな展開であります。先ほど宇佐美議員からの質問があつて、多少ダブる点が出るかと思いますが、よろしく願いいたします。

運転免許証を返納した高齢者への移動手段、この提供など課題と施策が示されています。高齢になり、免許証を返納した方など、移動手段を失うと家に引き籠もりがちになって急速に老いが進む、こういう例もよく耳にしております。何とか地域社会で支え合い、少しでも元気に生きがいを持って暮らせるためにも条件整備をすること、これは必要な施策だというふうに思います。

本格的高齢化社会を迎える中で、郡内各町村でも様々な取組が行われております。高齢者福祉タクシー事業や、これ一つ取ってもタクシー券の金額、年間の使用枚数、年齢制限あるなし、透析通院の場合、母子通院の場合などなど、さらに外出支援事業も様々な取り組みであります。郡内町村の状況を教えていただきたいというふうに思います。

また、当町も新にここサービス、これは新年度から80歳以上でもともと免許を持っていない方、この方々も福祉タクシーの対象に加えるという改善が提案されておりますが、対象年齢の引下げとか、町外の病院への移動手段など、さらなる改善の検討を求めたいと思いますけれども、この辺の対応を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、私からは1点目の都市計画道路の見直しに関するご質問についてお答えいたします。

作業工程につきまして、まずは県の都市計画道路見直しガイドラインにのっとり、未整備区間としての経過年数や整備の可能性、計画路線の必要性などを考慮し、見直しの方向性を検討いたします。続いて、この検討結果について都市計画の見地や地域の実情等を踏まえた総合的な判断を行い、計画路線の存続や変更、廃止など、町としての見直し方針を定めます。その後、方針内容について県との協議調整や地域住民の合意形成等を行い、最後に都市計画法に基づく変更手続を処理いたします。

なお、本町の進捗状況は見直し方針に関する県との協議段階でございますが、町の立地適正化計画の策定や県の都市計画マスタープランの見直しなど、都市計画道路を見直す上で配慮すべき新たな構想が加わってまいりましたので、今後これらを踏まえ見直し方針の再検討を行い、引き続き都市計画道路の見直し業務を進めてまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、私のほうから2点目の持続可能な農業などについてのご質問についてお答えさせていただきます。

近年の農業を取り巻く環境は、高齢化などによる担い手不足、農地の活用や管理、農業用資材の高騰、気候変動などの多様な問題に直面しており、今後も深刻化していくことが懸念されております。さらに、持続可能な社会の実現に向け、農業分野においても環境負荷の低減などの諸問題に対応し、安定供給できる農業がこれから先求められていくと認識しております。

こうした状況下の中、担い手が将来にわたり安定的な営農を継続するため、生産性の向上を目的とした農地の集積・集約化は国の施策の中でも重要な位置づけとされております。そのため、農地の貸借については千葉県農地中間管理機構を中心に取り組んでいるところでございます。

さらに、地域での協議に基づき、各地域の農業の将来の在り方と農地ごとに農業者を地図上に示した目標地図などを定める地域計画を今年度策定いたします。今後、本計画によりまして集積・集約化がさらに加速することが期待されております。

また、高齢化による農業の労働者不足が深刻化していく中で、営農を続ける意欲のある農業者を支援するとともに、新たな担い手確保、育成することが重要と認識しております。そこで農業者が後継者不足などにより減少していく中、他の農業者が受皿となって農業生産が維持されるよう農業者の法人化や、さらには次世代の担い手となる新規就農者の確保のため、長生農業独立支援センターの活用に加え、町の魅力や移住定住施策などの情報を発信するなどし、積極的に人材確保に努めてまいりたいと思います。

また、担い手が減少する中、生産水準の維持や環境負荷軽減を図るためにスマート農業技術の導入や普及が求められますが、高額な機器購入費、そして維持管理費、操作技術の取得といった多くの問題もあり、特に小規模や高齢農業者にとって先進技術の導入は大変厳しい現状にあります。そのため地域農業者が幅広く先進技術の恩恵を受けられるよう、各種補助制度を積極的に活用しながら先進技術の導入を推進し、今後の持続可能な農業と安定的な食料供給に努めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、畑場議員の3点目の外出支援事業についてお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上になる超高齢化社会を本格的に迎える中で、各町村とも独自に外出支援サービスに取り組んでおります。財政規模や取り組む施策も公共交通の有無など条件によって様々で、一概に比較や口頭での説明が難しいため、郡内の現状について抜粋して回答させていただきます。

福祉タクシー事業は郡内各町村で実施しており、主な対象は高齢者をはじめ身体障害者、要介護者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、人工透析治療を受けている者、妊産婦などです。

高齢者に限った郡内の状況は、長南町では75歳以上の町民税非課税者に1枚500円を年間最大72枚で3万6,000円、睦沢町では65歳以上の町民税非課税者、自主的に自動車運転免許証を返納した者に1枚2,000円を年間最大72枚で14万4,000円、長生村では65歳以上で自動車運転免許証がない者、自動車運転免許証はあるが健康上の理由で運転が難しい者、70歳以上の自主的に自動車運転免許証を返納した者に1枚1,500円を年間最大48枚で7万2,000円、白子町では70歳以上で家族による送迎ができない者に1枚500円を年間最大48枚で2万4,000円、長柄町では75歳以上の者、65歳以上で自動車運転免許証がない者、自動車運転免許証はあるが健康上の理由で運転が難しい者に1枚1,000円を年間最大48枚で4万8,000円、一宮町では来年度から80歳以上で自動車運転免許証がない者に拡充し、1枚1,000円を年間最大24枚で2万4,000円となっております。

その他、高齢者の外出支援事業としましては、一宮町では65歳以上の方が町内全域へ月に片道8回無料で利用できる新にこにこサービス、長南町では65歳以上の方が町内全域で片道500円で利用できるデマンド乗り合いタクシー、長生村では65歳以上の高齢者のみの世帯の方が村内全域及び郡内の医療機関へ月に往復4回無料で利用できる外出支援サービス、白子町では75歳以上の高齢者のみの世帯の方が町内全域へ片道8回無料で利用できるらくらくタクシーを実施しており、睦沢町、長柄町では実施しておりません。

つきましては、今後も引き続き高齢者の移動に必要な外出支援策として、利便性の向上につながるよう総合的に検討してまいります。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○12番（畑場博敏君） 12番、畑場です。答弁ありがとうございました。

農業関係について、1点再質問をさせていただきます。

農業を取り巻く情勢は厳しいものがあります。私は新規就農されてこられた方々が安心・安全、環境保全型農業に魅力を感じて実践に踏み出している、このエネルギーこそ大切であり、光を当てるのが新しい農業振興策の目になるのではないか、このように考えております。

行政が適切に関わって輪が広がるように援助をして、人材育成できるよう取り組むことを強く求めたいと思いますけれども、この点について再度伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの畑場議員の再質問にお答えさせていただきます。

それでは、有機農業につきましては農業環境への負荷を軽減し、そして環境保全意識を持つ消費者に応えるとともに、化学肥料、農薬の使用低減を通じて農業経営の安定にもつながってまいります。現在、国では生産力向上と持続性の両立を目指し、みどりの食料システム戦略を定め、その中で2050年までに化学農薬は使用量の50%、化学肥料につきましては30%を低減することなどを掲げております。

このため、環境に優しい持続可能な農業をより多くの農業者に普及させるため、有機農業に関する情報や取組内容等を積極的に発信していくとともに、国の環境保全型農業直接支払交付金制度、これらを活用しながら新たな有機農業の普及に取り組んでまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間以上が経過いたしましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時30分といたします。

休憩 午後 2時17分

---

再開 午後 2時31分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（小関義明君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

質問は1点です。世界サーフィン保護区認定に向けての取組について、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、藤井議員の1点目の世界サーフィン保護区認定に向けの取組についての進捗状況と今後のスケジュールについてのご質問にお答えします。

まず、進捗状況といたしまして、これまで世界サーフィン保護区認定に向けた取組として、毎月1回、有志の皆様、こちらは世界サーフィン保護区への取組に賛同して下さっている各キーパーソンとなるメンバーとのミーティングを行っております。その中で、本取組に対する展開方法などについて意見交換並びに情報交換を行っております。そうした意見交換などの結果を踏まえ、まずはサーフィン保護区とはどういうものなのかといった側面から広く町民の皆様方に世界サーフィン保護区について知っていただく、また、理解していただく機会として、住民参加型の講演会やグループディスカッションなどを開催してまいりました。

第1回目は令和6年11月10日に本取組に対する町民説明会と各種団体キーパーソンによる町の魅力をテーマとしたディスカッション、そして今年、令和7年1月26日は「一宮町の魅力～豊かな自然～」と題し、町の自然や生物、文化を再認識いただくための講演会とグループディスカッション、また、この3月1日には海からつながる歴史文化を切り口とした講演会や各種歴史文化代表による談話と参加者とのディスカッションを行ってきたところです。これは、申請項目に必要な側面を分野ごとに講演会やディスカッション展開しているものとなり、より多くの町民の皆様方にサーフィン保護区への理解を深めていただくためのものとし

ております。

今後のスケジュールでございますが、申請書作成が大きな目標とはなりますが、それと同時に多くの町民の皆様方にサーフィン保護区への理解を深めていただき、さらに一宮町の誇りや愛着といったシビックプライドを図ることが重要と考えておりますので、引き続き申請項目に必要な側面で講演会やディスカッションまたはイベントなども行いながらサーフィン保護区への理解を深めていただきたいと考えております。

また、世界サーフィン保護区認定においては、コミュニティーの合意形成や、できるだけ多くの組織や個人、団体などからサポート確保も要件となることから、今後、推薦状の獲得も行ってまいります。その際にはぜひご協力をお願いいたします。

なお、申請については、宇佐美議員の答弁とも重なりますが、認定を決定するNGO団体 Save The Wavesを通じ、申請に必要な具体的な手続方法などについてZoom会議などにより確認しながら申請書を作成し、できるだけ早い時期に提出をしたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井です。再質問いたします。

住民協働によってここまで進められてきたとのこと、高く評価したいと思います。講演会やグループディスカッションに私も参加いたしました。住民の皆様生の声を直接伺い、それぞれの一宮町への誇りや愛着を感じるとともに、改めて一宮の魅力について考え、学びを深める機会となりました。そして、この魅力ある一宮町の自然、環境、文化、伝統を守りたい、次世代へのバトンをつなげたいとの思いを強くいたしました。それは参加された皆さんも同じで、だからこそ毎回活発な意見交換が交わされ、会終了後もあちこちで楽しげに語らいの輪ができています。批評、批判ばかりでなく、前向きで建設的な意見がたくさん聞かれ、皆さんが笑顔で話されている様子が印象的でした。とてもすてきなことです。キーパーソンとなっているローカルコーディネーターやサポーターの皆さんのお力添えに深く感謝したいと思います。

そこで、再質問いたします。住民協働の難しさの一つに役割分担と責任の所在が挙げられます。このあたりはどのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

- 企画広報課長（渡邊高明君） それでは、住民協働への見解ということで再質問にお答えします。

住民協働は地域の課題解決や活性化のために、住民と行政が対等な立場で協力し合いながら進めるものと認識しております。それぞれの役割を明確にし、お互いに補い合うことが成功の鍵となります。成功させるポイントとしては、行政は支援者としての姿勢を持ち、住民の皆様には当事者意識を持っていただき、継続的な対話とフィードバックを行うことだと考えます。

また、世界サーフィン保護区認定につきましては先ほども答弁させていただきましたが、町の上位計画となる取組でありますので、責任の所在は町にあるとの見解でございます。

以上です。

- 議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

- 3番（藤井幸恵君） 3番、藤井です。

最後に町長に伺います。世界サーフィン保護区の認定に向けての取組、この件は馬淵町長が最初の選挙で掲げられていたことであり、町の総合戦略として最上位計画に位置づけられました。しかしながら、なかなか実績が出せずにいたところ、住民の皆様からによる働きかけ、特に20代の若者が中心となってくれていることで状況が大きく動き出したように思います。未来ある若者が一宮町の多彩な魅力を感じ、守りたいと思い、行動に移してくれている、本当にうれしく思いますし、自分自身、議員として身の引き締まる思いです。

このように、まちづくりの輪に多くの住民の皆様に加わってもらう必然性を、小さな自治体であればなおのこと強く感じます。これからも住民協働でこの取組を前進させていただきたいと考えますが、町長の見解を伺ってこの質問を終わります。

- 議長（小関義明君） 質問が終わりました。

再々質問に対する答弁をお願いします。

町長、馬淵昌也君。

- 町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、先ほど渡邊課長のほうからご答弁申し上げたこととも重なるんですけども、住民の皆様が地域の明日を担う主人公でいらっしゃるということで、前を向

いて立ち上がっていただく。その皆様と行政が信頼関係を結ばせていただいて、その皆様をお支え申し上げる。そうした関係というのが最も理想的な形だと思います。サーフィン保護区についても長い前段階があったのは今、議員のおっしゃったとおりでございますが、そういう形で共に歩む大事なトピックとなったことに本当にうれしく存ずる次第でございます。

禅の言葉で啐啄同時という言葉があります。これは、鶴の卵がかえるときに、外からつつく、中からつつく、ひなのほうがつつくのが聞こえるのかもしれませんが。あるいは、親がそろそろと思ってつつくのかもしれません。その啐と啄という2つの殻をつつくその行為が両方が合わさったときに卵が割れてひながかえっていく。これは行政と住民の皆様との関係でも同じだと思います。両方の呼吸があって、まさに啐啄同時で一緒に進みましょうという信頼関係が結ばれたところに最もすばらしい明日が開けてくると思いますので、今後とも今おっしゃっていただいた、住民の皆様が主人公であって、行政がお支えするという、そうした住民協働の在り方というのをどこまでも守って、啐啄同時の実り多い一宮町にしていければというふうに強く願うところであります。これは不退転でそのようにいたしたいと思います。

○議長（小関義明君） 以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

---

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小関義明君） 次に、13番、袴田 忍君の一般質問を行います。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 私のほうも2点質問がありますので、1点ずつ区切らせてお願いいたします。

まず1点目、学童保育の支援体制についてお伺いいたしたいと思います。

町内2か所の学童保育所、これは一宮と東浪見小学校内にあります。町から民間に委託され約9か月が経過しました。年々学童保育の利用者が増える中で、委託業者、それを利用する児童、子供たち、町の支援体制は十分なのか、3点ほどお伺いいたします。

1点目、民間委託したが、そこを利用する児童への支援指導内容は十分把握しているのか。

2点目、年々多くなる学童利用者の生活、遊びの空間は、現状の状況で適切なのか。

3点目、これは民間業者が考えることと思いますが、今の子供の数で職員の数に足りているのか。

この3点、お願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 袴田議員の昨年7月から学童運営を委託していることについて、1番目の支援指導内容を十分把握しているかについてお答えします。

県内市町でも学童保育運営に実績のある業者に委託をしており、他市町と同様に安全対策、衛生管理、防災・防犯対策、個人情報、苦情解決、アレルギー対応などのマニュアルを基に運営しています。統括管理責任者の配置により、現場の課題を抽出し、町との情報共有を担っております。また、各教室からは毎日日誌の報告があり、急を要するときは電話でも連絡がありますので、学校や教育課と連携を取ります。

保育内容については、通常に加え、各活動や季節のイベント、体験教室などの行事も計画の下、実施しております。

職員の人材育成については、多様な研修を継続的に実施しており、配慮が必要な児童の支援なども努力しています。

2番目の、生活、遊びの空間は現状の状況で適切かについてお答えします。

7月から運営を委託しておりますが、児童数が増える夏休みに入り、タイトなスケジュールでの準備等の中、一宮と東浪見それぞれの特徴、状況を踏まえて、部屋の模様替えや支援方法を変化させるなど、創意工夫して運営したと報告がありました。厚生労働省の基準では、児童1人につき専用区画面積1.65平方メートル以上となっており、学童クラブ教室の面積から計算すると国の基準以上の面積を確保していますので、空きスペースを利用して遊びの場としています。また、小学校と協議し、使用可能な場合は、体育館や運動場なども使用しています。

3番目の職員の数が子供に対して何人必要か、足りているのかについてお答えします。放課後児童クラブガイドラインでは、おおむね40人程度が望ましいとしており、教室の面積によっては40人以上の定員としています。職員数は1教室に2人以上の支援員を配置し、そのうち1人補助員に替えることができるとしていますが、子供の個人差への配慮もあり、一宮、東浪見ともに各教室4人から5人の職員を配置しています。現在、実人数として平均40人を下回っておりますが、年々利用申込みが増加傾向でありますので、施設の増設や教室内の備品配置替えなど、環境整備の工夫をしております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○13番（袴田 忍君） 再質問が2点ほどございます。よろしくお願いします。

1点目は、今、遊びをする、学習をする、おやつを食べる、生活の場所は確保されているとしています。実際に私も見てそう思いました。ただ、子供たちが何かの疾病で休養をしなければいけなくなった場合、要するに病気になった場合、部屋の使い方はどのように工夫しているのか。また、学校が優先される体育館、そして運動場、これはもちろん学校優先だと思いますが、学童保育の子供たちも使う必要があると思います。その利用は十分なのか。

2点目、子供たちの部屋の確保、これは一つのものでございますが、もう一点、職員の利用する部屋は必要ではないのか。子供たちと生活をしている中ではストレスをためてしまう、そういう状況の中では職員室も必要ではないかと思いますが、その辺は委託業者との連携は十分取れているのか、お聞きします。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 1番目の疾病で休養する場や体育館、運動場の利用についてお答えします。

発熱や体調が悪くなった児童のために各部屋に布団を配置していますので、部屋の空きスペースに囲いを設置して、保護者が迎えに来るまでの間、休養しています。

体育館や運動場は学校の行事などを除いて許可をいただければ利用可能です。

2番目の一宮学童の部屋数や委託業者との連携が十分かについてお答えします。

次年度の利用者増になるクラブについては、今年度より空きスペースが少なくなります。学校の施設には限りがあり、増設は難しい状況ですが、机や備品の配置替えなど工夫して運営することになります。また、職員の静養室についても、ほかに部屋があれば休養も可能なんです。労働基準法にある6時間を超えないシフト勤務でもあるため、現在は休憩時間の取得はない状況です。その他委託業者とは双方の連絡を取り、必要な要望などは可能な限り受けております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○13番（袴田 忍君） 再々質問はございませんが、学童保育、子供さんを預かるという場所の中では、遊びの空間、それから生活空間は快適に守ってあげなくちゃいけないと私は思います。それと同時に、それを見守る大人の職員のほうの優遇措置も僕はきちんと必要じゃないかなと思います。これは委託されておりますので、委託業者との今後のやり取りをきちんとしていただいて、双方に無理のないような学童保育をしていただければありがたいなと思っています。よろしくをお願いします。

それでは、2点目に入りたいと思います。

2点目は不登校児童生徒の実態についてお伺いしたいと思います。これは以前にも私は質問した経緯がございますが、それから年々不登校の生徒数が増えているという中で、今回再度質問をさせていただきました。

全国的に見て年々増えている不登校児であるが、一宮小学校、東浪見小学校、一宮中学校、この3校はどのような状況かお伺いしたいと思います。実際に増えているのか、また、不登校児の支援はどのようにされているのか、回答をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の不登校児童生徒数の増減について、過去3年間からの推移を申し上げます。各小中学校合わせて、令和3年度が25人、令和4年度が23人、令和5年度が37人で、ここで大きく増加しております。令和7年1月時点では33人で、前年度に比べ4人減少しております。全児童生徒数に対する割合は、東浪見小学校が1.36%、一宮小学校が1.85%、一宮中学校が6.04%となっており、各校とも令和5年度の全国平均と比較してもほぼ同じ水準となっております。

次に、2点目の不登校児童生徒に対する支援についてです。これまでも不登校に対するご質問でお答えしたところですが、大きく分けて5点の支援策について申し上げます。

まず、1点目に担任や学年職員等による家庭訪問や電話連絡、2点目に生徒指導部会での実態把握と対応策の検討、3点目に適応指導教室の設置、4点目にスクールカウンセラーとの教育相談、5点目にタブレットによるオンラインでの対話、以上5点の支援策を継続的に

実施しているところでございます。

さらに、新たな取組として、町の子育て支援課や福祉健康課と連携したケース会議や訪問相談の実施、町内外の適応指導教室やフリースクールとの連携支援、中学生を対象とした県のオンライン授業配信を活用した学習機会の確保などがあります。不登校児童生徒への対応で最も大切なのは、学校と児童生徒、保護者とのつながりを絶やさないことです。今後も子供たち一人一人の実態に応じた適切な支援を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○13番（袴田 忍君） 再質問をお願いいたします。2点ございます。

1点目は、前回の支援方法から新たに私が気になったことが、このオンラインでの授業、これは今、我々の業界もそうなんですが、オンラインでの会議が最近増えるようになりました。学校でもそういった形ではオンラインの授業があってもいいのか。これは今学校でも取り組まれておるとは思いますが、これは学校と家庭ですので、家庭のほうではこのオンラインの授業は実際に可能なのか、お聞きしたいと思います。

2点目は、先ほどありましたフリースクール、これは町の中にあるのか。そしてまた町外であればどのフリースクールを利用しているのか、あればお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、1点目の中学校のオンライン授業についてですけれども、学校と家庭をつないで配信を行う場合、まずご家庭で通信環境を整備していただくことが前提となります。その上で、現在も教員と保護者が相談して教科を決めた中で、対応可能なものについては授業の様子をZoomで配信しております。

2点目のフリースクールにつきましては、茂原市が運営している適応指導教室でつなげており、今年度もこれまでに一宮小学校で2人、一宮中学校で3人が利用しております。民間のフリースクールは町内に1団体あり、教育委員会と連携して進めておりますので、こちらにもご案内をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 再々質問はありません。

私もこれは非常に気になっていたところでございますが、オンライン授業、これはこれからの授業体系かなと思っております。ですので、学校と家庭の連携がきちっとこれはできているかなということが問題になると思いますので、ぜひ家庭のほうにもWi-Fiつないでいただいて、いつでも子供が学校に行けなくなっても学校の様子を知れるような状況をつくってもらおうということが僕は必要条件だと思いますので、教育委員会のほうでもこれを進めていただければありがたいなと思っております。

それから、フリースクール、ありがとうございます。私どもは全然つかんでおりませんでしたから、この近辺にもフリースクールがあるということ、非常にありがたく思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（小関義明君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第7、議案第1号 一宮町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづり1ページのほうをお願いいたします。

議案第1号 一宮町犯罪被害者等支援条例の制定について。

一宮町犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

制定の理由です。誰しものが犯罪の被害に遭う可能性がある中で、被害者は生活上の様々な困難に直面をいたします。住民に身近な存在である市町村においても支援の根拠となる条例

制定を求める声が高まっており、策定自治体は年々増加しております。また、犯罪被害者等基本法第5条においても地方自治体に施策の策定を求められており、町民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために制定をいたします。

主な内容ですが、第11条で規定する障害見舞金の支給、全治1か月以上3か月未満が5万円、全治3か月以上が10万円、遺族見舞金は30万円を支給します。引っ越し先を町内外問わず5万円を限度に転居費用を助成します。

施行期日は令和7年4月1日となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） この犯罪のことなんですけれども、これは何でも犯罪だったら該当するということの解釈でよろしいですか。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 基本的には全ての犯罪が該当いたします。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

8番、鵜沢一男君。

○8番（鵜沢一男君） この制定の理由、背景をまず1点目で教えてください。末端の自治体が犯罪の被害者に見舞金を払う、転居費用を払う、その必要があるかどうかを判断したいと思います。

2点目、国に同じ施策、支援策があるかと思えます。それを把握されているかを教えてください。

3点目、この財源を示してください。

以上です。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 1つ目の質問ですが、こちらに関しましては、今周りの状況等を勘案した中で策定自治体も増えているということもありまして、今回制定をいたします。

2つ目は、国の制度は当然承知しております。基本的には国がやるべき施策であるとも考えております。ただし、各種要求要望、警察からの要望等もございます関係で、今回郡内の

町村とも足並みをそろえた上で制定をすることとしております。

予算に関しましては今のところは計上してございませんが、発生した場合は一般財源で対応いたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

犯罪被害者ということなのですが、この被害者は町がどのように知り得るわけですか。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 実はそこは大変難しいところでして、警察ともその辺の協議を進めているところでございます。今後、その辺に関しても詰めていく必要があると認識しております。

以上です。

○6番（小林正満君） 要は警察沙汰にならないと被害者という形にならないということでしょうか。加害者があって、被害者があるという形で、例えば傷害事件だとか暴行事件だとかあるでしょうけれども、その辺を警察から知り得ない。警察からすると警察沙汰になるということでしょうけれども、警察沙汰にならなくてもあるような気がするんですが、その辺どう考えていますか。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 難しいんですが、警察沙汰にならないと犯罪という認識にはなりませんので、その申入れに対して町で救援するということは難しいかと思えます。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

次、質疑ございませんか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 先ほどの答弁の中で、国にも当然そういう制度があるということで、これは国がそういう犯罪被害者に対してお金を支給する、同時に町もその方に支給するという、両方から支給されるということでしょうか。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） そのように認識をしております。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

8番、鶴沢一男君。

○8番(鶴沢一男君) 私は、反対の立場で討論いたします。

本議案については、末端自治体が行う施策ではないと考えます。これは国の責任でやるべきものであり、国の制度がある以上、末端自治体が重ねて支援策を設ける必要はないと考えます。

以上です。

○議長(小関義明君) ほかに討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第1号 一宮町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小関義明君) 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第8、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長(高田 亮君) それでは、議案つづりの7ページをお願いいたします。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

改正理由です。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が改正され、これによりまして懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されました。それに伴いまして、一宮町条例の該当部分について字句の改正を行うものでございます。

改正する現行条例は一宮町一般職員の給与に関する条例、一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、一宮町環境保全条例が該当いたします。

附則といたしまして、こちらは令和7年6月1日より施行になります。

説明は以上になります。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第9、議案第3号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの10ページをお願いいたします。

議案第3号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

今回の改正につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして、職員給与と民間給与の格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置いた上で、全ての級、号給の給料を見直すものでございます。

一般職員は平均で4.1%、現業職員、調理員等は1.9%、医療職員、保健師等で4.3%の引上げになります。

期末勤勉手当は年4.5か月が4.6か月に引き上げられます。

改正は令和6年4月1日に遡って行います。また、新たに地域手当を支給するものとし、令和7年度は給与月額2%、令和8年度からは4%を支給いたします。

扶養手当については、配偶者扶養手当を段階的に廃止し、子供に係る扶養手当を引き上げるものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 1点伺いたいと思いますが、一般職員の給与は、人事委員会、人事院勧告、こういうことで了解なんです、管理職手当、ここはいじられないということですが、その辺はどういうふうに考えているのでしょうか。ほかの管理職じゃない一般職員は超過勤務手当だと本給に合わせてパーセントが決まって上がるんだけど、いわゆる残業代が管理職は出ませんよね。その分、管理職手当があるはずなんですけれども、その辺はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 今回の改正につきましては管理職手当のことは入っておりませんが、今、畑場議員のご提案がございましたので、管理職手当についても今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第3号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第10、議案第4号 一宮町個人番号の利用等に関する条例及び一宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長(高田 亮君) それでは、議案つづりの63ページをお願いいたします。

議案第4号 一宮町個人番号の利用等に関する条例及び一宮町税条例の一部を改正する条例の制定について。

一宮町個人番号の利用等に関する条例及び一宮町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

この改正につきましては、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に合わせまして、一宮町個人番号の利用等に関する条例及び一宮町税条例の引用する条項を改定するものでございます。条項のずれに対応するための改正でございます。

説明は以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第4号 一宮町個人番号の利用等に関する条例及び一宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第11、議案第5号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの65ページをお願いいたします。

議案第5号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について。

一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例。

一宮町事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第1条中、企画広報課を企画課に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

この改正によりまして、広報事務は総務課広報庶務係に移ります。企画課には、新たに公共施設整備係を設置し、公共施設整備の強化を図るものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

広報についてお尋ねしたいんですけども、非常にこれは扱いが軽い扱いをしているような気がするんです。まず、一番最初、私が議員になってから秘書広報課というのがありましたね。そして、次に今度は企画のほうに広報がくっつきました。今度は企画から総務のほうに、これは係になるんだと思うんですが、そんなに広報というのは軽い所管かなという単純な思いがあるんで、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 決して広報が軽いものだとは考えておりません。所掌する部署が変わっているだけでございます。よろしく願いします。

○議長（小関義明君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第5号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第12、議案第6号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの66ページをお願いいたします。

議案第6号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

こちらの改正内容ですが、第8条、育児及び介護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限について、3歳に満たない子がある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に広げます。また、第17条の2、3については、職員が介護離職に至ることを防止し、介護休暇を取得しやすい勤務環境を整備するために改正するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第6号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第13、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 次に、68ページをお願いいたします。

議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月4日。

一宮町長、馬淵昌也。

こちらですけれども、育児介護休業法第61条の改正を受けまして、町の条例に関して必要な改正を行うものでございます。

第20条部分休業の承認において適用する法律の条文の改正でございます。

附則として、令和7年4月1日から適用いたします。

説明は以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第14、議案第8号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの69ページをお願いします。

議案第8号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

こちらは人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく一般職員の給与の改定に伴い、特別職についても同様に期末手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げるものでございます。

第1条が令和6年度分の改正、第2条は令和7年以降の改正になります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 今、提案理由の説明がありましたけれども、過去の選挙とかそういうところで、特別職の給料の10%カットとか20%カットとかというのが一つの公約になったりして、これは一般職員と比べて特別職、同じ常勤者であっても給料が高いという中で、そういうことが一つの目玉政策のようになることがあったんだと思います。そういう点で、一般職は人事院とか人事委員会の勧告で改定をするんですけども、特別職は無理にそこに合わせなくても、今、はっきり言って生活給は十分あると思うんで、この辺は据え置いてもよかつたんじゃないかというふうに思いますが、その辺は検討がされたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 今、言われた舩場議員のご指摘のような検討はいたしておりません。あくまでも人事院勧告に基づきまして今回提案しているものでございます。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 非常に言いづらいんですが、この辺は特別職、責任の重さは当然あるわけで、多く取るのが当たり前だという考え方もあるかと思えますけれども、こういう庶民の暮らしが厳しい中で、ここはひとつ据え置いて姿勢を示すということも大事かと思えますので、反対したいと思います。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 議案第8号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

これまでも特別職の期末手当については一般職員に準じて改正を行ってきました。特別職の方は、町民の暮らしを守り、支えていく行政の最終責任者であり、重責を担う立場にもあります。また、常勤であると同時に、土曜、日曜でも各種行事に出席するなど、多忙な身分です。

以上のことから、一般職員と同様に、遡及適用し支給率を引き上げることはそれらに見合うものであると判断し、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第8号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第15、議案第9号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、議案第9号 町道路線の認定についてをご説明いたします。

議案つづりの71ページをご覧ください。

本案は、民間の宅地開発事業によって新設された道路を町道として認定しようとするものです。路線名は町道2493号線、場所は9区-2細田堰の西側に位置いたします。開発事業者から寄附を受けたものであり、幅員6メートル以上を有する本町の町道認定基準を満たした延長100.5メートルの道路でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第9号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第16、議案第10号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第6次）

議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの72ページをお願いいたします。

議案第10号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定について。

令和6年度一宮町一般会計補正予算（第6次）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

次のページ、73ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,098万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,168万2,000円とするものとさせていただきます。

第2条、繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加、変更及び廃止は、第2表繰越明許費補正によるものとさせていただきます。

第3条は、債務負担行為の補正です。債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正によるものです。

第4条、地方債の補正です。地方債の変更は、第4表地方債補正によるものとさせていただきます。

今回の補正につきましては、年度末の最終補正となることから、各事業の精算等が主なものとなりますので、細かな説明は省略させていただき、額の大きなものについて事項別明細書でご説明させていただきます。

また、職員の人件費等の補正については、人事院勧告等に伴う給与の見直しによるもので、全体で約2,200万円の増加となります。こちら各項目での説明は省略をさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

それでは、議案つづりの96ページ以降、事項別明細書、歳出から説明を申し上げます。99ページをお願いいたします。99ページです、一番下のほうですね。

公用車管理運営費マイナス384万6,000円です。こちらは備品購入費、公用車ということで371万8,000円の減。こちらは日産キャラバンを購入するため12月補正で計上いたしましたが、半導体不足の影響で受注が止まっております。受注再開のめどが立っておりませんので、来年度中に確実に納車される見込みがないことから減額をいたします。なお、令和7年予算に同額を計上し、受注が再開次第購入の予定でございます。

次に、101ページをお願いいたします。

上から2番目、情報化推進事業です。マイナス235万2,000円、こちらを現行の構成のまま第5次L GWANへ切替え可能であることが確定いたしましたので、暫定的に確保していた切替え後の通信費とルーター借上料を減額するものでございます。

3つ飛ばしまして、ふるさと応援事業919万2,000円の増です。こちらはふるさと応援寄附金が増えたことによる全体的な増加の補正でございます。

次のページ、103ページをお願いいたします。

一番上、財政調整基金です。地方財政法第7条に基づき、前年度繰越金の2分の1以上と基金利子等を積み立てるもので、9,146万9,000円の増額です。

次に、減債基金です。2,035万円の増。普通交付税追加交付のうち、臨時財政対策債償還対策費相当額を積み立てまして、令和7年、令和8年の償還に充てるものでございます。

公共施設整備基金につきましては9,999万9,000円、当初予算と合わせまして1億円の積立てになりますが、今後想定される公共施設の整備改修のための積立てでございます。

一番下になります、低所得世帯支援給付事業です。

次のページをお願いいたします。同じく、定額減税補足給付金給付事業、2つの事業ですが、こちらは2つとも事業完了した精算によるそれぞれ減額の補正でございます。

その下、低所得世帯支援金給付事業（非課税世帯）5,275万3,000円の増額補正、こちらは国が補正予算で新たに始める事業で、繰り越した上で事業を執行いたします。非課税世帯への給付事業でございます。

次に、109ページをお願いします。

一番上、住民基本台帳事務費マイナス264万3,000円。住民基本台帳ネットワークシステム入替えの国スケジュール遅延に伴う不用額でございます。

2つ飛びまして、町長選挙費です。マイナス221万6,000円。執行額確定による減額の補正になります。

次に、111ページをお願いします。

真ん中の辺り、社会福祉総務事務運営費マイナス307万9,000円。一番下の19節扶助費、福祉タクシー助成金ですが、実績が見込みを下回ったため、マイナスの206万9,000円、免許返納者の見込みが実績より多かったことによる減額になります。

次のページ、113ページをお願いします。

上のほう、自立支援事業になります。プラスの325万3,000円、19節扶助費の各給付費が利用者増による増額補正になります。

次に、自立支援医療給付事業がマイナス96万円。こちらは身体障害者への給付費の中で入院費等実績が減、あと利用者が減したことによる減額補正でございます。

2つ飛ばしまして、障害児支援事業134万円の増。こちらはサービス利用料、日数の増による増額補正でございます。

次に、115ページをお願いします。

真ん中少し下です。後期高齢者健康診査事業です。マイナス372万7,000円。大きなものは、18節負担金補助及び交付金の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金の減額が268万3,000円となっております。

次に、117ページをお願いします。

保育委託事業プラス279万5,000円です。こちらは、国家公務員の給与改定に合わせて職員人件費を引き上げるための増額の補正になります。

その下、子ども・子育て支援対策事業の18節負担金補助及び交付金の施設型給付費、こちらも同様の理由で私立のこども園に対する助成を行うものでございます。

次のページ、119ページをお願いします。

上から2番目、児童手当支給事業、マイナス1,995万5,000円。児童手当拡充による新規申請、増額申請で、システムの抽出により800人ほど申請を見込んでおりましたが、ほぼ半分程度の申請になりましたために、減額の補正をするものでございます。

次に、121ページをお願いします。

上から2番目、予防接種事業、マイナス941万2,000円。委託料で、高齢者インフルエンザ予防接種委託料がマイナス123万円、接種者の減による減額。それから、下のほう、新型コロナウイルスワクチン接種委託料、こちらが見込みより大幅に少なかったためマイナス798万2,000円の減額となります。

1つ飛ばしまして、健康増進事業です。12節委託料、自治体情報システム標準化・共通化対応委託料、こちらは当初見込みより低い価格で契約ができたため、733万5,000円の減額です。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業、1,092万9,000円の増。こちら国負担金、国補助金の返還になります。接種実績に伴う返還で増額になってございます。

次に、123ページをお願いします。

真ん中下のほう、合併処理浄化槽設置事業、マイナス380万5,000円です。こちらは小型合併処理浄化槽の転換補助ですが、申請件数の減による減額補正です。

その下、住宅用設備等脱炭素化促進事業、マイナス122万1,000円。こちらもエネファーム蓄電池等の脱炭素化の補助金の申請が少なかったことによる減額補正でございます。

次に、125ページをお願いします。

上から2番目、農業振興事業、マイナスの727万8,000円です。負担金補助及び交付金、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金、マイナスの100万7,000円。これは、対象者の減、機器の未購入による減額の補正です。

少し下がりますして、農産産地支援事業補助金、マイナス114万1,000円。これは契約差金になります。新規就農者育成総合対策事業交付金、マイナス300万円。所得制限、離農等で減額の補正となります。地域農業担い手支援事業補助金は、マイナス139万1,000円。これは事業辞退者が発生したためのマイナスの補正です。

2つ飛ばしまして、農業生産基盤整備事業、マイナス427万3,000円。負担金補助及び交付金で、多面的機能支払交付金のほうですが、県補助金の配分が減ったためのマイナスの補正となります。

1つ飛ばしまして、湛水防除事業です。マイナス297万3,000円。こちらは工事請負費、土地改良施設維持管理適正化事業補修工事の契約差金がマイナス220万円と大きくなっております。

次に、127ページをお願いします。

真ん中少し下のほう、海岸有料駐車場運営事業510万9,000円のマイナス。こちらは海岸駐車場の運営の警備日数の減による精算の減でございます。

次の、魅力ある海岸づくり基金、1,977万3,000円の増額補正。駐車場の収支額が確定したため、増額の補正をするものでございます。

次に、129ページをお願いします。

一番下、公共下水道（雨水）維持管理事業、マイナス176万6,000円の減。

次のページ、131ページをお願いします。

上のほう、12節委託料、中央ポンプ場保守点検委託料、マイナスの115万5,000円。こちらは執行残となります。

少し飛びまして、145ページをお願いします。

真ん中のほう、公民館管理運営費、マイナス268万7,000円になります。こちらは、12節委託料、中央公民館基本計画作成委託料がマイナス229万7,000円。計画作成に至らなかったため実費精算をした後の減額補正となります。

図書室管理運営費、マイナス143万円。委託料の図書管理システム導入委託料の契約差金  
が119万4,000円発生したものでございます。

歳出については以上になります。

続きまして、歳入です。84、85ページへお戻りください。

それでは、歳入です。

初めに、1款町税の個人町民税ですが、所得金額の増加によりまして3,342万6,000円の増  
額です。法人税は、法人数の増、景気回復により2,221万円の増。

2項の固定資産税は、土地家屋償却資産の増加により2,044万8,000円の増です。

4項の町たばこ税は、売渡し本数の減少により324万5,000円の減となっております。

2款の地方贈与税から、86ページ、11款地方特例交付金までは、それぞれの交付見込みに  
よる増減となっております。

次のページをお願いいたします。86、87ページです。

12款地方交付税は、交付決定に伴う精算で、1億9,344万円の増額です。

15款使用料及び手数料の1項使用料の海岸駐車場使用料は、夏季特別料金の導入により  
1,492万3,000円の増となっております。

16款国庫支出金から、90ページ、17款県支出金は、歳出でご説明しました各事業の補助率  
や補助金の交付決定等に基づき精算したものでございます。

90、91ページのほうをお願いします。

下のほう、19款寄附金は、一般寄附金21件で170万7,000円の増、ふるさと応援寄附金は  
1,972万円の増加を見込んでございます。

20款繰入金の1目財政調整基金繰入金は、町税や交付税の増加により当初繰入れ予定であ  
りましたが、繰入れせずに済みましたので1億3,000万円の減額となっております。4目の  
ふるさと応援基金繰入金は、精算により580万円を減額するものでございます。

次に、94、95ページをお願いいたします。

23款町債は、事業費確定により、それぞれ減額するものでございます。

それでは最後に、繰越明許費の補正、債務負担行為の変更、地方債の補正についてご説明  
を申し上げます。

78ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正です。追加になりますが、2款総務費1項総務管理費、地方創生事  
業、低所得世帯支援金給付事業（非課税世帯）5,275万3,000円から、9款教育費4項社会教

育費、中央公民館測量調査事業308万7,000円まで8項目を追加するものでございます。

これらは、資機材の調達等に遅れが生じていること、工事日数、諸手続きにかかる期間の不足などにより事業の完了が見込めないものや、国の補正予算等の追加により年度内の事業完了が見込めないものを翌年度に繰り越すものでございます。8項目合計で1億7,564万8,000円となります。

変更については、契約額減によるもの、廃止については事業執行見込みが立たないもの、年度内に事業が完了したものになります。

次に、79ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の変更です。放課後児童健全育成事業委託料の限度額を1億26万円から1億1,318万4,000円とするものです。こちらは人件費の高騰による増額の変更でございます。

次のページ、80ページをお願いします。

第4表地方債補正、変更です。こちらは3事業債でございますが、各事業の契約実績に基づく事業費確定により、それぞれ限度額を変更するものです。

以上、説明のほうは終わりです。よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 99ページの公用車管理運営費、これは使うあれがなくなり、取りあえず延期になったんでマイナスということになったんですけれども、これはリースということを考える方法はないですか。買い取るんじゃなくて、リース。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 今のところリースは考えてございません。購入をいたします。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第10号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第17、議案第11号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第11号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの157ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億366万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,094万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出からご説明いたします。

166、167ページをお願いいたします。

右側の説明欄でご説明いたします。

一般人件費でございますが、人事院勧告の給与改定に伴うものとなっております。

その下の運営事務費は、診療報酬のレセプト点検委託料の事業執行による精算が主なもので、56万1,000円の減額とするものでございます。

その下、賦課徴収事務費でございますが、各通知書等の執行残の精算となっております。

次に、国保運営協議会運営費は、事業執行による委員報酬の精算となっております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費7,388万2,000円の減額。3目一般被保険者療養費86万4,000円の減額。5目審査支払手数料12万7,000円の減額。

その下の2項高額療養費2,299万4,000円の減額は、実績及び見込みによるものでございます。

168、169ページをお願いいたします。

次に、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金の給付金250万円の減額。その下の審査支払手数料1,000円の減額は、対象となる出産件数の減少を見込んで減額するものでございます。

次に、4項葬祭諸費、1目葬祭費の給付金20万円の増は、実績及び見込みによるものでございます。

次に、特定健康・特定保健指導事業でございますが、294万7,000円の減額につきましては、集団健診の受診者数の減少に伴う委託料の精算が大きなものとなっております。

次に、保健事業でございますが、補正額29万9,000円の減額は、脳ドックの受診者数の減少に対応するための費用が主なものとなっております。

次に、基金積立金は、高額療養費貸付基金利子の発生により、基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

162、163ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、見込みによりまして、滞納繰越し分の168万2,000円を減額するものでございます。被保険者数の減少で団塊の世代が75歳、後期高齢者医療制度に移行したことが主な要因でございます。

その下、2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、こちらは社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で、保険証の一体化に伴う周知広報事業に係る補助金でございます。

次に、4款県支出金でございますが、右ページの1節普通交付金は、医療給付費の実績等による見込みから1億4,267万7,000円を減額するものでございます。

その下、2節特別交付金は、県からの交付決定による見込みから、合計で650万1,000円を減額するものでございます。

5款財産収入は基金の利子でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計から繰り入れを行うもので、交付決定等による精算をするもので、合計で267万9,000円を減額するものでございます。

2項基金繰入金は、856万5,000円を減額するものでございます。

7款繰越金は前年度の繰越金でございます。

164、165ページをお願いいたします。

8款諸収入は、滞納額に対する延滞金、預金利子、交通事故による第三者納付金と特定健

診の受診者からの負担金の増減でございまして、事業執行等に伴います精算となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第11号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第18、議案第12号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、議案第12号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの175ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億877万6,000円にしようとするものでございます。

今回の補正は、いずれも決算見込みによる精算でございます。

初めに、歳出から主な内容をご説明いたします。

議案つづりの184、185ページをご覧ください。

1段目の1款1項総務管理費は、127万2,000円の増額です。こちらは人事院勧告等に基づく人件費の整理でございます。

次に、2つ飛ばしまして、2款1項介護サービス等諸費につきましては、合計で3,049万4,000円の減額です。こちらは令和6年度の特徴といたしまして、介護度の高い方の利用などにより在宅介護で利用する通所リハビリや短期入所、生活介護の1件当たりの単価が増加傾向となっております。一方で、特別養護老人ホームなどの施設系サービスにつきましては、入所者数の減少等により給付費も減少傾向となっております。

続きまして、一番下の2款3項高額介護サービス等費は127万4,000円の増額です。こちらは介護サービスを受けた際の一月分の自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた部分を助成するもので、決算見込みによる精算でございます。

続きまして、186、187ページをご覧ください。

上から2段目、2款5項特定入所者介護サービス等費は674万7,000円の減額です。こちらは非課税世帯など低所得の皆様が施設サービスを利用した際の食費や居住費を助成するもので、決算見込みによる精算でございます。

続きまして、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で243万2,000円の減額です。こちらの対象は要支援の皆様で、デイサービスなどの給付費になりますが、秋冬季のインフルエンザ流行などからサービスの利用控えがあったものと考えられ、それぞれ決算見込みによる精算でございます。

続きまして188、189ページをご覧ください。

上から2段目、4款1項の基金積立金は1,904万7,000円の増額です。こちらは、今後見込まれる給付費の増加への対策として、決算余剰金を積立てするものでございます。

続きまして、その下と一番下段になります。5款の諸支出金ですが、こちらは令和5年度の各事業費の確定に伴い超過交付となった負担金等について、それぞれ返還するため償還金と繰出金を計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

議案つづりは、180、181ページにお戻りください。

初めに、1款の保険料は、被保険者の転入・転出に伴う異動などから206万2,000円の増額でございます。

続きまして、3款1項の国庫負担金から、下から3段目の7款1項一般会計繰入金になり

ますが、これらは6款の財産収入を除き、いずれも歳出の決算見込みに合わせた定率での財源の補正でございます。

続きまして、下から2段目の7款2項基金繰入金は1,098万5,000円の減額です。こちらは、決算見込みにより財源を整理した結果、財源不足が解消いたしますので減額するものでございます。

続きまして、8款1項の繰越金3,213万1,000円の増額は、前年度からの繰越金を全額予算化するものでございます。

続きまして、182、183ページをご覧ください。

最後に、9款3項の雑入は68万4,000円の増額です。こちらは介護予防教室の参加者負担金や介護認定審査会に係る広域負担金の精算金などをそれぞれ予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第12号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後1時間が経過しますので、ここで15分程度の休憩といたします。

再開は16時15分といたします。

休憩 午後 3時57分

---

再開 午後 4時14分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第19、議案第13号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第13号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの196ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,498万3,000円とするものでございます。なお、今回の補正につきましては年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をさせていただきます。

202、203ページをお願いいたします。

右側の説明欄によりご説明をさせていただきます。一般職人件費は、人事院勧告の給与改定等に伴う増額でございます。その下、運営事務費は保険証の郵送費等で事務執行に伴う清算でございます。次に、保険料賦課徴収事務費は、保険料の通知等に伴う郵送料やコンビニ納付手数料につきまして、それぞれ実績等により補正するものでございます。次に、広域連合納付金530万7,000円の増は、保険料の収納実績等によるものでございます。その下、保険基盤安定拠出金の348万2,000円の減は、広域連合から示された金額により精算するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

200、201ページをお願いいたします。

1款保険料でございますが、特別徴収分と普通徴収分を合わせまして216万9,000円の増とするもので、広域連合から示された見込額により補正するものでございます。

2款繰入金は、実績等により合計で55万2,000円の減とするものでございます。

3款繰越金は前年度からの繰越金です。

4款諸収入ですが、右側の説明欄の延滞金は実績により8万7,000円の増、保険料還付金は広域連合からの還付金で13万5,000円の増、預金利子は1,000円の増、雑入は合計で36万

5,000円の増となっております。広域連合からの保険料負担金の精算が主なものでございます。

以上で説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第13号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第20、議案第14号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第14号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第4次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの216、217ページをお願いいたします。

まず、下段の支出からご説明させていただきます。

農業集落排水費用の1款1項1目処理場費302万円の減額につきましては、2節光熱水費で、原、東浪見地区の電気量が当初見込みより少なくなったことにより不用額140万円を減額いたします。その下、6節委託料につきましては各種業務の落札差金162万円を減額する

ものです。次に、3目総係費41万1,000円の増額につきましては、こちらは人事院勧告に伴う職員1名分の人件費を増額補正するものです。

次に、1款1項1目支払利息及び企業債取扱諸費145万9,000円の減額ですが、こちらは借入率が当初予定利率より低かったことから、償還利子額に変更が生じたため減額をするものです。

次に、1款3項1目過年度損益修正損950万3,000円の増額につきましては、令和5年度一般会計繰入金に返還金が生じたことのため計上するものです。

続きまして、上段に移りまして収入となります。

農業集落排水事業収入でございますが、1款2項2目他会計補助金300万円の減額につきましては、決算見込みによる一般会計繰入金からの減額となります。

続きまして、次のページ218、219ページをお開きください。

下段の支出、農業集落排水事業資本的支出でございますが、1款1項1目施設整備費20万5,000円の減額につきましては、こちらは千葉県土地改良事業団体連合会への賦課金となりますが、原地区改修事業が繰越しとなったことによりまして不要となったため今回減額するものです。

次に、1款3項1目その他資本的支出990万円の増額につきましては、今後の施設整備等の財源として財政調整基金に積立てを行うものでございます。

続いて、上段の収入となりますが、農業集落排水事業資本的収入でございますが、1款3項1目他会計補助金876万8,000円の減額につきましては、決算見込みによる一般会計繰入金の減額となります。

1款4項1目受益者負担金1,848万円の増額につきましては、新規加入負担金の増額分について増額補正を行うものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第14号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第15号～議案第19号の上程、説明、委員会付託

○議長（小関義明君） 日程第21、議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算議定について、日程第22、議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第23、議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第24、議案第18号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第25、議案第19号 令和7年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第15号から19号について、順次提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 議案つづり220ページをお願いいたします。

議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算議定について。

令和7年度一宮町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年3月4日提出。

一宮町町長、馬淵昌也。

別冊の予算書1ページのほうをお願いいたします。

令和7年度一宮町一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億5,000万円と定めるものでございます。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条は、町が起こすことができる地方債は、第3表の地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条は、歳出予算の流用を定めるものでございます。

予算の概要を事項別明細書の総括表で説明申し上げます。11ページをお願いいたします。  
初めに歳入です。

1款町税は15億6,163万5,000円で、6,722万3,000円の増となっています。これは、4万円の定額減税の終了により、町民税個人の現年課税分で5,093万7,000円の増、固定資産税では新築家屋等の増加による現年度課税分で1,592万円の増などを見込んだものでございます。

2款地方贈与税から11款地方特例交付金までは、国の令和7年度地方財政対策等を参考に町の決算状況や令和6年度見込み等から算出させていただきました。

なお、11款地方特例交付金が5,002万9,000円減少していますが、これは先ほど町税で説明しました定額減税分約5,000万円が地方特例交付金として交付されていたものが終了したことによるものでございます。

12款地方交付税は13億円で、5,000万円の増となっています。こちらも近年の実績や地方財政対策等を基に見込んでございます。

2つ飛ばしまして、15款使用料、手数料は1億1,381万7,000円で、1,253万3,000円の増となっております。これは、昨年から海岸駐車場使用料に夏期料金を導入したことにより駐車場使用料が1,100万円増加したことによるものでございます。

次に、16款国庫支出金は9億4,179万2,000円で、3億3,547万4,000円の増となっております。これは、中央ポンプ場整備事業の事業費増加に伴い、補助金が1億6,641万2,000円増加したものでございます。また、昨年10月の児童手当の改正に伴い、児童手当負担金1億3,517万5,000円の増などが主なものでございます。

17款県支出金は4億9,714万1,000円で、7,806万1,000円の増となっています。これは、小中学校児童生徒の学習用タブレット更新に伴う補助金3,663万円の増や、農業産地パワーアップ事業1,963万9,000円の増、参議院選挙費委託金996万1,000円の増などが主な要因でございます。

19款寄附金は2億1,141万6,000円で、1,300円の増。これは、ふるさと応援基金の増を見込んだものでございます。

20款繰入金は3億8,574万9,000円で、1億8,894万7,000円の増。今回、財政調整基金の繰入れは1億8,600万円となり、昨年より5,600万円増加しております。その他、ふるさと応援基金7,312万6,000円の増などが主なところでございます。

22款諸収入は7,757万6,000円で1,793万3,000円の減。これは、湛水防除施設の改修事業費

1,990万円の減が主な要因でございます。

23款町債は4億730万円で、1億9,630万円の増となっております。これは、臨時財政対策債1,100万円の減や、緊急防災・減災事業債7,380万円の減少などがあるものの、公共事業等債1億3,110万円の増、緊急自然災害防止事業債1億5,000万円などが増加したことにより、全体で増額となっております。

次に歳出ですが、13ページをお願いいたします。

2款総務費は10億4,256万2,000円で、1億126万1,000円の増となっております。これは、自治体情報化システム標準化委託料3,735万6,000円、ガバメントクラウド利用料1,635万円、ふるさと応援事業1,299万6,000円などの増加に加え、去年の人事院勧告に基づく人件費が定期昇給分と合わせ約2,000万円の増となっており、これらが主な増加要因となっております。

3款民生費は15億3,725万円で、1億9,557万円の増となっております。主な要因としては、児童手当の制度改正による1億4,733万9,000円の増が大きなところですが、その他に自立支援事業で1,747万2,000円の増や障害児通所事業989万3,000円の増などがございます。また、新たに80歳以上で自動車運転免許証のない方に福祉タクシーの助成を開始いたします。

4款衛生費は5億5,414万8,000円で、1,611万7,000円の増となっております。主なものは、長生郡市広域市町村圏組合の衛生費負担金や長生病院の負担金で984万2,000円の増、子供医療費助成511万7,000円などの増加に加え、新たに健康増進食育推進計画策定の委託費353万3,000円などがあります。

5款農林水産業費は2億2,083万9,000円で、2,625万8,000円の減となっております。新たに産地パワーアップ事業1,963万9,000円の増加や、金久保排水機場整備2,175万8,000円などがありますが、昨年実施しました一宮排水機場ポンプ改修事業5,503万3,000円の使用が大きく、全体で減額となっております。

6款商工費は1億5,984万4,000円で、6,048万3,000円の増となっております。これは、海水浴場駐車場の舗装工事4,840万円や観光パンフレットるるぶの日本語版と英語版の増印616万円の増加が主なものでございます。

7款土木費は7億1,042万6,000円で、3億586万6,000円の増となっております。これは、中央ポンプ場改修事業の事業費3億3,282万5,000円の増加が大きな要因でございます。また、新たに空き家等の対策計画を策定するための経費として、委託料756万8,000円を見込んでおります。

8款消防費は4億4,730万3,000円で、1億2,884万6,000円の増となっております。これは、

昨年実施したドローンによる津波避難広報システム整備事業の終了により4,778万9,000円の減額があるものの、GSSセンター裏山の急傾斜地崩落対策工事1億5,000万円の増や、長生郡市広域市町村圏組合への負担金2,063万9,000円の増などにより全体で増加しております。

9款教育費は5億6,388万6,000円で、1億4,171万4,000円の増となっています。これは、小中学校児童生徒の学習用タブレット更新とGIGAスクール環境整備を合わせ1億293万円の増、給食食材の物価高騰対策助成として1,416万8,000円などに加え、新たに第2子以降の給食費無償化を実施するための経費として1,074万5,000円、小学校2校と中学校に特別支援教育支援員を1名ずつ導入するための経費として704万4,000円を計上しております。

次に、11款公債費は3億2,000万4,000円で、1,125万5,000円の増となっています。これは、措置期間の終了に伴い元金償還が始まったことによるので、今後も毎年増加が見込まれます。

12款諸支出金は3億9,875万2,000円で、922万4,000円の増となっています。諸支出金は各特別会計の繰出金となり、国民健康保険特別会計で260万5,000円の増、介護保険特別会計で1,656万4,000円の増、後期高齢者医療特別会計で181万1,000円の増、農業集落排水事業会計1,175万6,000円の減となっております。

最後に、第2表債務負担行為及び第3表地方債についてご説明申し上げます。

6ページのほうをお願いいたします。

新たに債務負担行為を設定するものについては、公共下水道施設整備事業で期間は令和8年度までで、限度額は3億9,937万円になります。

次に7ページ、第3表地方債ですが、令和7年度に起こすことができる地方債の限度額になります。

緊急防災・減災事業債は2,040万円、公共事業等債は2億3,690万円、緊急自然災害防止対策事業債は1億5,000万円が本年度借入れできる限度額になります。

一般会計予算については説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の165ページをお願いいたします。

令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億6,039万6,000円と定めるものでございます。前年度比8%の減となっております。

歳入における国民健康保険税は、世帯数1,800世帯、被保険者数2,731人、前年度と比べ165人の減少で見込み、歳入額は減少傾向となっております。歳出の医療費につきましても、被保険者数が減少したことにより全体の医療費も減少しておりますが、1人当たりの医療費水準が増加傾向となっているところでございます。

このような中、物価高騰の影響により被保険者の家計を圧迫していることを鑑み、被保険者の負担軽減を図るため保険税率を据え置くこととし、財政調整基金の一部を活用する形で運営する予算としております。町としては、医療費と県納付金の推移を注意しながら健全な事業運営を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりとします。

○議長（小関義明君） 関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） 続きまして、議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の203ページをご覧ください。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億528万1,000円に定めようとするものでございます。

この予算規模は前年度に比べ974万5,000円の増、率にして0.9%の増となりました。

なお、本年1月末日現在の65歳以上の高齢者数は3,986人であり、前年同時期と比べ13人の減、このうち要介護認定者数は614人で前年同時期と比べ41人の増となっております。また、高齢化率は32.4%でございます。令和7年度は第9期介護保険事業計画の計画期間の中間年度であり、介護予防、重症化防止への取組や認知症施策、また次期計画となる第10期介護保険事業計画の策定に向けた調査費などを盛り込んだ予算編成となっております。

第9期計画の基本理念に掲げる、高齢者がいきいきとくらするまちの実現を目指し、今年度に引き続き計画に沿った事業執行に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○議長（小関義明君） 目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 続きまして、議案第18号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の245ページをご覧ください。

令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,721万6,000円と定めるものと  
ございます。前年度比2.1%の増となっております。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象で、千  
葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合会が主体となって運営され  
ています。

本予算につきましては、被保険者数を2,371人、前年度比85人の増で見込み、広域連合か  
らの通知や実績に基づいた数値等により所要額を計上しております。また、被保険者数の増  
などの要因により前年度に引き続き増額を見込んだ予算編成を行っております。

令和7年度につきましても医療費の増加は保険料の増加につながることから、健康診査を  
積極的に受診していただき、被保険者の健康の維持、増進への取組を千葉県後期高齢者医療  
広域連合と連携してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（小関義明君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第19号 令和7年度一宮町農業集落排水事業  
会計予算議定についてご説明させていただきます。

予算書の273ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度一宮町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

初めに、中段の第3条の規定しております収益的収入及び支出でございますが、主に農業  
集落排水事業の料金収入と施設維持管理費や事務費の経費となります。

まず支出でございますが、第1款農業集落排水事業費用は総額1億2,765万6,000円となり、  
第1項営業費用は各処理場などの施設維持管理費や事務費のほか職員1名分の人件費、そし  
て減価償却費で1億2,342万6,000円。第2項営業外費用につきましては、企業債の利息で  
373万円。第3項につきましては、予備費として50万円を計上しております。

次に収入でございますが、第1款農業集落排水事業収益は総額1億4,894万7,000円となり、  
第1項営業収益は、施設使用料などで4,466万8,000円。第2項営業外収益につきましては、  
一般会計繰入金や長期前受金戻し入れなどで1億4,279,000円を計上してございます。

続きまして、次のページ、274ページをお願いいたします。

第4条に規定しております資本的収入及び支出でございますが、主に建設改良費や企業債  
償還金、これらに要する財源となります。

まず支出でございますが、第1款農業集落排水事業資本的支出につきましては総額6億

3,558万1,000円となり、第1項建設改良費は、原地区処理施設整備費などで6億1,536万1,000円。第2項企業債償還金につきましては、償還金の元金といたしまして2,012万円、第3項その他の資本的支出につきましては、基金の積立金として10万円を計上してございます。

続いて、収入でございますが、第1款農業集落排水事業資本的収入につきましては、総額6億3,282万3,000円となり、第1項企業債につきましては、原地区の処理施設整備費の財源といたしまして、下水道事業債のほか、公営企業会計適用債で2億4,560万円、第2項県補助金につきましては、原地区の処理場の設備費の財源といたしまして3億6,475万2,000円、第3項他会計補助金につきましては、一般会計繰入金といたしまして1,701万円、第4項負担金につきましては、新規加入に係る受益者負担金といたしまして65万円を計上しております。

最後、第5項その他資本的収入481万1,000円につきましては、施設整備費の財源として基金繰入金を計上してあるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第15号から議案第19号につきましては、質疑を省略し、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第19号につきましては質疑を省略し、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

念のため職員に議案付託表を朗読させます。

御園議会事務局長。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（小関義明君） どうもご苦労さまでした。

---

### ◎休会の件

○議長（小関義明君） 日程第26、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月8日、9日、15日、16日は町の休日のため休会です。

お諮りします。会議規則第9条第2項の規定により、3月5日から7日及び10日から14日、

17日の9日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、3月5日から7日及び10日から14日、17日の9日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長(小関義明君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月18日の会議は午後2時からといたします。よろしくをお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時48分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 18 日 （ 火 ）

# 令和7年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

令和7年3月18日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
8番	鵜	沢	一	男	9番	小	安	博	之	
10番	吉	野	繁	徳	11番	森		佐	衛	
12番	畑	場	博	敏	13番	袴	田		忍	
14番	小	関	義	明						

2. 欠席議員は次のとおり。

7番 鵜 沢 清 永

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町 長	馬 淵 昌 也	副 町 長	大 場 雅 彦
会 計 課 長	横 山 千 尋	教 育 長	竹之内 達 生
総 務 課 長	高 田 亮	企画広報課長	渡 邊 高 明
税 務 課 長	鎗 田 浩 司	住 民 課 長	目 良 正 巳
福祉健康課長	関 晴 美	都市環境課長	森 常 磨
産業観光課長	田 中 一 郎	子 育 て 支 援 課 長	中 村 晴 美
教 育 課 長	渡 邊 浩 二		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事 務 局 長 御 園 明 裕 書 記 長谷川 里 紗

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第15号	令和7年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第16号	令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第17号	令和7年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第18号	令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第五	議案第19号	令和7年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定について
日程第六	議案第20号	令和6年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定について
日程第七	同意案第1号	一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第八	発議案第1号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第九	発議案第2号	一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十	発議案第3号	一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

開議 午後 2時03分

◎開議の宣告

○議長（小関義明君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日が最終日となります。休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議いただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（小関義明君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎議案第15号～議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第18号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第19号 令和7年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は各常任委員会へ付託をしてございますので、これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、川城茂樹君。

○総務経済常任委員長（川城茂樹君） 4番、川城茂樹です。

総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算のうち歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費と、議案第19号 令和7年度一宮町農業集落排水事業会計予算です。

審査は、3月5日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に実施しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は、委員長 川城茂樹、副委員長 吉野繁徳、委員 森 佐衛、小安博之、宇佐美信幸、篠瀬寛樹、6名です。なお、本委員会の書記は、産業課副主査、鶴岡裕平です。

まず、議案審議に先立ち、一宮町GSSセンター背面急傾斜地崩落対策工事、一宮町中央ポンプ場除塵機設備改修工事、一宮海水浴場駐車場舗装工事の現場踏査を実施しました。

続いて、午前10時から付託された議案審議に入りました。

両議案ともに予算書及び予算資料に沿って説明を受けましたので、予算の内容に関する報告は割愛させていただき、ここでは昨年の要望事項の回答、また審査の過程で出された主な質疑応答及び要望事項についてご報告申し上げます。

まず、昨年の2点の要望事項に対し、回答の概要を要約申し上げます。

1点目、企業版ふるさと応援寄附金について、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点戦略の一つにあるとおり、令和8年度までの目標値である3,000万円を達成するべく、周知に努めるよう要望するとの要望に対しては、企業版ふるさと納税の目標値の達成のため、これまでポータルサイトを活用し寄附金受入れの間口拡大を行ってまいりましたが、実績が260万円と目標に届かず、苦慮しているところです。企業版ふるさと納税制度は令和10年3月末まで3年間延長となりましたので、引き続き成功事例なども参考に目標値につながるよう周知に努めてまいりますとの答弁でした。

2点目は、上総一ノ宮駅南側の踏切拡幅について、昨年度、要望に対する回答では県に要望済みであるとのことであったが、改良整備についての進展が見えないため、引き続き県に対し強く要望されたいとの要望に対しては、今年度に2度、県と町で協議を実施し、改めて事業の推進要望をしました。この整備は県が費用を負担し、JRが発注する枠組みですので、県においてもJRとの協議を進めているところですのでとの答弁でした。

次に、審査の過程で出された質疑応答について申し上げます。

GSSセンター背面急傾斜地崩落対策工事に伴う発生土の仮置場、盛土規制法の対象となるかとの質疑に対し、対象となるため必要な手続を行うとの答弁でした。

無料駐輪場整備工事の内容はとの質疑に対し、現在の駐輪場の比較的入口に近い部分に、1区画増設する工事であるとの答弁でした。

サーフィン保護区の申請はいつか、認定される可能性はあるのかとの質疑に対しては、申請書は令和7年度の作成を予定しており、早い時期に申請をしたい。認定の可能性について

は未知数であるとの答弁でした。

公民館の建設については、来年度から企画課の所管となると思うが、予算措置されていない理由はとの質疑に対し、事業実施に当たり、最も補助率の高い交付金の採択に向け作業を進めており、準備が整い次第、必要な措置を講ずるとの答弁でした。

入湯税について、前年度予算に比べ減収となっているがその理由は。また入湯税は宿泊者に対し課税されるものかとの質疑に対し、減収については、入湯税の対象施設でない民泊等の宿泊施設が多くなっているため、その影響を考慮し減収を見込んだものです。また、入湯税については、対象施設を利用した場合に課税されるものですとの答弁でした。

両総土地改良区管理委員会松潟支部及び茂原支部補助金について、どのような工事を実施するかとの質疑に対し、松潟支部では宮原踏切地先の松潟用水路パイプライン工事を実施し、茂原支部では宮原の町道1045号線沿いの用水排路法面補修工事を実施するとの答弁でした。

森林環境整備委託事業はとの質問に対し、市川市との協定を締結し、二酸化炭素の吸収量を上昇するための取組として憩いの森などの森林整備を行ってきました。令和7年度は間伐材などを活用した木造加工及び一宮町と市川市の小学校を対象とした交流イベントを予定しているとの答弁でした。

このほかに、質疑に対しても明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって議案第15号及び議案第19号を原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、2点、要望を申し上げます。

1点目、町の情報発信について、ホームページやSNSの運用方法に改善の余地がある。先進的な自治体を参考にしつつ、新たなツールの活用も含め、広報力の強化に取り組むよう要望する。

2点目、上総一ノ宮駅南側の踏切拡幅について、昨年度、要望に対する回答では、県とJRの協議が進められているとのことだが、改良整備についての進展が見えないため、引き続き県に対し、強く要望されたい。

以上が、本委員会に付託された議案の審査過程及び結果です。

これをもって総務経済常任委員会の報告を終わりといたします。

令和7年3月18日。

総務経済常任委員会委員長、川城茂樹。

一宮町議会議長、小関義明様。

○議長（小関義明君） どうもご苦労さまでございました。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時13分

---

再開 午後 2時39分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、藤井幸恵君。

○厚生文教常任委員長（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、4日の議会において審査を付託されました議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部、9款教育費及び議案第16号から議案第18号の特別会計について、5日午前9時に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、午前9時10分から一宮町保健センター保健指導室において、住民課及び子育て支援課職員の出席を求めて審議をしました。その後、一宮小学校において、特別支援教育支援員による児童の支援体制を、また、一宮中学校では、長期化する物価高騰対策として給食1食当たり70円を支援する給食食材物価高騰対策事業や、学校旗の買替え、修繕が必要な駐車場入り口門扉の現場踏査を行いました。

午後からは、福祉健康課及び教育課の職員の出席を求め、再び審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員長 藤井幸恵、副委員長 袴田 忍、委員 小関義明、畑場博敏、鶴沢一男、小林正満、大橋照雄の7名です。書記は、住民課主査補、森 みかです。

付託された議案審議については、予算書及び予算資料に沿って説明を受けましたので、予算の内容に関する報告は割愛させていただき、ここでは昨年の要望事項への回答、また審査の過程で出された主な質疑応答及び討論、要望事項についてご報告申し上げます。

まず、昨年の2点の要望事項に対して、回答の概要を要約して申し上げます。

1点目に、子ども医療費助成事業について、県の助成対象範囲が限られ、自治体独自の上乗せ助成を実施しており、自治体間での助成内容に格差が生じています。そのため、入院、通院、調剤の助成対象を中学校3年生まで全国一律の制度として、国の責任において実施す

ることを国へ要望すること。

2点目に、国民健康保険において、制度上、脆弱な財政基盤である構造的な問題解決のため、国庫負担を増やすことを国へ要望すること。

この2点の要望事項に対しては、今年度は町の優先順位の関係で、国への要望には至らないが、引き続き要望に努めていくとの答弁でした。

次に、議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算の審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

中長期在留者住居地届出等事務交付金の対象者、施設は、また、外国の方は短期でも住民登録する必要があると聞くが、実際にどのくらいの件数を処理しているかとの質疑に対し、海岸の桜通りにある日本語学校の生徒だけでなく、新規上陸された外国の方全てが対象となる。短期的でも住民登録があるので、月に少なくとも70から100人くらいの方の転入等の移動を処理する。これに係る交付額は、処理件数と基準額に応じて国から示されているとの答弁でした。

放課後児童健全育成事業の金額が増額するというので、保護者と業者と町の三者会議ではどのような協議が行われているかとの質疑に対し、放課後児童健全育成事業運営委員会では、過去20年間変わらぬ保育料としていたが、近隣市町村と比較し低価格であったことや、長期休暇及び土曜日の価格統一を図り、保育料の見直しを決定したとの答弁でした。

介護人材確保対策事業について、介護分野で働く人材が非常に不足しているが、それを補う目的なのか、また、研修を修了した方が一宮町で働いてもらえる要件が備えられているかとの質疑に対し、事業の目的は2点あり、1点目は、介護人材不足に苦慮している町内介護事業者への就業の促進を図るため、2点目は、町に流入する若い方を雇用につなげることで、町の介護保険サービスの水準を維持していくためである。また、事業の助成対象としては、研修を修了した方が町内の介護事業所に3か月以上継続して就労していることを要件としているとの答弁でした。

一宮小学校教職員駐車場借上料について、教職員の自己負担をなくす、または代替地を確保するといった考えはあるかとの質疑に対し、借用している駐車場の自己負担をゼロにするということは難しいと考えている。代替地として近隣の町有地等を検討しているが、教職員全員分は確保できないと思われるとの答弁でした。

このほか、質疑に対しても明快な答弁があり、審査の結果、議案第15号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算の審査の過程で出された主な質疑応答、討論について申し上げます。

現在の国民健康保険税の税率、また、税率を上げない理由は何かとの質疑に対し、一宮町の所得割については、基礎分7.5%、支援金分2.9%、介護分2.1%で行っている。また、税率を上げない理由については、今後の国保の完全統一を見据え、今ある基金を活用していくことと、現在の物価高騰により保険税が家計を圧迫しているところもあるため、保険税を据え置く予算編成をしたとの答弁でした。

このほかの質疑に対しても明快な答弁がありました。

次に、討論を議事録のとおり読み上げます。

反対討論。

毎回言っているのですが、反対の立場で討論です。

1つは、この課題は構造的な危機の問題が一番あるわけです。

もう一つは、それに対して国や県の方針というのが、その危機打開の方向に進んでいないというところが大きな問題で、その中で運営をしないといけないという担当の苦しさはあると思いますが、今まで聞いた中で、所得の問題にしても150万、こういうことが言われていて、以前にもお話しましたがけれども、最低の生活を余儀なくされている生活保護者の方々の可処分所得と逆転してしまっているという現象が、この状態が引き続きあるわけです。

最大の解決方法というのは、国からの負担金を上げてもらう、知事会へ要求したように、毎年国費を1兆円投入してもらわないとまずい。私は安ければ安いほどいいというふうには考えていません。少なくとも、皆様は医療を受けているわけですから、介護保険の中では、中小企業の従業員が加入している協会けんぽというのがありますが、少なくともその水準まではすべきだなと考えています。

そういうことを考えると、現実までに運動するし、あるいは一般会計からの繰入れを含めて税率の据置きはいいことですが、引下げをしていただきたいということで、反対したいと思います。

賛成討論です。

令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は国民皆保険の中核となる医療保険で、被保険者の相互扶助によって賄われる医療保険制度として、住民の医療、健康保持、増進に大きく貢献する制度であります。

現在、町全体の約32%の世帯が加入しておりますが、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行することや社会保険適用拡大による被保険者数の減少、近年の医療技術の高度化などにより、財政状況は大変厳しい状況となっております。

さらに、物価上昇などにより家計を圧迫している状況の中、本予算では被保険者の負担軽減を図るため保険税率を据え置き、財政調整基金を活用する形で運営する予算となっております。

また、特定健診、保健指導、人間ドック助成事業など、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした被保険者の健康管理や、健診の受診率向上を図る事業に取り組み、医療費の削減に努めた予算となっております。

以上のことから、本予算は適正なもの判断し、賛成討論とさせていただきます。

もう一つ反対討論がありました。

反対の立場で討論いたします。

今年度の予算計上については、厳しい予算の中で税率を上げない判断をしております。来年度以降の財源が足りないのは明らかであります。そのために、財政調整基金を繰り入れることによって本年を賄うという考えであります。税の公平の在り方を考えて、財政調整基金は長い間加入者が支払ったものを積み立てたものでありまして、今、入っている加入者が数年でこれを使い尽くすということは、税の公平さからいっても不平等と考えます。税率を上げて単年度で処理できる会計とすべきであります。

以上で討論は終結し、続いて採決の結果、賛成少数により、議案第16号を否決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計予算の審査の過程で出された主な質疑応答、討論について申し上げます。

介護予防教室や事前に予防するための活動が少ないように見受けられる。公民館等を利用するなどして、多くの住民が参加できるようにしてほしいとの質疑に対し、介護予防事業として、保健センター、東浪見コミュニティセンター、町のフィットネスジムなどで5種類の教室を展開している。また、公共施設に来られない方に対しても、地区の集会所でも16か所で開催している。今後も自宅の近くで参加できる教室をさらに増やしていきたいとの答弁でした。

このほかの質疑に対しても明快な答弁があり、続いて討論がありました。

最初に、反対討論です。

介護事業者も利用者も状況悪化の深刻が進んでいます。諸物価高騰の中、これ以上の保険料の値上げは無理との声が多く聞かれます。今年は第9期介護計画の中間年であり、保険料は全国平均の6,225円よりは少ない4,855円ですが、スタート時より2倍近くになっています。

一方、介護施設やそこで働く人、マンパワーも常に危機的状況に置かれています。離職者が多く常に求人倍率が高い問題や、昨年訪問介護基準報酬の引下げが行われ、小規模事業者から撤退が生まれています。特養入所待機者も21名と、入所困難解消が求められています。

それぞれの問題解決には、国への制度改善要求、待機者を生まない施設運営計画、そして一般会計からの繰入れで当面保険料の引下げをするなど、さらなる改善を求め、反対します。賛成討論です。

高齢化率が増加する中で、保険給付費は第9期介護保険事業計画の推計値より抑制されている。これは町が精力的に実施しているけんこう運動教室など、高齢者福祉施設の効果がある。高齢者が住み慣れた地域で健康に安心して暮らせることを目的とした適切な予算であり、賛成する。

討論が終わり、採決の結果、賛成多数により、議案第17号を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算については、審査の上、討論がありました。

議事録のとおり読み上げます。

まずは、反対討論からです。

後期高齢者医療特別会計の場合、広域連合と一体になって考えないと、ここは単に事務を扱うだけなのでと考えて、反対の立場で討論いたしたいと思います。

1つは、年齢で囲い込むというこの制度ができたときからこの会計の保険料というのは上がる一方の状況というのがつくられています。いわゆる昔の老人保健法でやっていた。それと比べて、明らかに悪法になってしまったというのが1つです。

特に団塊の世代が後期高齢者に入りました。そういう中で、加入者の人たちは年がいつていますから、やはり病気が多くて医療が高額になっている。こういう中での国からの給付費に対する補助割合が一定なわけで、額が増えれば残りは保険料を上げないと、それこそ独立採算でやっていけない。こういう仕組みになっていますから、発足以来2年に1回、これが引き上げられてきたという実態があります。そういう関係なので、制度上大きな問題がある。

それから、この間、後期高齢者医療連合の委員に出させてもらって分かったことなんです

けれども、都市部も農村部も県一本化なので、会計も議会も同じ、執行している職員も大体3年に一遍くらいは入れ替え、持続性がなかなかない。本当はなければいけないけれどもない。もう一つは、県の位置づけが非常に弱い。要になる総務課長がずっと不在だった。新年度はきっと県からの執行があるだろうと感じる。

制度でマイナンバー保険証が導入され、変わりますよね。本来であれば、広報広聴費というのが増やされて、より制度の徹底をするというのが本来ですけれども、こういうことが逆に広報広聴費を減らす案がこの間の11月議会で可決した。8,000億の予算規模を審議する議会が、2時間足らずで終わる。それで住民の声はどう反映されるかという、一つは質疑の時間は20分が制限、一般質問は往復で15分というような内容でびっくりしましたけれども、こういう中で、やっぱり住民の声の反映があまりにもない。そういう中では運営しているこの会計、本当に担当は大変だと思いますけれども、反対せざるを得ないということで、反対します。

賛成討論がありました。

令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うために、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同運営している医療制度です。

現在、町全体の約19%、2,360人が本制度に加入しておりますが、今後も団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数と医療費のさらなる増加が見込まれています。このような状況の中、本予算では、千葉県後期高齢者広域連合への納付金や窓口業務に関する経費など、健全な運営を維持するために必要な予算についても、適切な内容で計上されています。

以上のことから、本予算は適正なものと判断し、賛成討論とさせていただきます。

討論が終わり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、2点、要望事項を申し上げます。

1点目に、学校支援事業について、各学校において通常学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒に対する支援員の増員を求めます。

2点目に、一宮小学校、東浪見小学校、一宮中学校の3校の公平性を保つため、一宮小学校の教職員駐車場を町で確保していただきたい。

以上、2点を要望事項といたします。

以上が、本委員会に付託された議案の審査過程並びに結果です。

これをもって厚生文教常任委員会の報告を終わりといたします。

令和7年3月18日。

厚生文教常任委員会委員長、藤井幸恵。

一宮町議会議長、小関義明様。

○議長（小関義明君） どうもご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告が終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うため、質疑については何々常任委員会に、議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方どうぞ。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算についての反対の立場で討論を行います。

本予算は馬淵町政3期目の2年目、本格予算であり、初めて60億を超える予算となっております。

町民を取り巻く経済状況は諸物価の高騰が続き高止まりの中、政府の有効な救済策が求められておりますが、低所得者世帯への一時的な救済策はあるものの単発であり、根本的な対策には消費税の減税、これを図り、全体の消費を活性化させる、この救済をすることが必要であります。本予算に求められているものは、引き続き町民救済予算であるべきだというふうに思います。

安心安全なまち事業を見ますと、主なものは公共施設関係の老朽化更新事業が中心です。子育て支援事業では住民要望の一定の反映はありますが、第2子以降の学校給食無償化事業では2学期からとのことであります。一定の前進ではありますけれども、財源はこれまで不安定財源で恒久的事業にはなじまない、こうしてきたふるさと納税の基金、これが予定され

ております。方針転換したのであれば、小出しにするのではなくて、完全無償化に踏み切るべきであります。

活気ある元気なまち事業では、福祉タクシー事業や地域農業担い手支援事業など、一步前進した施策や継続性をさせる事業、これも含まれておりますが、これは新たな発展につなげるべき事業が必要であります。学校給食調理員への熱中症予防対策事業も応急的な対処事業であり、食中毒対策など大丈夫なのか、経過検討が必要な課題であります。

国保会計や介護保険会計への税負担軽減のための地方消費税交付金 3 億 1,000 万円のうち、税率引上げによる増収分 1 億 7,540 万円は、法律で全額社会保障財源に充てる条件がついております。この財源を適正に使い、他会計へ繰り出しを行い、税負担軽減の措置を図るべきであります。

以上、さらなる改善を求めて反対いたします。

○議長（小関義明君） 9 番、小安博之君。

○9 番（小安博之君） 9 番、小安であります。

議案第 15 号 令和 7 年度一般会計予算案について、私が賛成の立場から討論いたします。

令和 7 年度一般会計予算は 60 億 5,000 万円、前年度からは 9 億 4,400 万円の増となります。歳入の町税は、定額減税の終了による個人住民税の増加や家屋の新築などが影響し、増収を見込んでいるほか、各種事業の実施に当たっては、国、県補助金をはじめ、各種基金の有効活用など、財源確保に向けた努力が十分うかがえるものであります。

一方、歳出では、安全安心なまちづくりを目指し、中央ポンプ場及び湛水防除施設の整備を継続するとともに、避難所である G S S センターの土砂災害特別警戒区域の解除や、防災行政無線子局にソーラー式給電機能を追加するなど、防災対策の強化も図られております。

また、給食食材の物価高騰対策事業や第 2 子以降学校給食費無償化の拡充を行うなど、子育て世帯の経済的支援もさることながら、福祉タクシー利用対象者の拡充も図り、健やかな暮らしづくりの実現に向けた内容となっております。

さらに、町の基幹産業である農業については、地域農業の担い手の確保として機械導入の設備費用の支援を行い、学校関係では、タブレット端末の購入や各小中学校に特別支援教育支援員を増員するなど、教育環境の拡充にも努めております。

以上、新年度予算案は限られた財源の中、効果的に事業の拡充を図ったものであり、今後予算が適正に執行され、町のさらなる発展につながることを期待して、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

反対討論。議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算に対して、反対の立場で討論します。

GSSセンター裏山は、建設以来土砂崩れなど事故は現在まで認められていません。

令和2年に土砂災害特別警戒区域に指定され、来年度に法面の勾配を緩くする工事を1億5,000万円で施工予定とのこと。法面だけを勾配を緩くする工事をした場合、残りの土地は長い年月使い物にならない土地になります。工事で発生した残土が行き場所が不明なため、隣の民間業者の土地に無償で仮置き、その残土で近隣住民に迷惑が生じるのでは。

せっかく、条件の良い土地で平らに掘削した場合、一宮町町有地で広大な土地ができ、長生グリーンラインの出發場所であり、南総一宮線で駅まで直通的の場所。平らにした場合、町有地が1,800坪、6,000平米の土地にいろいろな使い方があると思います。

今後は、使い物にならなくなる土地にするよりは、この事業を一旦止めてよく考えてはいかがですか。私が一般質問をしたときに、町長が答弁で私の質問に対して、すばらしいアイデアとのことでした。一宮町執行部にも同じく、今後町民のために無駄のないすばらしいアイデアが出ますよう期待申し上げ、反対討論します。

以上。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第15号 令和7年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

- 12番（舩場博敏君） 議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計に対して、反対の立場で討論いたします。

本会計予算の一番の課題は構造的危機の克服、この予算に近づけることであります。

現在、国保加入世帯の平均所得年収は150万円と伺いました。この実態は、以前試算をし、同じ世帯構成での生活に自由に使えるお金、これが生活保護世帯のそれよりも低くて、逆転している実態になっております。これを一刻も早く改善することが求められていますが、もう一つ、国民皆保険の中で、国、県は構造的危機打開と逆行した取組を進めています。全国知事会、また市町村長会、この辺が求めている毎年国庫負担を1兆円投入する、この実行がされないことや、昨年からの県の第2次国保運営方針での国保税水準の県統一化、これはこの危機をさらに広げるものであります。

今年度は基金の取崩しで税率アップを抑えましたが、加入世帯の厳しい実態は変わりません。保険税でいえば、少なくとも中小企業従業員が加入している協会けんぽ並みに保険税を引き下げるべきであります。実現するまで国県に対する運動と、一般会計地方消費税交付金、これを財源に活用しての繰入れでの引下げを求め、反対をいたします。

以上です。

- 議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

3番、藤井幸恵君。

- 3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

私は、賛成の立場で討論いたします。

被保険者数の減少などから、財政運営は大変厳しい状況にあります。物価上昇の中で、令和7年度は財政調整基金を取り崩し、保険税を据置きとしています。また、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした取組など、医療費の削減に努める予算となっています。

予算委員会でありました討論の中で、1つ目、構造的に脆弱な運営基盤であり、被保険者の負担軽減のため、一般財源から繰入れをし、保険税を引き下げるべきとの意見と、2つ目、税の公平性からいって、財政調整基金の繰入れをせず、足りないなら保険税を上げるべきとの意見がありましたが、1点目について、一般財源からの繰入れはそれこそ税の公平性からいって、国保以外の加入者にとって大変不平等なものです。賛同できかねます。

2点目、財政調整基金はいずれ足りなくなることを見越して今まで積み立てており、今回繰入れを行い、保険税を据え置くことは妥当であると考えます。

以上のことから、本予算は適正なものだと判断し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

8番、鶴沢一男君。

○8番（鶴沢一男君） 私は、反対の立場で討論いたします。舛場議員と真逆の立場なので、よろしく願いいたします。

国民健康保険は、相互公助の制度による公的な制度であります。その考えは被保険者の相互による負担で成り立っているものであります。そして、その大前提は単年度の会計であります。1年に使うものを1年で集めて1年で使う、これが国民健康保険の前提であります。

本年の予算編成を見ますと、税率を上げない、そして2,700人の国民健康保険の加入者から集めた税金、そして1年間支出が予想される歳出、それを比べたときに赤字になっているわけです。その分を財政調整基金から繰り入れてこれを賄う、これが7年度の会計の予定であります。

しかし、社会の状況は大きく変わっております。今までアルバイトやパートの方は国民健康保険に加入をしておりました。しかし、社会保険の制度が緩和され、社会保険に多くの方が移行されております。つまり、今後も国民健康保険の被保険者の数は減少することが明らか。しかし、残念なことに医療費の歳出はほとんど変わりません。つまり、来年度以降も赤字の会計が予想されるわけでありまして。それを単年度の会計の基本を無視して、足りない部分は財政調整基金から繰り入れて使う、これは税の健全からいっても容認できないと考えております。

そして、2点目なんですけど、財政調整基金の在り方についてを指摘したいと思います。

財政調整基金はもしものための基金であります。例えば、インフルエンザの流行、感染症の大流行によると、2,700人の被保険者のこの会計年度の場合、5,000万、1億の突然の支出が考えられるものであります。そうしたときのための財政調整基金であります。

そして、もう1点は、今後県下で統一される国民健康保険の在り方でありまして。今後統一されたときに財政調整基金がどのように扱われるのか、被保険者2,700人で現在1億5,000万の基金があります。1人当たり約5万円です。しかし、県下統一されたときに全ての財政調整基金が集められるのか、それとも各市町村ごとに基金を持って活動するのか、それが見極められない今の段階で、安易に財政調整基金を使うべきではないと私は考えております。

つまり、私は今後の一宮町の国民健康保険の健全化を求めるための反対であります。

以上です。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

ほかに討論はございませんか。

日程第2、議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論は終わりました。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第2、議案第16号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案否決であります。したがって、原案について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計について、反対の立場で討論をいたします。

本会計の特徴として、介護事業者も利用者も状況が非常に悪化している。そしてまた、深刻化が進んでおります。諸物価が高騰している中、これ以上保険料の値上げは無理だという声が多数聞かれます。今年は第9期の介護計画の中間年であり、保険料は全国平均の6,225円、これよりは低いものの4,855円、これが平均でありますけれども、スタートから見れば2倍近くになっております。

一方、介護施設とそこで働く人、これらの方々は常に危機的状況に陥っております。離職者が多くて常態化している、有効求人倍率が常に高い、こういう状況に置かれております。昨年訪問介護基本報酬が引き下げられ、小規模の事業者はこの事業からの撤退が生まれております。

また、特別養護老人ホームへの入居待機者、これが現在21名、非常に数字的には少ないように感じるかもしれませんが、当事者になってみると、自分のところでは面倒が見られない、何とか入れていただきたい、しかし空きがない、長生郡内の各ところを回っても申込みはするけれども空きがない、こういうような状況が引き続き続いております。

それぞれの問題解決には、国の制度改善、これが求められるわけであります。常にこの制

度改善要求、そしてまた待機者を生まないような施設建設計画、これがつくられなければならないわけであります。

そして、一般会計からの繰入れ、これは財源は皆さんの税金というよりも地方消費税交付金、社会保障のために使いなさいという国からのお金、これを使えばその引下げは十分できるわけであります。さらなる改善を求めて、反対といたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、賛成の立場から討論いたします。

令和7年度の当初予算案は、総額11億528万1,000円で編成され、前年度からは0.9%増となっておりますが、計上内容を見ると、高齢化社会が急速に進行し、高齢化率が確実に増加する中であっても、保険給付費は現行の第9期介護保険事業計画による推計値から抑制されたものとなっております。

これは、けんこう運動教室をはじめ、出張介護予防教室や脳いきいき教室など、町が長年精力的に取り組んでいる高齢者福祉施策が定着してきた結果であり、その効果が十分に現れているものと推測され、令和7年度の当初予算案についても、こうした介護予防や認知症予防への取組が遺憾なく盛り込まれた内容となっております。

特に介護予防推進員の皆様の活動がすばらしく、住民の方々による地域に根差した介護予防教室は大変好評で、この教室に来るのが楽しみです、ここに来ればみんなとおしゃべりできるからとの参加者の声も多数聞かれ、高齢者が家に閉じ籠もらず、外に出かけようというきっかけにもなり、外出支援の一端も担っています。

一方、居宅サービスなどの保険給付費は、これまでの給付実績や被保険者の状況等を踏まえ、厳しく検討された妥当な予算計上がなされており、総合的に見ても、高齢の皆様が住み慣れた地域で、健康に安心して暮らせることを目的とした適切な予算内容であり、私は賛成すべきものと判断いたします。

なお、令和7年度は第9期介護保険事業計画の中間年度に当たります。今後におきましても、この計画を着実に執行していただき、高齢者を支えるさらなる体制づくりに邁進していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第3、議案第17号 令和7年度一宮町介護保険特別会計予算議定について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第18号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 議案第18号 令和7年度後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場で討論いたします。

本会計は、団塊の世代が75歳以上を迎え、いよいよこの会計の持つ構造的な問題が矛盾を深めてきております。それは年齢で囲い込み、国費負担は一定の割合でしか投入されない、また高齢者で若い人に比べると医者にかかる頻度が多くなる、この一方で、医療の高度化、これによってますます医療費の増える傾向が見られます。医療給付費が増えていく分、保険料アップに反映してしまうわけであります。

この保険料は県広域連合で決められ、市町村は保険料の徴収事務、そしてまた広域連合への納付金事務、これが主な仕事となっております。したがって、本会計を見る場合、県広域連合と一体のものとして考えなければ、町の75歳以上の方々が加入をする後期高齢者医療保険にきちんと向き合うことはできないというふうに思います。

幸いにも、今回、町議会より県広域連合議会に派遣をしていただき、その実態をたくさん見てきたわけであります。

特に第一に、医療機関も公共交通機関も便利な都市部、これに比べて過疎が進んでいる町村部、これも県で一本化され、保険料も同じ議会で決められていることであります。

2つ目には、8,000億、この予算規模を持つ会計審議も2時間程度で終わることです。議案質疑は片道で20分、一般質問は往復で15分と定められており、事前通告制であります。住

民の声の反映があまりにもないことに驚きました。

3つ目には、今回のようにマイナ保険証の導入など制度が大きく変わっていくときに、広報広聴費、この大幅削減が提案され可決してしまうという、全く住民目線が感じられなかったことであります。

4番目には、幹部職員も県や大都市部からの出向職員でありますけれども、総務部長が不在であり、職員も3年ぐらいで交代をしていく、継続性が乏しい現状が見受けられました。県の積極的関与が求められると思いますが、これも予算上も含めてありません。総じて他の県の連合や法律の範囲内でささっと運営することが、ここに注力を置いて、住民の声を反映するという点に乏しい内容であったというふうに考えます。

以上、住民の声が届く制度になるように制度の改善を求め、反対をいたします。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

13番。

○13番（袴田 忍君） 13番、袴田です。

令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うために、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同運営している医療制度でございます。現在、町全体の約19%、2,360人が本制度に加入し、今後も団塊の世代が後期高齢者となることから、被保険者数と医療費のさらなる増加が見込まれています。

このような状況の中、本予算では千葉県後期高齢者広域連合への納付金や窓口業務に関する経費など、健全な運営を維持するために必要な予算についても適切な内容で計上されています。

以上のことから、本予算は適正なものと判断し、賛成討論とさせていただきます。

以上。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

ほかの討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第18号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小関義明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第19号 令和7年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第19号 令和7年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第6、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長(高田 亮君) それでは、議案書のほうをお手元にご用意いただきたいと思いません。

1ページ目です。

議案第20号 令和6年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定について。

令和6年度一宮町一般会計補正予算(第7次)を別紙のとおり提出する。

令和7年3月18日提出。一宮町長、馬淵昌也。

3ページをお願いします。

令和6年度一宮町一般会計補正予算(第7次)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,323万3,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」によるものでございます。

ページが、最後のほう、10、11ページをお願いします。

歳出です。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費です。

11ページをお願いします。

一宮小学校給食事業、17節の備品購入費、給食備品で155万1,000円の増加でございます。こちらにつきましては、現在使用中のフライヤーに経年劣化による油漏れが発生しまして、使用できなくなっております。修理部品が製造されていないため、今回購入するものでございます。

続きまして、歳入です。

前のページ、8ページ、9ページをお願いします。

20款繰入金、1項基金繰入金、4目ふるさと応援基金繰入金です。

9ページです。

ふるさと応援基金繰入金ということで155万1,000円を繰り入れまして、こちらに対応するものでございます。

次に、繰越明許費です。

5ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正、追加といたしまして、9款教育費、2項小学校費、一宮小学校給食備品購入事業ということで155万1,000円を繰越しいたします。こちらは、この後購入に向けて手続きしますけれども、年度内に終了する可能性がございませんので、繰越しするものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、議案第20号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第7、同意案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづりの225ページをご覧くださいませ。

今回皆様にご同意をお願いを申し上げます方は、17区の1にお住まいの酒井芳人さんであります。

酒井さんにつきましては、平成22年3月24日から固定資産評価審査委員会委員を務めていただき、今回6期目を引き続きお願いをいたしたく、皆様にお諮りするものであります。

選任の理由でございますが、酒井さんは土地家屋調査士の資格をお持ちであり、固定資産評価審査委員会の委員に適任であると思われまますので、再度ご同意をお願い申し上げます。

任期は令和7年3月24日から3年間となります。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私

生活にわたる言動などプライバシーに関することや、無礼な言葉を使用することのないよう、十分注意してください。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、同意案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。酒井芳人さんを一宮町固定資産評価審査委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小関義明君) 起立全員。したがって、酒井芳人さんを一宮町固定資産評価審査委員会委員に同意することに決定いたしました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第8、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、川城茂樹君。

○4番(川城茂樹君) 提案理由の説明を行います。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和7年3月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、川城茂樹。

賛成者、一宮町議会議員、吉野繁徳、森 佐衛、小安博之、鶴沢清永、宇佐美信幸、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、小関義明様。

人事院及び千葉県人事委員会より、公務員給与や期末手当等の引上げを行うよう勧告がありました。

町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引上げを先日行ったところです。

我々の議員報酬についても検討いたしますと、議員は報酬が目的でなるものではなく、我々の信念や政策の実現など、住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一に考えるべきであると思いますが、議員も生活を営む一個人であります。

期末手当等の支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて、改正を行ったところであります。

それでは、裏面をご覧ください。

今回の勧告では、民間の期末手当が4.61か月に対し、我々は4.50か月であり、均衡を図るため、0.1か月分を特別職同様に改正することを提案するものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年12月1日から施行するものです。

なお、一言付け加えさせていただきますと、社会情勢は物価高騰など依然として厳しい状況にあります。こうした中での改正は、住民の皆さんの理解が得られるよう、今まで以上に我々議員が住民の負託に応えるべく、より一層精進していかなければならないと思っています。

以上、よろしくご審議のほうお願い申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小関義明君) 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第9、発議案第2号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、川城茂樹君。

○4番(川城茂樹君) 4番、川城茂樹です。

発議案第2号について、ご説明いたします。

発議案第2号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和7年3月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、川城茂樹。

賛成者、一宮町議会議員、吉野繁徳、森 佐衛、小安博之、鵜沢清永、宇佐美信幸、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、小関義明様。

それでは、裏面をご覧いただきたいと思います。

初めに、本案件の改正理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されました。これにより同法の第2条に新たに第8項が新設され、以下の項番号が順次繰り下げられることになりました。

このことから、条例における番号利用法第2条の条文を引用している箇所について改正を行うものでございます。

以上のことから、一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものです。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、発議案第2号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第10、発議案第3号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 発議案第3号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

発議案第3号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和7年3月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、川城茂樹。

賛成者、一宮町議会議員、吉野繁徳、森 佐衛、小安博之、鶴沢清永、宇佐美信幸、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、小関義明様。

今回の改正は、本定例会の初日に町の事務分掌条例が改正されたことを受けて、関係する一宮町議会委員会条例の一部を改正するものです。

それでは、裏面をご覧ください。

第2条第1号中「企画広報課」を「企画課」に改める。

これは企画広報課の名称を企画課に改めるものです。

なお、附則として、この条例は令和7年4月1日より施行するものです。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

このたび、広報が企画から外れるという形になると思うんですけども、以前から広報があっち行ったりこっち行ったり、ふらふらしているんですけども、これ、そんなに大事な役を担ってないのかどうか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（小関義明君） これに対する答弁。誰に質問しているんですか。それは発議者に質問していただかないと。

川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 議案発議でございますので、あれはできないと思いますけれども。

○5番（大橋照雄君） はい、すみません。取り下げます。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、発議案第3号 一宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長(小関義明君) 以上で、本定例会に付託されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時58分